

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年6月18日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委 員 長	上 田	ゆきこ
副委員長	ほかり	吉 紀
理 事	高 山	かずひろ
理 事	石 沢	のりゆき
理 事	山 田	ひろこ
理 事	小 林	れい子
理 事	岡 崎	義 顕
委 員	関 川	けさ子

4 欠席議員

な し

5 委員外議員

議 長	市 村	やすとし
副 議 長	高 山	泰 三
議 員	依 田	翼

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
多 田 栄一郎	こども未来部長
吉 田 雄 大	教育推進部長

川 崎 慎一郎	企画課長
宮 間 恵梨果	政策研究担当課長
菊 池 日 彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪 岡 君 彦	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
木 口 正 和	契約管財課長
鈴 木 大 助	こども若者政策課長
日比谷 光 輝	こども若者支援課長
野苅家 貴 之	幼児保育課長
内 山 真 宏	こども施設担当課長
石 樵 さゆり	こども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所副所長（児童相談課長）
寺 崎 寛	整備技術課長
真 下 聡	教育推進部参事教育総務課長事務取扱
宮 原 直 務	学校運営課長
足 立 和 也	学校施設課長
山 岸 健	教育指導課長
高 橋 拓 也	教育施策推進担当課長
大 塚 仁 雄	児童課長
木 内 恵 美	教育センター所長
奥 田 光 広	真砂中央図書館長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査担当	玉 村 治 生

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第5号 文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第6号 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

- 3) 議案第7号 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について
 - 4) 議案第19号 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
 - 5) 議案第20号 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
 - 6) 議案第21号 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
 - 7) 議案第22号 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
 - 8) 議案第23号 文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
- (2) 付託請願審査
- 1) 請願受理第9号 教員の多忙化を解消するための教員増と更なる少人数学級実現を求める請願
 - 2) 請願受理第10号 オーガニック給食の実現を求める請願
 - 3) 請願受理第11号 竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答(後日受付分)」公開から10カ月経つことから検討状況を区民に説明するよう求める請願
 - 4) 請願受理第12号 小日向台町小学校等建替えに係る見直しと今後の小中学校建替えにおけるプール設置の長期ビジョン策定を求める請願
- (3) 理事者報告
- 1) 文京区立学校園の学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
 - 2) 小学校特別支援学級（固定制自閉症・情緒障害学級）の開設について
 - 3) 令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について
 - 4) 図書館におけるICT化の推進「～いつでもどこでも図書館～」事業の実施について
- (4) 一般質問
- (5) その他

午前 9時58分 開会

○上田委員長 それでは、文教委員会を開会いたします。

委員は、全員御出席です。

理事者につきましては、関係理事者の御出席をお願いしております。

なお、議案第19号から25号に関連する理事者として、木口契約管財課長、寺崎整備技術課長に御出席いただいております。

○上田委員長 理事会について。

委員会審査に入る前に、本日の委員会について、個人の方より撮影・録音の申請がございました。具体的には、主に小日向台町小学校に関しての請願に関する質問と答弁のやり取りを録画する予定とのことでした。

本件について協議するため、ただいまから理事会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 理事会は、第二委員会室で開催いたしますので、理事の方の御移動をお願いいたします。

なお、理事者の出席は必要ありません。

それでは、休憩といたします。

午前 9時59分 休憩

午前 10時19分 再開

○上田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほど開催いたしました理事会の協議結果について、御報告いたします。

申合せ事項における基本的な考え方として、「傍聴は、会議の状況を直接確認するものであるため、傍聴席における写真、映像等の撮影又は録音は、原則として認めない。なお、報道関係者からの申請については、マスコミが報道面で大きな役割を果たしており、その公益性、影響力などを考慮し、撮影、録音の目的などを総合的に判断すること」としています。

こうした趣旨を踏まえ、報道関係者ではない個人の方からの本申請は、承認しないこととなりました。

○上田委員長 本日の委員会運営についてですが、付託議案審査8件、なお、議案第19号から第23号の5件については、区立中学校特別教室改修工事に関する契約として、一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行うことといたします。

付託請願審査4件、理事者報告4件、課ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。
一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 本日は議案が8件、請願が4件、報告4件と一般質問が予定されております。
各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、一般質問も含めて午後5時までには終了できるよう、本委員会の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

なお、議員・理事者ともに資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○上田委員長 それでは、付託議案審査に入ります。

議案第5号、文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長 おはようございます。

ただいま議題とされました議案第5号、文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ19ページと併せまして委員会資料第1号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、文京区立一時保育所、いわゆるキッズルームについて、利用時間の単位を変更するほか、規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、第9条第1項において、現行では、3時間を超える部分の利用時間を1時間単位とする旨規定しておりますが、こちらを30分単位とする旨に改正を行うものでございます。

これに伴いまして、別表に規定する利用料金について、1時間単位の金額から30分単位の金額に規定を整備いたします。

施行期日は、令和8年10月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 おはようございます。

私のほうからは、今回の改定については、キッズルームを利用する方々からの要望の声を受けてというふうに伺っております。キッズルームは、3時間2,400円を超えると、30分単位各400円となるそうなんですけれども、保育園の緊急一時保育やリフレッシュ一時保育も料金体系には同じ、3時間2,400円以上、1時間につき800円ということになっています。こちら30分単位にするべきではないかと思っておりますけれども、そういう声もあるのかどうか併せてお伺いいたします。

○上田委員長 野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長 おはようございます。

区立保育園におきます緊急一時保育、リフレッシュ一時保育の利用時間、料金、あと御利用者からのお声ということでございますけれども、まず緊急一時保育につきまして、現在の利用条件を整理しますと、保育時間が4時間以内のときは900円、4時間以上8時間以内のときは1,800円、8時間を超えると、超過時間30分につき180円が加算されるとなっております。キッズルームとは異なりまして、もともと緊急一時につきましては、延長時間の扱いは1時間単位ではなく、30分単位ということになっております。

また、リフレッシュ一時保育につきましては、3時間以上8時間以内の利用で、延長という制度はございません。利用料については、1時間につき800円ということでございます。

御利用者様からの声ということでございますけれども、具体的に幼児保育課に挙がってきている一例を御紹介しますと、例えばリフレッシュ一時保育につきまして、最低利用時間が3時間からとなっていることから、例えば預かり後の体調不良等によりまして、結果として3時間に達しないでお帰りになった場合ということもあるわけなんですけれども、この場合も3時間分の2,400円をお支払いいただくということに現状なっております、そういったところの実際の時間に応じた支払いをさせてほしいという旨の御要望があるということとはございます。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

それでは、石沢委員。

○石沢委員 今回、延長の部分で、1時間単位を30分へと変更するという話で、利便性向上という点では、いいのかなというふうに思うんですけれども、これ例えばもう少し細分化するとか、15分単位にするとか、そういうことはどうでしょうか、検討されなかったのかとか、そのほうが、より利便性の向上という点では資すると思うんですよ。その辺どうなんでしょうか。

○上田委員長 日比谷こども若者支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 時間の設定のさらに細分化というところでございますが、これかねてより利用者の方から1時間単位の延長というところを30分というところで御要望いただいております、検討した結果、今回、条例の提案という形になっております。さらに細分化というところは、ちょっと実際お声はそこまでいただいておりますが、実際に保育をする側の運営上の課題等もございますので、そういったところも踏まえて、そういった利用者のお声が今後出てくれば、検討することになると思いますが、現時点ではちょっと考えてはおりません。

○上田委員長 よろしいですか。

山田委員。

○山田委員 おはようございます。よろしくお願いします。

3時間を超えた場合のということなんですけれども、実際問題、3時間を超えての利用者さんがどのぐらいいたのか。要は、例えば3時間を超えたといっても、40分ではなくて、3時間30分以内の人たち、それが1時間を超えたと同じ料金になっちゃっていたわけけれども、そのぐらいの人たちの割合というのがどのぐらいいたのかなというのが、もちろん多かったからだと思うんですけれども、その辺がお聞きしたい。

それとあと、こういった料金単位を細分化したことで、反対に今度、使用料の収入にはどの程度の影響が生じるのかなという財政面という、この2本をお聞きしたいと思います。

○上田委員長 日比谷こども若者支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 ちょっと3時間を超えて、短い時間で利用された方の割合というか、人数というのは、ちょっと把握しておりませんが、今回の制度の趣旨としては、例えば3時間10分で保育を利用した場合に、1時間分の利用料を徴収されるといったところの、そういった御要望があったもので、改正したものでございます。

あと、歳入のところですね、こちらは大きくは変わらないのかなと思います。実際にやむなく延長した場合の料金の規定もございますので、そういったところもございまして、徴収の利用料が大きく変動、歳入が大きく変動するといったようなことはちょっと想定はしていないという状況でございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。ちょっとはつきりと御答弁が今いただけなかったところはあれですけど、要は区民からの声が上がってということで、区民サービスの向上ということで、こ

のようになったということ。

それとあと、歳入面でもそんなには影響はないと。それは、たまたま超過したという場合の収入もあるというところという捉え方でいいということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○上田委員長 よろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第5号、自民党は賛成です。

区民サービスの向上につきましては、今後もよりよいものをとということで、区民の声を挙げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第5号、利用者の皆さんの御要望も含めて、保育サービスの向上、また充実につながる条例改正ですので、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 議案第5号、維新の会、賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第5号につきまして、先ほどの緊急一時保育やリフレッシュ一時保育なども利用者の声をよく聞き、利便性を高めることを要望いたしまして、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 議案第5号ですけれども、区民の利用者の皆さんの利便性向上ということで、それに資すると思いますので、日本共産党、賛成をいたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第5号、賛成いたします。

○上田委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○上田委員長 続きまして、議案第6号、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 ただいま議題となりました、議案第6号、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、今年度実施する次期指定管理者の選定に合わせて、八ヶ岳高原学園の利用要件に係る規定等を改めるものでございます。

主な内容につきましては、議案集21ページを御覧ください。

第6条第2号にいて、区民利用の要件について、対象に、区内の学校に在学するものを加えるほか、区民等が構成委員の過半数を占める団体であることを要件とする改正を行うものでございます。

また、その他規定整備を併せて行います。

施行の時期は、第1条並びに第6条第1号及び第3号の改正規定は公布の日から、同条第2号の改正規定は令和9年1月1日からといたします。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員 議案第6号ですけれども、今回この八ヶ岳高原学園条例の改正ですけれども、この条例改正をする背景はどのようなものなのかということと、あと、区内に在学する方も要件に加えるということですから、これはそういった問合せというか、要望みたいのがあったのか、お伺いいたします。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 本条例の改正につきましては、これまで一般利用、区民開放の場合につきまして、条文上、構成員の割合についての明記がございませんでした。また同様に、在学を区民利用の場合として要件として加わっていないものでございました。実際には運用の中で、指定管理との取決めとして、実際には過半数、また在学生の方についても、条文上、現在の枠組みの中で御利用いただけるよう対応しておりましたので、これによって何がしか利用者様の対応が変わるものではございませんけれども、やはり条例上、規定として明確化することが必要だろうという判断から、今回、指定管理者の選定を改めるに当たりまして、規定の整備を行ったものでございます。

在学につきましては、過去、大学のゼミサークル等が利用したような実績がございますけれども、何か問合せがあったというよりは、今回の選定に合わせて規定を整備したものと

ということでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。そういったことで、今回の条例改正だけでも、もう一つは、先ほどありました過半数という、今までも過半数に満たないというようなことがあったのか、なかったのか、その辺だけ最後にお聞きします。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 基本的には、指定管理者との取決めの中で、過半数の方に御利用いただいていたというところでございます。

○上田委員長 ほかに。小林委員。

○小林委員 八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価を見ますと、必ず一般利用者を増やすこと、少人数利用、区民以外の利用者等も含めた利用者数を増やすことを求められております。今回の改定で、今までの運用と同じような同様のことを明文化しただけなので、影響はないということなんですけれども、過去、私の認識では、団体の所属者に1人でも区民がいたらオーケーだったというふうに思っておりました。これでハードルが上がるのではないかと、ことは、先ほど大丈夫ということだったんですけれども、一応確認させてもらいたいのと、あと、区民以外の人の規定は、条例で定める必要はないのかどうか。また、一般利用者を増やすために努力していることがあれば、お答えください。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 こくら辺の何人ならというところについて、確かに条例上のまさに規定がないところで、運用上、そこら辺について揺れがあった可能性はございますけれども、原則として過半数というところについては、運用として取り扱ってございましたので、その点については、基本的には問題ないものと考えてございます。

区民以外の規定というところでございますけれども、基本的にはこの第6条第1号から第4号までの中に利用対象のところの規定がございまして、最終的には第4号のところ、その他教育委員会が認めるものということになって、こくら辺で網羅的には拾うという形にはなろうとございますけれども、こういった形で規定をされているものでございます。

以上です。

失礼いたしました。一般利用者の方への裾野を広げるような取組というところでございますけれども、やはり周知活動のほうにも力を入れてございまして、例えば園長のほうでSNSのほう等活用したりですとか、また、実施事業という形で、今年度まで実施しております

けれども、いろいろサービスのほうを展開してございまして、そこら辺を上手に展開しながら、利用者の方の拡充を考えていきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 今の質疑の中で、従来行われていた利用団体のところの区民の利用確認ということ、条例上も規定整備をするということですので、日本共産党文京区議団は賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第7号につきまして、八ヶ岳高原学園の区民利用に関して、これまでの運用で行っていた条件を明文化したということですので、区民が主役の会は賛成いたします。

今後一般利用が増えるよう周知を行い、サービス向上を目指していただきたいと要望いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 第6号、八ヶ岳高原学園の条例改正、賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 条例に条件を明文化するということでございますし、また、今後もしっかり安全管理をやっていただきたいということを要望いたしまして、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 自民党も議案第6号、賛成です。

これまでにあった条例の中では、区民又は区の区域内に住所を有する事業所に勤務する者という書かれ方があった。だけれども、今回の改正では、在勤し又は在学する者がという書き替えられ方があるということで、幅広く大学生何かでもサークル活動だったりとかそういったところでも利用されて、よりよい活用が促進されることを願っております。賛成です。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第6号、賛成いたします。

○上田委員長 議案第6号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○上田委員長 続きまして、議案第7号、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経

理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議についてです。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長 ただいま議題とされました、議案第7号、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ23ページと併せまして委員会資料第3号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、児童相談所を設置する特別区において、措置費共同経理課を共同設置する自治体を追加するに当たり、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容といたしましては、令和8年11月に、杉並区が児童相談所を開設することに伴い、第1条にて規定する共同設置する特別区に、杉並区を追加するものでございます。

施行期日は、令和8年11月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

関川委員。

○関川委員 議案第7号ですけれども、児童相談所を設置する特別区における措置費の共同経理ですけど、児童相談所が増えるたびに、この規定の改定も行うということですけども、文京区も児童相談所ができて1年以上たちますけれども、児童養護施設とか乳児院とかに措置をした数というのは、やっぱり児童相談所が増えてから増えているということではないでしょうか。

○上田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、お話があります措置費共同経理課で経理を担当する、例えば乳児院でありますとか、児童養護施設、あるいは自立援助ホームというところがございますけれども、基本的には、当児童相談所から文京区児童相談所に移行したところによりまして、人数のところは大きな変動はなく、しっかりとお子さんたちを守るための施設に措置をしているというような状況でございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 大きな変動がないということですけども、文京区の場合。1つ児童相談所がで

きるたびに、やっぱりこういう措置の事務が増えていくということで、こういう区政会館に共同設置のところをつくったということなんでしょうけれども、各区からの委員の選出や、あるいは共同設置ということなので、お金の拠出、公金の拠出というのはあるんでしょうか。

○上田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 措置費共同経理課の体制等というようなところでございますけれども、現在、幹事区とされています江戸川区が中心となりまして、各区から経理を担当する職員を1名派遣するというような形での組織になってございます。

基本的には、各区の措置費に関する予算というところを措置費共同経理課で集めまして、そこで経理を行うと。その部分の最後決算のところでは精算をするというような形で今、行われているというところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 今回、杉並区ですけど、これからまた児童相談所を設置する区が増えていくというふうに思いますけれども、共同経理ということで、順調にこの運用が運ばれていくことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 関川委員の質問に関連してなんですけれども、文京区の場合は令和6年度から既に共同設置に組み込まれておりますけれども、措置費の実績について伺いたいというのが1点。

あと、先ほど、職員派遣など共同設置に関する区の役割分担として、職員派遣があるということを知ったんですけれども、例えば先ほど関川委員がおっしゃっていたお金の分担金とか、措置費以外にあるのかどうかということと、その幹事年というのが今後回ってくるのかどうかということも確認させてください。

○上田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 まず、経理的な部分の7年度の状況というところは、今、決算の準備をしているというところで、改めて御報告差し上げられればと存じますけれども、入所の状況というようなところでいきますと、本区の児童相談所から措置されているお子さんというところでは、乳児院が6人、児童養護施設等が28人、自立援助ホームのところは今のところ御利用者がいないというような状況となっております。

先ほどの共同経理課の運営に当たりまして、例えばなんですけれども、執務室で使う環境

整備の費用というようなところは、各区で案分の上で、そのところを負担するというような取決めとなつてございます。

先ほどのお伝えいたしました幹事区の江戸川区から、これから3年ごとに交代していくというようなところで、文京区は10区目というところですので、大体、令和の30年度以降というようなところで、文京区も幹事区になっていくというようなところを想定しつつ、事務を運んでいるというところがございます。

○上田委員長 小林委員、よろしいですか。

ほかには、よろしいですか。はい。

それでは、議案第7号について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第7号ですが、今回、杉並区が令和8年の11月に追加されるということで、規約にその杉並区という文言を追加するという、その変更ということで、自民党は賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 公明党、議案第7号、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 第7号、賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第7号は、文京区では令和6年度から既に措置費共同経理課の共同設置に組み込まれており、令和8年度に新規に追加される杉並区の表記が加わるという改定なので、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○関川委員 児童相談所が増えて、措置の経理が増えていくことによって、共同で経理を行わなければいけないということになるわけですけど、これからも児童相談所が増えていくと思いますので、順調にこの経理事務が行われることをお願いして、議案第7号、日本共産党、賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第7号、賛成いたします。

○上田委員長 それでは、議案第7号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

○上田委員長 続きまして、議案第19号、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約、議案第20号、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約、議案第21号、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約、議案第22号、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約、議案第23号、文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約、以上5件についてです。

議案の提案説明を受けた後、審議は一括で行い、態度表明は議案ごとに行うことといたします。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第19号から第23号までについて、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第19号、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの49ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る4月20日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約によりまして、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金4億1,301万7,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目29番26-101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巖でございます。

なお、工期、支出科目は、データの50ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第20号、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの51ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約目的は、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る4月20日に入札を行い、最低金額入札者と同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億2,089万2,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目26番19号、株式会社リン・ドス、代表取締役、東海林諭でございます。

なお、工期、支出科目は、データの52ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第21号、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの53ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る4月20日に入札を行い、最低金額入札者と同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億2,780万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目19番3号、トリヤマ株式会社、代表取締役、鳥山幸得太でございます。

なお、工期、支出科目は、データの54ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第22号、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの55ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る4月21日に入札を行い、最低金額入札者と同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金2億6,235万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千駄木二丁目42番8号、株式会社上之原工務店、代表取締

役、上之原一光でございます。

なお、工期、支出科目は、データの56ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第23号、文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの57ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る4月21日に入札を行い、最低金額入札者が調査基準価格未満であったことから、4月24日に文京区低入札価格調査委員会を開催し、審査をいたしました。その結果、履行が可能と決定されたため、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金2億5,014万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区水道一丁目12番15号、株式会社ビッグルーフ、代表取締役、大屋高広でございます。

なお、工期、支出科目は、データの58ページに記載のとおりでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 私からは、幾つかお聞きしたいことがあります。

1つは、今回、特別教室の改修工事ということでやっているもの、去年もやりましたよね。それで、今回、議案で提案されているのは5校ですけれども、それ以外にも工事をやっているところがあると思うんですけれども、そのあたりが今回提案の中身に入っていないのはなぜなのかというか、そのあたりの理由をちょっと教えてほしいのと。

あと、今回の工事で、特別教室の改修工事は、今、何校、何教室完了するのか。たしか全体としては16校、93教室というような話だったと思いますけれども、それが何校、何教室終了するのかということをまず教えていただきたいと思います。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 私のほうから、1点目の御質問についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、今回、この議案に提案している5件以外にも、3件、特別教室の改修工事がございますが、こちらはいずれも、予定価格が1億8,000万円未満でございましたので、いわゆるこの議案に御提出する金額の基準を満たしていないため、提案に至っていないものでございます。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 本年、令和8年度の夏工事が完了しますと、全部で5校、59教室が改修を終えることとなります。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 では、その提案されてない学校名もちょっと教えていただけますか。

それから、工事、一般論についてもちっとお伺いしたいんですけども、工事は、大体、基本的には機械設備とか排水とか、そういうものは大体新築の学校の建設工事だと、結構そういうのが分離発注されて提案されるというふうに思いますが、今回は1社が改修工事を請け負っているということで、この理由をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず1点目ですけども、関口台町小学校の特別教室の改修工事と、あと本郷台中学校の特別教室改修工事、さらには指ヶ谷小学校特別教室改修工事の3校となります。

あと、発注の方法なんですけれども、委員御指摘のとおり、一般的な工事の発注では、それぞれの専門性を生かしたりですとか、受注機会を確保することなどのために、建設工事、機械工事、給排水と分けて発注することが多いのは、そのとおりでございます。

なお、今回の特別教室の改修工事につきましては、ちょっと特別な事情がございまして、やはり令和9年度末までに限られた期間の中で、多くの学校におきまして集中的に工事を行うことを踏まえまして、入札の不調による工期の遅れのリスクを抑えるために、一体的に発注しておるものでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。そういう理由ということで。

それから最後に、去年の決算委員会だったかと思うんですけども、だったような気がするんですけども、違ったらすみません。特別教室の改修工事で、駕籠町小学校の改修工事のことで、通常、設計会社が、いわゆる工事監理を行うというのが割と一般的なやり方だというふうに思うんですけども、この駕籠町小学校の特別教室の改修工事のときには、工事

監理は教育委員会がやっていたということがあって、これがやっぱり一般的なことではないと私たちは思っているので、ぜひそこは解消してもらいたいということは言っておいたんですけれども、今度の特別教室の改修工事、今回提案されている議案の中で、そういうような自体は生まれていないのかどうかということをちょっと最後聞かせてください。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 本年夏工事に関しましては、教育委員会職員のほうでの工事監理というのは行っておりませんで、全て設計会社のほうで行っております。

○上田委員長 石沢委員、よろしいですか。

関川委員。

○関川委員 この特別工事については、最初、区側の提案では、設計と施工を一括のデザインビルド方式で行うことになっていましたけれども、私たちも本会議で要望したりして、施工一括じゃなくて、区内中小建設業に仕事が回るように、設計と施工を別々にしていただいたことで、中小企業の皆さんに仕事が回ったこと、これは本当に感謝したいと思います。

で、区は、2023年から5年かけて、16校、93の特別教室の工事を行うこととしましたがけれども、2002年12月から2024年3月にかけて事業を行って、24年度中は設計を行わせて、2025年から26年まで、各校で集中的な改修工事が行われるというふうになっていますが、今、石沢委員が質問しましたが、予定どおり行われているという、こういう認識でよろしいのでしょうか。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 特別教室改修工事につきましては、現状予定どおり進んでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。それで、サウンディング調査をして、どこの学校、1期、いつやる、それから2期工事はいつやるというふうに決めましたが、サウンディング調査の費用そのものは幾らぐらいかかったのでしょうか。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 特別教室工事発注管理支援業務委託といたしまして、令和5年度実施しまして、9,020万円になります。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。それで、情報公開取らせていただきましたけれども、今回、第十中学校について、アスベスト、石綿撤去の工事について、レベル1相当の撤去を見込んで精

算していることを確認したということですが、このアスベストについては、ほかの4校については、アスベストは見つからなかったのでしょうか。

あと、レベル1ということですが、どのくらいの範囲でアスベスト、十中、広がっているのかどうかということと、今から12月、今年の年末まで、十中の特別教室の工事を行うことになっておりますけれども、子どもたちへの影響はないのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 先ほどの御答弁を補足させていただきますが、先ほど文京区立小中学校特別教室改修工事発注管理支援業務委託という形で、その他の業務も含めてまるっと9,000万円でしたので、サウンディング調査のみの費用ではないことだけ補足させていただきます。

続きまして、アスベストに関する御質問でございますけれども、どのくらいの範囲というところにつきましては、ちょっと十中のところで御説明させていただきますと、主に床材、それから塗料のほう等に含有建材という形で含まれているところでございます。部屋といたしましては、図工室等に調査の結果あることが確認できてございます。

除却の方法でございますけれども、文京区におきましては、飛散のリスクが低いものにつきましても、全てレベル1相当、かなり厳しい形で除却工事のほうをやっております。

また、居ながら工事ということではなくて、本件、夏工事でございますけれども、夏休み期間中、長期間中、児童・生徒の居ない中での工事というところで配慮しているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ほかの学校については、アスベストはなかったんですか。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 失礼いたしました。各校の状況につきましては、この場で詳細についてお伝えすることがちょっと困難なんですけれども、基本的には、含有建材、またリスクとしては、同様のもので、床材ですとか塗料といったところが中心になってまいります。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 含有塗料と床材が中心ということですが、ほかの4校についてもあったということの認識でよろしいのでしょうか。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 基本的には、含有建材につきましては、少なからずどの学校においてもあるという状況でございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 第十中学校がアスベストがあったということなんですけれども、請負先がビッグルーフになっておりますけれども、これレベル相当1ということ、結構広がっている、レベル3から始まりますんですか、レベル1ということだと、アスベストが広がっているということで、このレベル1の撤去を見込んで精算していることを確認したということと、入札者の積算内訳書については、公共事業実績のある協力会社による見積りを積み上げたもので、無理な値引きを強要したわけではなく、設計を十分に理解した積算になっていることを確認したということで、入札調書にはこのように書いてありますけれども、予定価格が2億8,689万円税抜きで書いてありますけれども、入札価格が2億2,740万円ということで79.26%と、こういうふうに書いてあるんですけれども、アスベストの工事は、別発注ということでやらなければいけないと思いますけれども、この金額だと安いんじゃないかなというふうに素人考えで思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 委員御指摘のとおり、今回は入札価格が約79%ということで、低入札価格調査の対象となる金額でございましたので、区のほうでこの事業者さんから聞き取りを行いまして、その結果、今、委員も少しおっしゃいましたけれども、事業者のほうできちんと公共工事の実績のある協力会社から見積りを取って、区のこの設計の内容も十分理解した積算ができていることですか、実際工事に従事する作業員の方々に対しましても、国が定める公共工事設計労務単価水準よりも高い労務単価で雇用していることも確認できまして、あと、過去数年の間に建設業法違反ですとか賃金の不払いといった問題もなかったことも確認できましたので、確かにちょっと予定価格よりは少し安い金額ではございますが、こちらの金額で、この事業者が、我々が期待する工事ができるものと区としては判断いたしましたところでございます。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 補足させていただきますと、今回、確認しております建材につきましては、一番リスクの低いレベル3相当になります。含有建材と言われる中でも吹付けとかがレベル1になりますけれども、今回の確認できているのは、あくまで、例えば床ビニールシートですとか床タイルといったものに含まれているものでございまして、飛散のリスクとして

は一番低いレベルになりますが、そのレベル3のものにつきまして、レベル1相当で嚴重に除却をするというものでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 アスベストについては、今、千石西保育園のほうでもちょっと問題になっているのと、20年以上前ですけど、さしがや保育園でアスベストに関する事態が発生して、それで、もう20年以上にわたって曝露手帳を子どもが成人するまで持っているというようなことも起こっておりますし、図書館には第三者委員会がまとめた冊子などもありまして、居ながら工事は駄目ですよというようなこともちゃんと記載をされておりますので、この十中については、随分安い値段だなと思って、その辺のところはもう一回ちょっと聞かないと、今日の御答弁ではよく分からないなと思いますけれども、子どもたちに対する安全対策、5校全部に何かアスベストがあるということで、安全対策はきちっとやっていただくということをお願いします。

以上です。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 まずは、この全ての改修工事の請負契約、今回は全て区内の事業者さんということで、我々自民党からの要望で、区内事業者さんを優先していただきたい、それからもちろん分離発注等の要望を出しておりますので、本当にこれはよかったなというふうに思っております。ありがとうございます。

で、第1期となる十中さん以外は、今回、第2期ということなのですが、通常、こういった改修工事、夏休みにされると思います。これを見ると、締結の翌日からとありますが、夏休みから12月28日までという書き方をされているけれども、これどういった、夏休み以後というのがどんなことをされるのかとか、あと、今回、2期がほとんどなのですが、例えば今、資材が高騰している中で、そういった遅れがあったりしているのか、それとも1期、2期とまた別の工事なのかとか、ちょっとその辺のところも教えていただきたい、確認したいなというふうに思っております。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 本件で今回御提案しております5件の工事につきまして、いわゆる夏工事と我々呼んでいるところでございますけれども、夏休み頃に着手して12月28日までですが、大きな音が出る工事や、先ほど申し上げたアスベスト除却、こういった児童・生徒に影響が大きいものにつきまして、先行して夏休みのうちにやらせていただき、なるべく学校運営に

影響がないような工事がある意味後回しにさせていただいて、年内には終わるというようなスケジュールを組んでいるのが夏工事でございます。

同様に春工事というのも実施してございまして、春休み期間中にやはり同様に、長期間中にそういった学校運営に支障が出かねないようなものについてやるというような分け方をしているものでございます。

今回、基本的には、1期工事、2期工事という形で、必ずどの学校におきましても2期に分けての実施をさせていただいておりまして、そちらにつきましては、やはり工事規模、施工監理や工事の進捗等を勘案しまして、令和9年度末までに完了させるという中で、どのように進めればいいのかというところを計画的に組んだ結果でございます。

で、遅れが今、生じているかというところでございますけれども、幸いにして、本件の特別教室改修工事につきましては、今のところそこら辺については順調に進んでおりますが、やはり中東情勢等につきましても、報道等でもなかなか不安定な状況等も聞こえてまいっております。今後どのような状況になるかは、ちょっと見通しが立たないところではございますけれども、そこら辺の状況については注視しながら、円滑に進めたいと考えてございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。なかなか、資材の高騰だったり物価高騰、人手不足で、区内の事業者さんたちも大変御苦労されているというのが私たちの下にも声が届きます。区内事業者さんとは、やはり災害協定を結んでいますので、いざとなったときに頼れるのがそういった事業者さんでありますので、やはり今後もしっかりとその辺のところはコミュニケーションを取りながら、また、工期が遅れたりすることのないように、しっかりとコミュニケーションを取りながらやっていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 特別教室の改修工事ですけど、先ほど御説明でもありましたけれども、一中が随契で、あとのほかの4校は一般競争入札で落札ということで、その辺の経緯、特に一中の経緯をお聞かせいただければと思います。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 それでは、まず第一中から申し上げます。第一中につきましては、まず4月20日に入札を行ったところであるんですけれども、当初、1回目の入札で、3社の方が入札されて、6社の方が辞退しました。それで、いずれ入札された方々の入札金額が、予定

価格を上回っておりまして、直ちに再度の入札を行いまして、再度の入札につきましては、1社の方が入札をして、結果的に、2社の方が入札を辞退しまして、それで1社の方が入札したんですけれども、すみません、入札したんですが、その入札してくださった1社のその入札額も引き続き予定価格を上回った価格でございましたので、地方自治法施行令の197条の2第1項第8号の規定によりまして、その業者さんと随意契約の交渉を行いまして、結果として予定価格以下の見積りをいただけたので、随意契約を結んだこととなります。

続きまして、三中につきましては、こちら4月20日に入札を行いまして、3社が入札に参加して、6社が入札辞退して、その3社のうちの1社が落札したものでございます。

続きまして、九中でございますけれども、こちら4月20日に入札を行いまして、こちらは、最初の入札では2社が入札に参加しまして、6社が入札を辞退いたしまして、あと1社が無効になってしまったんですが、これは同時期に5件以上受注した場合に無効になるというルールがある関係で、それで無効になったものでございます。

1回目の入札では、落札者が決まりませんで、再度の入札を行いました結果、1社の方が入札し、1社が辞退して、その1社の方が落札したものでございます。

続きまして、八中につきましては、4月21日に入札を行いまして、3社が入札して、6社が辞退したんですけど、その3社のうちの1社が落札したところです。

最後、十中でございますけれども、こちら4月21日に3社が入札して、6社が辞退になりまして、ただ、その3社のうち一番低い価格を入れてきた事業者が予定価格を一定基準以上下回る低価格での入札でございましたので、事業者さんからのヒアリング、さらにはその後、庁内での低入札価格調査委員会を経て、当該事業者の方が落札者と決まったところでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ありがとうございます。なかなか、再度入札とか辞退とかという形で、今、経済状況といいますか、非常に厳しい部分もあるのかなと。そんな中で、先ほども山田委員が言っていましたけど、区内業者さんが落札されたという意味では、うちの会派も要望してきたところでは、本当に歓迎するところでもありますけれども、そんな中で、やはり今、気がかりなのが、先ほどちらっとありました中東情勢の緊迫化で、原油価格の高騰、またナフサ不足というようなことも報道されております。年内までに終わる予定の工事ですけれども、その辺はもうちょっと、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 資材の調達になかなか御苦慮されている事業者さんもちらほらとというところではございますが、幸いにして、私どもの工事、今は遅れがないというところでございます。あくまで報道レベルではございますけど、年内には落ち着くかというようなところもある一方で、逆に価格のほうは下がらないのではないかといた予想もされているところでございます。私どもといたしましては、事業者様の声を丁寧にお聞きして、あとは、先行きのほうを小まめに確認しながら、学校運営に影響のないように改修工事を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 ちょっと補足の答弁になりますけれども、まず今回の5件の特別教室の改修工事におきましては、我々、入札手続を所管する事務局の立場におきましても、関係する事業者の方から現時点までには、中東情勢に関する御相談ですとか御意見はなかった状況でございますので、その限りにおいては、現時点では影響がないものと考えております。しかしながら、今、学校施設課長も御答弁しましたとおり、今後、様々な情勢の変化も考えられるところについては、こちらとしても注視していく必要があるとともに、あと、一応、今回、工期がおおよそ半年程度ということで、一定、制限はあるんですけれども、区が発注する工事におきまして、資材高騰等によって工事費に影響が生じた場合には、工事請負契約の標準契約約款の規定に基づきまして、いわゆるインフレスライド条項ですとか単品スライド条項、一部ですね、全てでないんですけど、一部こういったスライド条項を適用し得る契約にもなると思っておりますので、今後の状況次第では、必要に応じたこういった手続に向けた協議なども考えていきたいと思っております。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

小林委員。

○小林委員 先ほどから最低金額入札者との随意契約も、低入札についても、様々な確認をされて、問題ないということを確認しております。それで、この議案に上がっている5件に関しては、大丈夫だということが分かったんですけれども、本郷台中、指ヶ谷小、関口台町小についての入札と同じように状況をお伺いできますか。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 それでは、3件それぞれ申し上げます。

まず、関口台町小学校の特別教室の改修工事1期につきましては、5月15日に入札を行い

まして、入札の参加の御希望は12社の企業の方からあったんですけれども、実際は10社が辞退されて、2社の方が入札に参加いたしまして、1社の方が落札はしたんですけれども、こちらが先ほど第十中と同様に、入札の価格が、いわゆる低入札価格の基準に引かかる価格でございましたので、こちらにつきましても、事業者からのヒアリング及び庁内での低入札価格調査委員会のほうを開催いたしまして、当該事業者の方が事業所の経費削減などの企業努力をされていることですか、リース品を上手に活用していることとか、あるいは公共工事の設計労務単価水準以上の労務費をお支払いしていること、さらには過去数年の間の建設業法違反などの問題がなかったことも確認できましたので、当該事業者の方で施工が可能と判断して契約を締結したものが、関口台町小学校でございます。

続きまして、本郷台中学校の特別教室改修工事1期につきましては、全部で13の企業の方から参加の希望がありまして、10社が入札は辞退されたんですけど、3社の方が入札に参加いたしまして、こちらは1回の入札で落札者が決まったところです。

最後に、指ヶ谷小学校の特別教室改修工事1期につきましては、こちらも13社から入札の参加の希望がございましたが、実際に入札に参加された方は3社、10社が辞退、その3社の方の中での入札が1回の入札で落札者が決まったといった経緯でございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。これまで落札の経緯とかを伺って、私も入札の経過調書を見ているんですけれども、その辞退者が大体10社ぐらいで、残りの3社ぐらいがいつも同じ顔ぶれだったりするわけで、そうなる決まったところは、落札されて、区内事業者さんが決まって順調にいくと思うんですけれども、残ったパイを取り合うためにというか、その落札するために、やっぱり低入札になってしまうような無理をしていたのではないかということがちょっと心配だったので、それは申し上げておきたいかなというふうに思います。

また、今回、工期の短さを考えても、一般のスライド条項、やっぱり人件費だとかそういったものは適用にならないかもしれないけれども、そういう資材費の高騰に関しては、ちゃんと対応をする必要があるということを確認できたので、それはよろしく願いいたしますということと。

最後に、今回、年度ごとの入札になっているんですけれども、1期、2期で業者が違ってしまった場合、例えば材料、壁の質とか床の素材とか、そういう材料をそろえたりとか、普通、何か同じ業者がやったほうが落札というか、でも落札するかどうかで、その同じ業者じゃない場合もあると思うんですけれども、そういった仕様の調整というか、1期、2期目が

今まで違う業者がやってきているのかということと、2期目違った場合も大丈夫なのかというを確認させてください。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 現在の状況につきましては、1期工事、2期工事、同じ事業者様が落とされているというところでございます。仮に、契約ですので、その事業者様が落とされた場合でございますけれども、基本的には、設計において竣工図が既にごございますので、それに基づいての施工。部屋を分けての実施となっておりますので、何か途中で同じ部屋を別の事業者がいじるということでもございませんので、その点については、大丈夫かと考えてございます。

○上田委員長 よろしいですか。高山委員よろしいですか。副委員長よろしいですか。

それでは、態度表明に移ります。

まずは、議案第19号、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○関川委員 先ほど来から議論されておりますインプレスライド条項や単品フライド条項なども上手に使っていただいた、あと、公契約条例ができましたので、それを基本に置いていただくなどして、今、資材高騰で大変な工事現場となっておりますが、特別教室の工事が順調に進むようお願いして、議案第19号、日本共産党、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第19号につきまして、最低金額入札者との随意契約の中身を確認いたしました。区民が主役の会、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 先ほどから質疑をお聞きしているとおり、なかなか物価高で、単年度の予算というのがなかなか大変になってきているなど推察するんですが、単純な増額ではなくて、仕様の見直しを含めたコスト削減も引き続き続けていただきながら、この改修工事を続けていっていただきたいと思います。議案、賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 特別教室の改修工事ですけれども、予定どおり進んでいるということ、また、学校施設でもありますので、今後も安全管理をしっかりといただいて、業者さんともよく連携を取っていただいて、進めていただければと思います。議案第19号、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 議案第19号、契約面、それからまた工事の内容について、様々確認することができました。自民党は賛成です。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 19号に限らず、改修全般においてなんですけれども、令和9年度末までにかなりの教室数をやらなきゃいけない中で、区内事業者さんが全てやっていただけるようになっているというのは、調整も大変だったと思うんですけれども、とてもいいことだと思うので、ありがとうございます。

で、今後、これ夏工事なんですけど、春工事と来年度の夏工事があると思うんですけれども、それも同様に区内事業者さんで、何か不具合とか調整が必要なときに絶対に地元の業者さんのほうが対応が早いというようなメリットもあると思いますので、引き続き同様の形で進めていただければと思います。19号、賛成いたします。

○上田委員長 それでは、議案第19号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定します。

続きまして、議案第20号、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

それでは、自由民主党さん。

○山田委員 自民党、議案第20号も賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第20号、第19号と同様の意見を付して賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 維新の会、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第20号、区民が主役の会、賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○関川委員 町場では、中東情勢の関係で、仕事があっても資材が入らないというような声を聞いておりますので、この特別教室については、よく区が注視していただいて、予定どおり行われるようお願いして、議案第20号、賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第20号、賛成いたします。

○上田委員長 議案第20号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第21号、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 議案第21号、第九中学校特別教室改修工事請負契約、日本共産党、賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第21号、区民が主役の会、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 議案第21号、賛成をいたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第21号、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 議案第21号、賛成です。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第21号、賛成いたします。

○上田委員長 議案第21号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第22号、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第22号、賛成です。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第22号、賛成です。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 維新の会、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第22号、区民が主役の会、賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 議案第22号、第八中学校特別教室改修工事請負契約、賛成をいたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第22号、賛成いたします。

○上田委員長 それでは、議案第22号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第23号、文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党、議案第23号、第十中学校特別教室改修工事請負契約、賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第23号、こちらも先ほど低入札落札の中身を確認いたしました。区民が主役の会、賛成です。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 維新の会、賛成をいたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 公明党、議案第23号、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 議案第23号、これ低入札価格調査での判断の理由も確認することができました。賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第23号、賛成いたします。

○上田委員長 それでは、議案第23号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○上田委員長 続きまして、付託請願審査4件に入ります。

まず、請願受理第9号、教員の多忙化を解消するための教員増と更なる少人数学級実現を求める請願です。

請願文書表のデータ20ページを御覧ください。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和8年5月29日 第9号
- ・件 名 教員の多忙化を解消するための教員増と更なる少人数学級実現を求める請願
- ・請 願 者 文京区本駒込5-15-12
新日本婦人の会文京支部
支部長 小 竹 絃 子
- ・紹 介 議 員 千 田 恵美子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 文教委員会
- ・請 願 理 由

2024年度全国の小中学校の不登校児童数は過去最多を12年連続で更新しました。また、不登校の次年度継続率は75.2%と高い水準で、いじめ認知件数は76万9,022件と4年連続で過去最多です。東京都の1,000人当たりのいじめ認知件数は61.8%と全国平均を上回っています。いじめの認知件数は低学年ほど高い傾向があり少人数学級の実現は児童の発達心理の問題としても早急な手当てが必要です。

心身に重大な被害を受けた疑いがある「いじめ重大事態」も1,405件と最も多く文京区においても同様の増加傾向で放置できません。文科省は「極めて憂慮すべき状況が継続している」としており、学校が安心して学べる場所・居場所でないことを明白に示しています。

不登校実態の背景には、競争的な教育のなかにおいて子どもに寄り添い声を受けとめる教員が極めて多忙であることにもあります。教職員の休職者も過去最多で、全国で7,000人を超える精神疾患による教員休職者の存在など学校の深刻な実態が教職員不足に歯止めをかけられていないことを示し児童を取り巻く環境がさらに悪化する悪循環に陥っているといっても過言ではありません。

さらに文科省は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び多様性を尊重する社会を目指すインクルーシブ教育を目指しています。「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において支援を必要とする児童生徒は小中学校で8.8%と発表されその増加傾向は現在も続いています。授業時間内の教室内での個別配慮・支援が必要で、座席位置・コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫などが求められており実施している小中学校は54.9%でした。支援が必要な児童は、小中学校の35人学級で3人程度と推測され早急に30人学級を目指して教職員の増

員やそれに伴う教室数の確保は必須の課題となっています。

加えて、全国的な教員未配置の増加傾向は「教員になりたい人」の減少をうかがわせるものです。学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働かせ放題の状況が継続され、「教員になりたい」と思えない実態を作り出しています。

教員の長時間労働是正や待遇改善にも結びつかない給特法を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは「学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所」となるための必要条件です。何より教員を大幅に増やして多忙化を解消し教員が子どもの声をしっかりと受け止められる環境を作ることが急務です。

「文の京」総合戦略では人口推移を15年後の2038年まで増加すると見込み、年少人口も現在の2万9,370人から3万7,366人に増加します。小中学校の児童数が増えることは必然です。2025年9月1日現在で文京区立小中学校では、教員の欠員50名に対し正規1名・非正規44名の充当が行われましたが、未配置数5名と教員不足は明らかです。この配置数では、現場での新人教員育成にも苦慮が伴うと推察できます。過去にも年度途中で担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態が発生しました。文京区における人口動態を踏まえ教員配置が適切に行われるためにも余裕を持った配置数にすることは行政の責任です。

「少人数学級」は、「35人学級」の法改正により自治体独自が前倒しで促進する全国的な流れです。文京区でも独自の取り組みを進め教室数の確保を含め子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。「いじめ認知件数」が低学年において多いことを鑑みれば、せめて小3までは1クラス25名を目指すべきです。令和8年4月1日施行の「文京区こどもの権利に関する条例」に基づき一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは文京区の責任です。国を待たず文京区独自で少人数学級を進め東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅増額することを強く要請します。

・請願事項

- 1 教員「働かせ放題」を固定化する給特法に中止・反対するよう国・都に働きかけること。
- 2 都の責任で中学校2年生以上も35人学級にするよう都に求め、また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること。
- 3 小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求め、文京区としても30人学級へ、そして小3までは25人の移行を開始すること。
- 4 都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

.....
○上田委員長 この請願は、教員「働かせ放題」を固定化する給特法に中止・反対するよう国・都に働きかけること等、4項目について、国や都、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

関川委員。

○関川委員 少人数学級ですけれども、35人学級が小学校が令和7年に完了して、中学校1年生はもう中1ギャップで、東京都のほうが予算を出しておりますけど、国の制度が令和8年にやられて、来年は中2、そしてその次は中3というふうになって、35人学級が完了するわけですけれども、今、小学校が35人学級になって、教室の雰囲気というのはどのようなのでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 小学校の雰囲気と、それについて御説明させていただきます。

今、委員からお話があったように、35人学級、小学校のほうで完成してございます。そして、中学校のほうでは、中学校のほうでもう順次行っています。我々教育委員会としては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律に基づいて運営しておりますので、順調に行われていると認識してございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 35人学級になって、子どもたちの状況はどうなっているのかなと思ひまして、一人一人の子どもたちに先生が目が行き届くようになったと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 本区においては、担任、そして学年、そして特別支援教育の担当指導員や様々な支援員等が各教室にいますので、そういった複数の目で子どもたちのほうを指導・助言したりとかしていますので、教室の雰囲気等については、非常にいい状態で、子どもたちが学習に励んでいけるような環境を整えているというふうに認識してございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 35人、小学校がなくなって、これから中学校が移行していくということで、一人一人の子どもたちに目が行き届いて、少人数学級をやってよかったという、そういう認識だというふうに私、受け止めました。文京の教育委員会として。

今日の請願にもありますように、次の段階、30人学級に進んでほしいという、これ請願が

入っているんですけども、文京区の場合、あと何人の教員が必要で、教室的には何教室ぐらいが必要なのかというのは、計画の中に入っておりますでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、お答えしたように、本区としては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律に基づいて適切に対応しております。30人学級や25人学級については、教員、そして教室の確保が必要であり、区として、検討は考えてございません。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 前もそういうお答えでしたけれども、やっぱり次は30人学級に行くというふうに思いますので、35人学級になるときにも、教室が足りなくて困るというような事態が起こりましたけれども、ぜひ、一步先んじて、文京区のエデュケーション委員会としても、30人学級を実現した場合、教室や教員増がどのくらいなのかというのは、ぜひ検討しておいていただきたいというふうに思います。

私、長野県生まれですけど、長野県では、信州少人数教育推進事業という名目で、小中学校及び義務教育学校における30人規模学級編制など、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うことにより、学習習慣、生活習慣の確立と基礎学力の定着を図るとして、市町村が学校授業内容を検討して、県に教員の要請を行うという、こういう先進的な事例もありますので、ぜひ文京区でも検討しておいていただきたいと思います。

○上田委員長 よろしいですか。はい、要望ですね。

小林委員。

○小林委員 請願事項2について、質問したいと思います。

今年度、中学1年生の35人学級がスタートしました。そして、次年度は、中学2年生の35人学級がスタートいたします。私としては、請願者の方が要望される中学2年生以上の35人学級の前倒し実施も、学校選択制で学区域外の生徒も抽選で受け入れる中学校以外はすぐにもできると思っております。しかしながら、例えば音羽中学校では、昨年、1年生3クラス105人でスタートしながら、途中で転入生が加わり、現2年生は5月1日時点で13人オーバーの118人です。同じように途中で増えることを考えますと、来年は2年生用に普通教室に転用する教室が1教室必要になってまいります。また、中学3年生の35人学級がスタートする際には、もう一教室増やす必要が、1年生がまた2年生になって転入組が増えて、もう一教室増やす必要が出てくると思われます。

学校の中に要らない教室というのはどこにもないわけですから、例えば小学校のように苦

肉の策で図書室をつぶして普通教室にするのは、保護者からもやめてほしいという多くの声が上がっていましたし、中学校においても、2教室も転用するということは、それだけ教育環境が低下することになりかねません。

ちなみに、令和8年度、音羽中は抽選による受入れが6名で、現在102名、あと4人増えたら来年4クラスにする必要があります。また、九中も、抽選で6名受け入れており、現在104名ですから、あと2人来たら来年4クラスにしなければなりません。この35人学級というのは、順次、絶対やっていくことですので、途中で転入する生徒のことも勘案して、例えば3クラス105人を維持するためにも、抽選による学区外の生徒の受入れをやめるなど、定員調整が必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 35人学級については、計画的に小学校から進められて、中学校のほうも今年度から始まっております。これについては、先ほど御説明したように、順次、計画的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

昨年、この計画に入るに当たり、学校のほうの空き教室のほうの調査もしていますので、3学級あるいは4学級、それに今、中学校では耐えられる教室数を確保しているというふうにこちらのほうでは認識しています。ただ、途中で増えるというところについては、学校の教員の定数については、先ほどの法律で述べたとおり、前もって東京都のほうから配置していただくというようなことはできませんので、それについては、区のほうで要望しても、東京都のほうで受け入れてもらえないというような状況がございますので、御容赦いただきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員、よろしいですか。

ほかには、皆様、よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 請願第9号ですが、これまでも何度か同様の趣旨で、請願が出ております。区は、独自にエデュケーションアシスタントなど様々な支援をやって、教育環境をよりよくするということに努められていると思います。

今回、ここで新たに出てきたのが、25人の移行開始とありますけれども、これについては、教員の配置だったり、それからあとやはり教室の確保というのが大きな課題だというふうに思います。

よって、自民党は、この請願について不採択とさせていただきます。

○上田委員長 1項……。

○山田委員 全てです。

○上田委員長 1項、2項、3項、4項とも不採択……。

○山田委員 はい、そうです。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 これまでも同様の請願が提出されておりますけれども、1項、2項、4項に関しては、会派としても認識は変わりません。

3項につきましては、文京区として、小3まで25人の移行を開始することとありますけれども、紹介議員の方は、この25人に移行した場合、教室がどのくらい足らなくなって、教員が何人ぐらい必要になっていくのかというシミュレーションをさぞしているんだろうと思いますが、お聞きしたいところですけれども、現状はかなり厳しいと思っております。

よって、1項、2項、3項、4項とも、不採択でお願いいたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 第9号ですが、請願内容については、大変よい要望かと思いますが、ハード面など解決すべきハードルがまだまだ高いかと思っておりますので、1項から4項全ての事項について、継続といたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 請願第9号の請願理由にもありますように、文京区においても、いじめの件数や不登校、発達障害など配慮を必要とする児童・生徒の増加が見られ、教員の負担が増えていることは喫緊の課題です。それら全てが少人数学級で解決できるとは思っていませんし、文京区においてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、エデュケーションアシスタント、スクールサポートスタッフの配置など、様々な策を講じているところではありますが、そもそもの教員不足を解消することは、最も重要なことだと考えております。

よって、区民が主役の会は、請願事項1については、採択。

請願事項2については、先ほどの質疑で申し上げたとおり、普通教室を増やすために、ほかの教室をつぶすなどのことをしなくても済むように、また、教員の加配についても、対策を考えていただきたいので、継続に。

請願事項3については、都に求めることはいいと思いますが、区独自に行うための教室確保や教員確保などの課題が解決できる見通しがないため、不採択。

請願事項4については、採択をお願いします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○関川委員 請願事項1項については、午後の議論で給特法について議論する場合がありますけれども、改正給特法は、教員の残業代を容認して働かせ放題の内容になっていて、教員のただ働き労働は年間にすると9,000億円にもなるということで、この給特法改正の前に、最初の給特法のときに、全国で教員がいろんな裁判を起こしていて、全部勝訴しているというような、こういう状況にもあります。

この給特法の実施は中止して反対するよう、国や東京都に求めることについては、1については、賛成いたします。

そして、2については、都の責任でということで、2年生以上も35人学級にするよう都に求めるということは、2についても賛成いたします。

それから、小中高の全学年で30人学級の実現を都に求めること、文京区として30人学級へ踏み出すこと、小3まではいろいろと手をかけないといけないので、25人の移行を開始することについては、賛成いたします。この予算については、潤沢な財政である東京都に求めることや、先ほどの給特法について、残業代がこういう形で削られているというようなことを考えると、きちっと教員の増員を求めていくことも大事だというふうに思いますので、請願事項3についても賛成いたします。

4に対して、都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直していくことも大事だと思います。不登校やいじめなどが増えている。文京区の場合なんかも手厚いことをやっても、不登校は増えていく一方であるということで、この4に対しても、賛成をいたします。日本共産党、賛成です。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 請願第9号、1項、2項、3項、4項ともに不採択とさせていただきます。

理由に関しては、まず1項に関しては、これ毎度、働かせ放題の給特法を中止するようというのが出ているんですけども、そもそもこの請願事項だと、残業することが前提になっちゃっていると思うんですよ。残業しても残業代が出ないから法律を変えるように求めろと言っているように私は感じているんですけども、そもそも文京区として、この法律を変えるように国に求めてもらうというよりは、文京区として、教員の残業をどうやって減らしていくかということを考えるほうが大事だと思っていまして、指導課さんでもやっていたいていますけど、区で独自に採用できるスタッフを充てたりとか、教科担任制を一部で取

り入れたりとか、区の裁量でできる教員の残業を減らす仕組みは考えていただいているので、やみくもに給特法の廃止を求めるではなくて、区が取り組んでいることを後押ししていくほうが重要だと思っていますので、まず1に関しては、その理由で不採択。

2と3は、同じような形になるんですけれども、先ほど岡崎委員から、紹介議員さんは教室のシミュレーションをされているのかとお話があったので、誠之小学校で計算してみたんですけれども、今、誠之小学校、6学年で29学級なんですね。3年生までを25人として、4、5、6年生を30人学級とすると、38学級になりました。9クラス増えるんですよ。入るスペースは当然ないですし、教員を9人加配できるかといったら不可能だと思いますので、その理由で不採択。

で、共産党さんはこの3に関して賛成されていますけれども、賛成をするのであれば、どういうスキームでこれが実現できるのかというところまでも出さないと、賛成する理由にはならないと思います。

4番は、今、申し上げたとおりなんですけれども、求人倍率低いところで、配当基準の見直しを求めるというのは、実現するのは難しいと思いますので、こちらに関しても不採択とさせていただきます。

以上です。

○上田委員長 それでは、請願受理第9号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択3、継続1、いずれも過半数に満たないため、継続とし、9月定例議会の本委員会で引き続き審査いたします。

請願事項2については、採択2、不採択3、継続2ですので、いずれも過半数に満たないため、継続とし、9月定例議会の本委員会で引き続き審査いたします。

請願事項3につきましては、採択2、不採択4、継続1ですので、不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項4につきましては、採択3、不採択3、継続1となりますので、いずれも過半数に満たないため、継続とし、9月定例議会の本委員会で引き続き審査いたします。

続きまして、請願受理第10号、オーガニック給食の実現を求める請願です。

請願文書表のデータ23ページを御覧ください。

.....
・受理年月日及び番号 令和8年5月29日 第10号

・件 名 オーガニック給食の実現を求める請願

・ 請 願 者

・ 紹 介 議 員 千 田 恵美子

・ 請願の要旨 次頁のとおり

・ 付託委員会 文教委員会

・ 請 願 理 由

日本の食料自給率は38%ですが、種・肥料などの海外依存度を考慮すると「実質自給率は9%」と東京大学の鈴木宣弘教授は試算します。そのような中、現在起きているホルムズ海峡封鎖の影響が世界中に広がっています。例えば、アメリカは中東から大量の化学肥料を輸入していたため、肥料不足に直面しています。アメリカで小麦、大豆、トウモロコシなどの生産が減少した場合、アメリカから多くの農産物を輸入している日本でも価格高騰もしくは輸入が困難になる懸念があります。

日本の農業で使われる化学肥料の原料は、ほぼ100%海外からの輸入です。価格は2020年に比べて2倍近く値上がりしています。そのような状況の中、中国は化学肥料の輸出規制を強化し始めています。日本の米の備蓄量は、現在15日分（30万トン）しかありません。海外からの輸入が止まれば、私たちは飢えてしまいます。今こそ、海外に依存しない「国内での循環型の食料自給システム」が必要なのです。有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使用しません。環境と調和し、生物多様性を守り、持続可能な農業です。近年は、しっかり収量が上がる有機農業技術も広まってきています。

文京区のように農村地域のない都市部でも「学校給食で有機農産物を適正価格で買い上げる」ことにより、日本の食料自給率向上に貢献することができます。今、全国から大阪府泉大津市の取り組みが注目されています。泉大津市は、14の自治体と「農業連帯協定」を結んでいます。その結果、泉大津市では学校給食で安心安全な食材が安定的に確保できるようになりました。また、価格においても市場価格に左右されず調達でき、さらに農家の所得向上にもつながっています。協定を結んだ北海道旭川市では有機農業事業者が6倍、耕地面積は2倍に増加するなど双方にとってプラスの効果が生まれています。日本の稲作農家の平均年齢は70歳を超えており、離農が深刻な問題となっていますが、学校給食という供給先があれば新たな参加者を増やすことが出来るのです。

近年、アレルギーやアトピーを持つ子どもの数が増えています。オーガニック給食を実現

する自治体が全国で増えている背景には「子ども達に安全なものを食べさせたい」という保護者からの声があります。オーガニック給食を取り入れることで、病欠の子どもが減った、子どもの症状が緩和されたという事例も報告されています。オーガニック給食に積極的に取り組んでいる千葉県いすみ市は、首都圏エリアの住みたい田舎ランキング「子育て世代部門1位」になっています。まずは一品からでも、安心安全な国産の食材を使用するよう努めてください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 1年に一度以上、「オーガニック給食の日」を設け、可能な限り有機農産物を使用すること。
- 2 その実施を子ども達の食育・環境教育の一環として位置づけ、有機栽培の理念や方法を含め、食や環境、地域循環について学ぶ機会を広げること。
- 3 オーガニック給食を実現して効果を上げている千葉県いすみ市や大阪府泉大津市などの事例を研究して区の取り組みに活かすこと。

.....
○上田委員長 この請願は、1年に一度以上、「オーガニック給食の日」を設け、可能な限り有機農産物を使用すること等、3項目について、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 今回、請願者の方が、区民の声に、文京区でもオーガニック給食を実現してほしい、文京区がオーガニック給食に取り組まない理由を教えてくださいとの質問を出したということだそうで、区からの回答を情報提供していただきました。回答では、教育委員会は学校に対して、有機農業に関して国のオーガニックデいの通知などの情報提供を行っている。また、学校現場では、減農薬米や有機農産物を取り入れた献立の工夫や、給食だよりを通じて有機農業について学ぶ機会を提供しているとのことでした。請願者の質問の、やらない理由は、どこにも書いてなかったんですけども、つまり文京区のエデュケーション委員会として、請願者が要望するところのオーガニック給食の実現はしていますという認識でいいのかな。文京区はオーガニック給食をやっていますかと聞かれた際に、既にやっておりますとお答えしていいのかなど確認させてください。

○上田委員長 宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長 オーガニック給食、いわゆるオーガニック給食とおっしゃっているものが、何をもってオーガニック給食とするかによるかと思うんですけども、本区としましては、御回答させていただいたとおり、有機農業というものを知る食育の機会として、減農薬米であったり、給食の食材の中で有機農業で育った野菜を使うなど、そういった機会を設けているところではございます。教育の中で有機農業、あるいは観光農業、こういったものなのかということを知る機会を設けているという点では、オーガニックを考える機会を持つ給食というのは実施していると考えております。

○上田委員長 小林委員、よろしいですか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党、この請願事項1、2、3ですけれども、安心安全な食材を子どもたちに食べてほしいと、こういう願いや、それを通じた日本の食料自給率の向上、また、各地方自治体での有機食材を使った給食提供の実践例を議会で学ぶことなどを求めるこの請願の趣旨というのは、私たちも賛同するところであります。

よって、請願事項1、2、3、それぞれ採択を主張いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 区民が主役の会は、オーガニック給食を実現したいという請願者の思いに共感し、文京区の小・中学校で、区の教育委員会もさらに、今、実践されていること、オーガニック給食の充実や、推進をしていただきたいと願い、請願事項1から3まで採択いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 請願の内容については、前回の審査とほぼ内容が近いと思う。なぜオーガニックが必要なのかという理由について、ホルムズ海峡やそのデータを用いてアップデートされていますが、こちらも様々な、まだ解決すべきハードルが多いかと思いますので、全ての事項において継続といたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願事項は、前回とほぼ同様でありますけれども、会派としての認識は変わっておりません。よって、1項から2項、3項、不採択をお願いします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 この請願につきましても、これまでと同様の趣旨と理解しております。自民党は、前回同様に不採択とさせていただきます。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 請願第10号、1項、2項、3項ともに不採択とさせていただきます。理由に関しては、前回と同様です。

○上田委員長 請願受理第10号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択3、継続1、よって継続とし、9月定例議会の本委員会で引き続き審査をいたします。

請願事項2、採択3、不採択3、継続1、よって継続とし、9月定例議会の本委員会で引き続き審査いたします。

請願事項3、採択3、不採択3、継続1、よって継続とし、9月定例議会の本委員会で引き続き審査をいたします。

続きまして、請願受理第11号、竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答（後日受付分）」公開から10カ月経つことから検討状況を区民に説明するよう求める請願です。

請願文書表のデータ25ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和8年5月29日 第11号
 - ・件 名 竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答（後日受付分）」公開から10カ月経つことから検討状況を区民に説明するよう求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田 珠 里
 - ・紹介議員 千 田 恵美子 海 津 敦 子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請 願 理 由

竹早公園・小石川図書館一体的整備を巡っては、令和6年12月14日に「第2回区民ミーティング」を開催し、その後、「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答（後日受付分）」を令和7年6月9日に区HPで公開してから10カ月余りが経ちますが、この間、区は一切の検討状況を明らかにしていません。

しかも、令和7年6月9日の「回答」公開において、具体的に丁寧な説明がされているらしいですが、実際は「回答」の56カ所で「今後検討してまいります」（うち33カ所において「具体的な進め方については、今後検討してまいります」としており、また42カ所で「合意形成を図りながら」と書いておきながら、具体的な「合意形成」の手法やプロセスには一切言及していません。

「子どもの意見を聴くことは（についても）重要」というフレーズも5カ所で見られますが、この10カ月間、子どもたちから意見や要望を聴くことはしていませんし、子どもたちからの聴取方法についても区は沈黙したままです。

そこで、貴議会において、区が区民の「知る権利」に応え、行政としての「説明責任」を果たすためにも、竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答（後日受付分）」公開から10カ月経つ間の検討状況を区民に丁寧に説明するよう区長に求めていただきたく、下記をお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答（後日受付分）」で、「今後検討してまいります」などと回答した項目について、この10カ月間の検討状況を丁寧に説明してください。

.....

○上田委員長 この請願は、竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答（後日受付分）」で、「今後検討してまいります」などと回答した項目について、この10か月間の検討状況を丁寧に説明するよう、区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

関川委員。

○関川委員 今回、竹早公園と小石川図書館を一体的に整備する、2回ミーティングから10か月がたつことから、事態が一向に進まないということで、請願が出されました。

私たち日本共産党は本会議質問で、この問題について取り上げましたけれども、今度の中間のまとめについては、2024年2月の文教委員会と建設委員会で、現時点で確定したものではないとしているので、取り下げないというようなことでしたけれども、この見解は今も変わっていないのでしょうか。

で、この間の寄せられた意見、今、まとめている最中ということですが、どのような意見

为什么呢。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 まず、令和6年1月、2月に公表いたしました中間まとめにつきましては、確定しているものではないということで、以前よりお答えしておりますけど、その状況につきましては変わりません。

意見につきましては、本当にもう多種多様の御意見をいただいているところでございまして、例えば図書館においては、図書館においても、もうちょっと勉強できるスペースを増やしてほしいとか、そういった御意見もあれば、より本を本棚に開架した状態で見せてほしいとかそういった御意見であったり、そういったことで、様々な、図書館においてもいろんな意見をいただいているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 中間のまとめは案で、「案」は取らないということで、その事態は変わらないということで、今、お答えがありましたけれども、そうならば、やっぱり「案」を取らないならば、この中間のまとめ案がまとめ案で、これから皆さんからいろんな意見をもらっていくという方向にするということなんですか。よく分からないんです。案だと、確定しなきゃいけないと思いますが、そうすると確定はいつ頃を考えているのでしょうか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 この中間まとめにつきましては、あくまでも案の一つとして考えているところでございまして、今後、様々な方の区民の皆さんの意見を聞きながら、これを進める場合には、意見を丁寧に聞いていきたいというふうに考えているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 「案」を取らないで、案のままいろんな意見をもらうということは、ちょっとおかしいんじゃないでしょうかね。「案」を取って、この方向性で行くというふうに確定してから、皆さんから意見をもらうということが大事だと思いますけど、その辺、平行線になっちゃいますけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 この中間まとめにつきましては、本当に様々な御意見をいただいたところでございまして、かなりの課題があるというふうに考えているところでございますので、このまま確定ということは当然考えていなくて、あくまでも一つの案であって、それを検討していくには、やはり丁寧に区民の皆さんの御意見を聞く機会が重要だというふうに考

えているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 1つの案として、この中間のまとめについても考える材料としていきたいということでしたけれども、この間、図書館、それからスポーツ関係、それから公園関係と3課が検討してきて、そこに企画政策部も入って、これから検討するんだというふうにこの間本会議の答弁でお答えありましたけど、今まで3課でどのような検討をしてきたんでしょうか。他自治体なんかも視察に行かれたみたいですけど、図書館とかテニスコートとか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 みどり公園課、スポーツ振興課、真砂中央図書館と、あと企画課のほうで集まって検討している、調査・分析しているところございまして、具体的には、図書館や公園であれば、それぞれに求められる規模・機能、スポーツ施設であれば、在り方であったり、管理・運営、あと、そもそもの区民参画の検討内容、体制など、引き続き関係各課で課題に対する調査・分析を行っているところでございます。

○上田委員長 正午となりましたので、お昼の休憩に入りたいと思います。

午後1時より再開いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○上田委員長 それでは、文教委員会を再開いたします。

午前中に引き続いてですので、関川委員の質問からお願いいたします。

○関川委員 先ほどの中間のまとめ案は、案のまま、それも一つの議論の内容とするという、そういう認識でいいんでしょうか。今まで、案だと思ってやってきたのが、ではこれでは何だったのかなと思いますけど。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 令和6年の頭に公表した中間のまとめ自体は、あれは一つの計画として、「案」はもう取れている状況で、あれ自体はもう完成はしているものなんですけれども、そこに書いてある中身の内容ですね、その取組とか、そういった建物の中でのどういう配置にするとか、そのあたりにつきましては、一つの案であるというところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。では、「案」は取って、「中間のまとめ」というふうにするという、そういう認識でいいんですか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 中間のまとめ、あれ自体はもう既に完成した、「案」がもう既に取りれているものでして、ただ、あの中に書いてある内容につきましては、あれだけ様々な御意見をいただきましたので、あくまでも一つの、内容につきましては、案というか、その一つのやり方というか、そういったことで御認識いただければと思います。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 では、内容については、まだ動く可能性があるという、そういうあれでいいんですかね。

それで、先ほどお答えありましたけど、この間、スポーツ関係、公園関係、図書館関係と3課で協議を続けてきて、テニスコートについては他自治体、それから図書館についても他自治体を調査したりして、検討してきたとありますけど、どこの施設を調査したんですか。テニスコートなんかは、代替案として、ちょっと遠いですけど、目白台運動公園とかそういう案も御意見として出ていたりしますけど、近くにある第一中学校のグラウンドを使う等々の検討とかはされたんでしょうか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 ちょっとテニスコートにつきましては、所管ではないので、なかなかちょっとこちらの方でお答えできることは難しいんですけれども、テニスコートも図書館もほかの自治体の事例を研究しているところでございまして、例えば図書館であれば、約この10年の間に東京都内で改修した図書館、約15館あるんですけれども、そういった自治体の図書館の例を、取組の例を分析しているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 では、ちょっとテニスコートは所管外なのでということで、図書館については、この間、15館できているものについて、いろいろ調査して参考にしたいということですね。

それから、最初にお聞きしましたけど、この3課にプラスして、企画政策部が入って調整しているというのは、それはどういう意味になるんでしょうか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 それぞれ、公園施設であればみどり公園課、図書館であれば当然のことながら真砂中央図書館、テニスコートにつきましてはスポーツ振興課と、それぞれ部も課もまたがっているというところでございまして、そういった観点からも、企画課に入っているようなところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 あと、竹早公園の建ぺい率が12%ということがちょっと内容の中にあると思いますが、これ都市計画審議会を開いて、12%を変えるというようなことは可能なんですか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 こちらの条例につきましては、土木部所管の条例でございますので、真砂中央図書館のほうからお答えすることはできません。

○上田委員長 よろしいですか。

ほかには。

小林委員。

○小林委員 私もよく地元の方から、竹早公園・小石川図書館の一体的整備の進捗状況について聞かれております。そのたびに、十分な調査や検証が必要で、令和7年度に続き、令和8年度も庁内での検討が続いており、現在も課題の整理中だということを伝書鳩のようにお伝えしているところであります。しかし、やはり、この状態が1年以上、同じ回答を続けておりますので、さすがに区民の方も納得していただけません。先ほど関川委員の議論の中で、どんな調査とかどんな課題があるというのは、何となく見えてきたことではあるんですけれども、その調査や検証の結果はいつ発表されるのかということと、今、庁内で何を検討しているのかということを知りたい。

また、たくさんある課題の中、課題、今、整理していると思うんですけれども、主にどんな課題があって、次に進めない理由、ネックとなっているものは何なのかを教えてください。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 中間まとめを公表して以降、多種多様な御意見、御要望をいただきまして、様々な課題を整理する必要が依然として生じているという状況につきましては、現時点でも変わらないというところでございます。

具体的には、図書館や公園、それぞれに求められる規模・機能、スポーツ施設の在り方、管理運営の方法であったり、区民参画のそもそもの検討内容であったり、どういうやり方が適切なのかとか、そういった体制など、引き続き課題に対する調査・分析を行っているところでございます。

結果をいつ発表するのかというところでございますけれども、そもそもこちらの検討内容

につきましては、検討プロセスにおける、ある意味、未成熟な情報であったり、その分析がまだ不十分な情報も多いことから、区民の皆様への、例えばその情報を公開することによって、誤解とか憶測を防ぐと、そういったような必要性も当然のことながら必要ではないかというふうに考えておりますので、なかなか対外的に、いつ、どういうふうに説明できる状況かというのは、なかなかお答えすることは難しいというところでございます。

何を分析しているのかということは、先ほど申し上げたように、いろいろ各課において様々な課題を検討しているところでございますけれども、図書館においては、例えば図書館サービスはどうあるべきかであったり、蔵書数、再配置はどうするべきか、あと、開架資料、閉架資料、どの割合で保存するのかとか、あと、閲覧席や学習スペースをどの程度大きくするのかとか、そういったことを分析しているところでございます。

課題につきましては、中間まとめ以降、様々な意見が寄せられて、本当にいろんな御意見をいただいているところですので、それを一つ一つ丁寧に分析していかないといけないというところが一番の課題となっているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 この間の経緯、ずっと見ておりますけれども、やはり住民の皆さんが一番懸念されていることは、全て決まった段階で、いきなりこうなりますよみたいに出されるのはとても嫌だろうと、この対話の場がないということも含めて、すごく懸念されていることだと思います。

また、中間まとめは中間まとめとして完成されたもので、その中に出てくる一つの案が中間まとめ案だけれども、ちょっと今回それがひとり歩きしてしまうような事象も出ているわけで、発表の仕方とか今後すごく大事になってくると思いますし、やっぱりその前提条件となる条件なんかを区民の皆様が知ってからじゃないと、対話もなかなか進まないということもあると思うんですけれども、やっぱりそう思うと、中間まとめ案が一つの案でなくて、そういう何か決まったものみたいなふうな受け取られ方をしないためにも、中間まとめ案を一度御破算にするということは、すごく重大というか、次に一步進むための突破口になるのではないかなというふうに思っておりますので、お伝えしておきます。

○上田委員長 ほかには御質疑は、よろしいですか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 ありがとうございます。この請願の第11号のことですけれども、ここに書かれて

いる第2回ミーティングというのは、私も出席をさせていただいております。本当、様々な意見がたくさん出て、ここにも書かれていますが、56か所での「今後検討してまいります」と、私は数は数えたわけではありませんが、そのぐらい区民の関心も高かったし、いろいろな要望があったと。

そういった中で、この10か月とありますけれども、以前、役所のほうに確認したことによれば、まず庁内部会というものを定期的に関いているということと、それとあと、やはりいろいろな意見が多かっただけに、その回答する引き出しというんでしょうかね、それを十分に回答足るものというものを用意したいという思いがあるということで、今現在それが進行中なんだというふうに理解をしています。

ただ、本当に、区民の方たちも、その後どうなったんだという思いはやはりありますので、どこかのタイミングで、やはり、いついつぐらいにはとか、例えばこんな状況ですというのを、ここでは図書館のことですけれども、そういったことで御報告ができればというふうに思いますが、この請願に対しては不採択とさせていただきます。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 私も第2回ミーティング、参加というか、傍聴させていただきましたけれども、本当に様々な意見が出されたのかなと。先ほどから質疑でもありましたけれども、今、本当に多種多様な意見、要望、また課題を整理しているところであって、この請願でありますように、その過程で説明するということは、誤解を招きやすいこともありますし、また、情報のひとり歩きの可能性もあると思います。さらに混乱を招く可能性もありますので、この請願は不採択でお願いいたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 請願第11号です。拝読いたしました。まず、請願の中で指摘する、10か月間意見や要望を聞くことができてないという言葉については、区民からの声としてしっかりと受け止める必要はまずあるかと思います。

一方で、行政には、説明責任とは形だけで進捗するものではありません。この竹早公園は、先ほど奥田課長が発言されていたとおり、公園敷地と小石川図書館と、そしてテニスコートと、これらの所管が横断して、一体とした複合的な課題と解決を、それから地域防災を含めた再整備が必要です。

今、求められているのは、拙速な開示ではなくて、それぞれの課題を横断して、突き詰め合うことであって、現状の不完全なままで検討状況を開示すれば、区民の間に新たな誤解と

不必要な対立を生み出す可能性が非常に高く、時間を要してでも、分断を煽ることにつながらない、中身のある選択肢をつくり出すことが重要と考えるので、本請願については、我々維新の会は不採択といたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 請願第11号につきまして、先ほど質問させていただきましたけれども、区民が主役の会としても、そろそろ説明が聞きたい、違う説明が聞きたい。具体的に進捗状況などを説明していただきたいというふうに思っておりますし、先ほども申し上げましたが、先に進めるためにも、中間まとめ案は御破算にするというのも一手だと思いますので、その意見を付して、採択いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○関川委員 この間、いろいろ、先ほど来から議論してきましたけれども、今回この問題が前に進まないのは、図書館と公園とテニスコートが3つ一緒にあるということが、ほかの図書館とは違うところだというふうに思いますので、先ほど、ほかの区の15館について調査をしながらまとめていくというふうにおっしゃっていましたが、その文京と似たような図書館が多分あると思いますので、そういうところも参考にさせていただいて、とにかく2019年に区がこの建て替えの計画案を出してもう7年になります。この図書館が1965年に建てられておりまして、もう既に61年が経過して、老朽化しているということもありますし、一日も早く建て替えなきゃいけないなというふうに思っているんです。区民の皆さんの利便性を考えたときに。

ですので、結論の方向性を持っていけるのは、やっぱり区役所の皆さんだというふうに思いますので、企画政策部も入って今度検討しているということですので、一日も早く方向性を出していただいて、区民の皆さんと一緒に考えると、そういうことで方向性を出していただくことを申し上げて、請願第11号、賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 この請願者の方は、情報を出してくれというのもそうなんですけれども、不安に思われているのが、対話がないまま、新たな案が区から示されて、もうそれで話が進んでしまうんじゃないかということを多分不安に思われていると思うんですね。なので、決してそうではないですという発信は、区としてはしっかりするべきだとは思いますが。

ただ、高山委員もおっしゃいましたが、まだ確定してない不確かな、いろんな検討材料がある中で、それを公開すると、余計な不安と分断とか対立を生んでしまうということはそ

のとおりだと思いますので、情報発信はしっかりするべきだとは思いますが、事細かに検討状況、固まる前のものを説明するというこの請願事項に対しては、不採択とさせていただきます。

○上田委員長 それでは、請願受理第11号の審査結果を申し上げます。

採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第12号、小日向台町小学校等建替えに係る見直しと今後の小中学校建替えにおけるプール設置の長期ビジョン策定を求める請願です。

請願文書表のデータ27ページを御覧ください。

- | | | |
|------------|---|------|
| ・受理年月日及び番号 | 令和8年5月29日 | 第12号 |
| ・件名 | 小日向台町小学校等建替えに係る見直しと今後の小中学校建替えにおける
プール設置の長期ビジョン策定を求める請願 | |
| ・請願者 | 文京区小日向3-12-9
梅野 秀一 外17名 | |
| ・紹介議員 | 依田 翼 | |
| ・請願の要旨 | 次頁のとおり | |
| ・付託委員会 | 文教委員会 | |
| ・請願理由 | | |

小日向台町小学校等の建替計画は現在、実施設計が進められています。10メートルの高さ制限のある第1種低層住居専用地域において、地下1階、地上3階で現在の床面積の2倍以上となる計画です。限られた敷地のなかで、大幅な面積を造るためには大規模な地下空間を設けなければ、まず困難と思われる現在のプランは適切のように思われています。

しかし、大きな体育館と小学校・児童館の調理スペース、そして幅8メートル弱の幅員をもつ地下への車路スペースを、全て地下に設けざるをえない。面積にして2,300メートル、すなわち23メートルの幅で100メートルの範囲を5メートル掘削して、8トンダンプ2,500台以上で運ぶことの異常性を再認識すべきだと思います。自校にプールを必ず併設しなければならないという固まった意識をまず見直すべきと考えます。

一方、今年２月にスポーツ庁から学校同士のプールシェアや公営・民営のプール利用を推奨する通知が出されています。都内では大田区、世田谷区、葛飾区、目黒区、都下では清瀬市、府中市など全国の多くの自治体の実証実験をはじめ、実施を具体化しています。本区に

においても今後、多数の小中学校の建替えやそれに伴うプールの建替も予定されているなかで、もう一度、原点に立ち返ってプールのあり方を検討する必要性は極めて高いと考えます。

プールを外部委託して建築計画から除外すれば、体育館や調理スペースは地下にしなくても計画は可能です。さらに無駄な車路も不要ですし、何といたっても体育館を1階にすれば児童の利用も促進され、かつ災害時にも地下5メートルにあるより、はるかに有効に運用できます。

さらに、他の都市の先行事例によれば、プールに係る長期的なコストも、自校での建替えと外部委託はほぼ同じという報告もあります。そして最も有効なことは、専門家による指導と管理に委ねることにより教師への負担軽減に直結する。近年、文京区においても緊急搬送のプール事故がありました。専門家が教えることによって子供達も泳ぐのが好きになったという報告もあります。（なお本区における小学校のプール使用状況は1学年5日以下です。また区内の公設の室内プールは2箇所あります）

プールや地下がなくなれば工期が短縮されるだけでなく、大幅なコスト削減につながります。ちなみに10億円以上の削減が期待されます。さらに掘削による振動、騒音の軽減や土砂搬出の2,500台ダンプが必要なくなり、周辺への影響が大幅に低減されます。設計変更に係る費用増など問題になりません。見直しの時間も十分あります。付け加えるならば、同小周辺の区民もプールは不要という意見が根強くあります。仮にこのまま進められた場合、国の意向等社会的な趨勢に反すること、かつ工事費高騰が続く今日、大規模な地下工事により多額の工事費が支出されることによる損失に対し、行政、議会の責任が問われる可能性があると考えます。

・ 請願事項

- 1 大規模な地下建設に伴う多額の公共財源の流出と地下掘削や多数のダンプ運行に伴う生活環境への影響は、行政、議会の責任が問われるものと考えます。そこで2026年の2月にスポーツ庁の通知（プールシェアの推奨等）を受けた際、実施設計に入った段階で、自校設置の優位性を裏付ける経済的比較検討と管理運営面の比較を事前に行わなかった根拠を明らかにしてください。
- 2 プールは多額の建設費と維持管理費がかかり、かつ安全管理の徹底が必須の施設です。一方、地球温暖化が続く今日、屋外プールの稼働が困難な状況にあります。そのため学校建設にあたっては、まず自校に建設する場合、複数でプールを共同利用する場合、スポーツセンター等の公民のプールを活用する場合等について、それぞれ建設費、維持管理費、

外部委託費等を算出し、その評価を広く区民に明らかにしてください。

- 3 小日向台町小学校等の建築計画においてプール無しの変更計画案を作成し、具体的な建設費や土砂掘削量、工事期間等を現況案と比較し、行政内部でその効果を把握し妥当性を明らかにしてください。個人的な検討では、プールを設けなければ地下を不要にすることは十分可能です。

.....

○上田委員長 この請願は、2026年の2月にスポーツ庁の通知（プールシェアの推奨等）を受けた際、実施設計に入った段階で、自校設置の優位性を裏付ける経済的比較検討と管理運営面の比較を事前に行わなかった根拠を明らかにすること等、3項目について、区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 小日向台町小学校の改築計画の見直しについて、前回の請願のときに合意形成に至るためにも区民の意見を検討することや、話し合うことが大事で、たとえ意見を取り入れられなかったとしても、納得していただくために、ぜひ対話をしてほしいというふうをお願いしました。ところが、区は、今年4月に町会から地元説明会開催の依頼があったにもかかわらず、実施設計中で、現時点で報告する段階ではないというふうに回答されたと聞いております。

地元の町会からの要望書を見ますと、2025年9月15日の進捗報告会に寄せられた住民からの意見や質問、85項目のうち約40項目が検討するとされたまま、検討結果も明らかにされず、現在に至っているとのこと。請願を出された住民の皆さんは、住民の意見を聞くことも反映させることできない、完成した実施設計の説明を求めているわけではありません。実施設計が終わる前に、説明会というよりは、対話の場を設けるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 今、御指摘のとおり、現在、学校施設課におきましては、実施設計の最中というところございまして、御不安のお声の中で通行する工事車両やルート等のお話も実際ございますが、こちらについて、現時点でその具体について詳細をお示しすることが困難なため、しかるべきタイミングでの御説明をというところでお話をさせていただいたところでございます。

内容につきまして、御意見がどのように反映できるのか、また難しい場合、その理由は何なのかといったところにつきましては、しっかりと御説明をしていく必要はあるというふうに考えてございます。地域の皆様とお話しさせていただく機会については、適切なタイミングで行っていただけるよう、こちらとしても検討してまいりたいと思います。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 実施設計の報告というのではなく、対話の場をできるだけ早い段階で設けていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

そして、前回の請願では、地下化を避ける方法を検討してということだったんですけれども、今回の請願事項では、新たにプールを造らないという選択肢について検討してほしいということです。そのためにも、プールを造った場合と造らない場合の建築コストや管理運営費、工期の短縮など、使用頻度も勘案して、様々な比較検討をしてほしいという要望です。請願事項にもあるように、具体的な数字を算出して、比較検討するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 スポーツ庁の通知を受けたプールシェア等のお話もございました。自校整備のほか、拠点校や外部委託等、幾つかの手法があることについては、区としても認識しているところでございまして、プール設置の必要性につきましては、各校の状況により個別に検討すべき課題ということで考えているところでございます。

なお、比較のほうでございすけれども、前提として、小日向台町小学校につきましては、先ほどの手法のほうで申し上げますと、例えば区内のプール施設のキャパシティの問題、また、小日向台町小学校の立地の特性として、外部施設の移動負担や授業時間の確保など、幾つかの課題があるというところでございまして、外部施設を活用した水泳指導は困難であると判断したものでございます。その前提に基づきまして、プールの必要性を判断したものでございまして、特にそういった比較というところでは現在行っていないところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 その比較というところを現在しているわけではございませんということではなくて、やっぱり地元の人との対話の場を求めているということもあるんですけれども、地元の人との対話の場で、やっぱりプールを造らないほうが、こういう選択肢をしたほうが良いという根拠について、具体的に説明してほしいというふうに思います。

そうでなければ、プールを造らないという選択をしようと思うのであれば、やっぱり再設

計代に高額な費用がかかるとか、そういったこともあると思いますし、また、住民の合意形成をするために、工事を始めるのがこれだけ延びるよとか、そういったこともあるかもしれませんが、そうしたことを乗り越えてでも、この費用、プールを別の場所でシェアすることで、例えば建築コストが大幅にカットできるとか、今後のプールを持たない在り方というものの第1号になってしまいますけれども、そうした在り方も、千駄木のプールが温水プール化されて、地域移行とか、あと地域開放がされたりする。で、温水プールになれば、プールシェアなんかもできるような、これからプールの在り方を検討することも行っているわけですので、そういったところはぜひ検討して、そういうことがあるよということも、地元の人たちの要望に合わせて、シェアというか、周知して、こういう比較検討の下で、やっぱり小日向では地下を掘って、体育館を地下から上げて、その上にプールを造る、この方法が一番よかったんだということをきちんと説明していただきたいなというふうに思います。

そして、この設計に関しては、東邦音大の敷地の購入に至る前に、実は既に出来上がっていたもので、東邦音大に仮校舎を造ると決まった後も、その設計については何も変わっていないということがこれまでの議論の中で明らかになっております。

この間、請願事項に書かれておりますように、プールシェアを推奨するスポーツ庁の通知が出ていますし、また、先日、新聞報道にもありましたけれども、国交省が女子トイレの行列解消に向け、女性用の便器室を増やすための指針を出しており、公共施設の改築などの機を捉えるようにというふうに国も言っております。

公共施設こそ率先してアップデートするべきだと考えますけれども、この長い設計している時間の中で、こうしたプールシェアのこととか、女子トイレの数のこととか、いろんな制度が変わってきたりすることに対して、やっぱり公共施設の役割として、アップデートするための設計への検討なども絶対するべきだと思うんですけど、そうしたことはしているのかどうかということと、あと、小日向台町小の設計では、男女のトイレの便器数についてはどうなっていますか。もし検討していないのであれば、なぜしないのかということ伺いたいと思います。

○上田委員長 寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長 委員御指摘のトイレの数でございますが、現在、実施設計におきまして、空気調和・衛生工学会が示しております衛生機器の設置個数の決定に基づいて算定しているところでございます。

小学校の用途になりますので、休み時間中にトイレの利用が集中するため、児童数に基づ

きまして、サービスレベル、待ち時間に応じて、どの程度の人が許容できるかという、そういったサービスレベルでございますが、それを設定し、最もレベルの高いもの、約8割の方が許容できる待ち時間で検討しております。

仮に、1学年が4学級140人になったとしても、この最上位のレベルを充足できるような便器数の設定をしているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 公共施設の中でも、駅のトイレとか学校とか、使われている用途によって違うということはよく承知しているところではあるんですけども、女子トイレの便器数については、男性用の大小合計以上にする必要があるというふうな指針を今回、国土交通省のほうは出しております。

また、災害時には、こうした男性対女性で1対3のトイレの数の確保も求められているところです。

今、計算して、その基準に合わせてということではありますけれども、まだ必要最低限の基準をクリアしている個数だというふうに私は認識したんですけども、もし違っていたら教えていただきたいんですけども、国も言うように、改築という機を捉えて、平常時から災害時にも通用するトイレの便器数にしていきたいということは要望して、質問を終わります。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

まず、この請願について、紹介議員、依田議員お一人なんですけれども、依田議員のほうに質問をさせていただきたいんですが、よろしいですか。

○上田委員長 ただいま山田委員から、本請願の紹介議員に対して質問を行い、見解を確認したい旨の申出がありました。委員長としては、会議規則85条の規定に基づき、これを認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 はい。

○山田委員 ありがとうございます。

簡単に言うならば、この請願に書かれていること、プールを校内に設ける必要がないということだと思うんですが、依田議員、10年以上前になりますが、小日向台町町会が中心となって区へ出した要望のことについては御存じか。もしそれを御存じであれば、こういった内

容だったか、ここで話しいただけますか。

○上田委員長 依田議員。

○依田議員 ごめんなさい、それについては存じ上げておりません。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 では、ちょっとここで経緯をお話しさせて……。ちょっとびっくりしました、今、その発言。やはり紹介議員になるんですから、過去に遡ってそのところまでのことを確認し、ではその辺の話はどうしましょうというふうに、この請願の質を高めた上で、私が紹介議員だったらそういうふうにしたかなというふうと思うんですけども、実はここの小日向台町小学校のプールについては、10年以上前から、あそこは地域が細い、細路で囲まれた道で、消防車が緊急で入ってきづらい、災害的に、消防車両が入ってこない地域でもあるということから、しっかりとその消防水利を確保したいという思いがありまして、台町小学校のプールに水を張ってほしいという要望が出ていたんですね。それがなかなかかなわずして、そういった御苦労の中で、板倉先生、それから当時の宮崎先生が御苦労されていました。そして、私も議員になって、今度、超党派でその働きかけを行っていった結果、当時、今の佐藤副区長が教育長だったんですけども、ではいろいろな整備上の問題もあるけれども、試しにまず30センチから、40センチからやってみようということ、徐々に徐々に、それで可能だねということになって、そして、あの地域の人たちには、やれやれということ、御満足をいただいた経緯があるんですね。

そういう経緯がある中で、私、これプールをなくしちゃうというのは、その辺のコンセンサスをほかの方たちと得られているのかなというところが一旦すごく気になりました。そういったことを踏まえた上で、やはりまずは紹介議員になっていただきたい。

で、そういったことを踏まえながら、今回のこの要望の中で、ごめんなさいね、要望だけではなくて、この間出た町会からの要望のほうには、そのことは触れられてはいなかったんですが、2023年の12月12日、小日向台町町会の会員、区議、それから小学校父兄、約20名程度で緊急環境ワークショップがされました。

そのときに、子どもたちの将来のために、良好な環境の創造と確保というのが1番目に掲げられていて、静かで安全な環境で学べることの次に、小日向台町小学校の児童の学習環境の確保とあって、括弧して校庭、プール、工期短縮というふうに述べているんですね。これもう言うまでもなく、プールの確保は前提なんです。

なので、こういったことを考えたときに、その辺のところはどういうふうにしっかり精査

して、この請願がまず上がってきたのかという、この請願に対する信憑性というのかな、そこが私はちょっと疑問です。その辺のところはどうなっているのかなというのは。

あと、ここでも書かれている、プールの使用状況、1年に5日以下ですというふうにありますますが、稼働率としてはそうかもしれないけれども、ほかの利用のされ方って、多分あるはずですよね。それを踏まえて、今回のこの設計になったと思うんですが、そこを確認させていただきたいんですけれど。

○上田委員長 依田議員。

（「ごめんなさい、それは終わりました」と言う人あり）

○上田委員長 では、足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 プールの考え方というところで、稼働率というところの視点からの御質問でございますけれども、プールにつきましては、使用しない期間、蓋をいたしまして、小校庭としての利用を計画しているところでございます。これにつきましては、既に終えている改築校でも同様なところで運用がされておりまして、小校庭があることで、中休みや昼休みのほか、体育授業やクラブ活動等様々な用途として使用することが可能でございまして、学校運営において非常に有効に活用されるものと認識してございます。

また、先ほど御指摘のあった消防水利としても、本計画においては予定をしてございまして、年間を通して活用でき得るものとなっているというふうに考えてございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。ほかの学校でももう既に事例はあると思うけれども、その昇降するような設備になっているということは、今、消防水利としても使えるというのは、1年中張っておけるということですよ。はい、そうですね。

あと、やはりあそこは幼稚園もありまして、クラブ活動で使う以外にも、幼稚園の園児たちがもしかしたら使えるような、そういう場所にもなるだろうし、それからあと、一番が、消防の観点から、災害時の避難所としたときに、そういったときにその場所を使うという、このメリットも、消防水利だけでなく、あるのかと思いますが、そういった災害からのメリットというのもあるというふうに解釈してよろしいですよ。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 消防水利、または災害時のトイレの中水といった生活用水等、災害において必要となる水の確保というところについて、有効に発揮できるものと考えてございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。避難所運営協議会でも、学校は教育施設であると同時に、地域防災拠点という位置付けが強くあるところですよというふうなことも言われていますので、分かりました。あとは、態度表明のほうでお話ししたいと思います。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 この請願理由と請願事項についてなんですけれども、まず一つ確認しておきたいのが、この工事に関して、いろんな御不安、そして御懸念の声が上がっているということで、昨年の12月の文教委員会でも、やはり同様の工事車両の台数がかなり多いとか、あとそれから土砂の搬出量の問題とか、やっぱりそういった点での御懸念があって、そのことでも請願審議を私もさせていただきました。

それで、そのときに私が求めたのは、そうした工事車両の台数の多さとか、土砂搬出量が多いこと、こういったことについて、今、ちょうど実施設計をやっている最中ですよ、そういう中で、地域住民への負担が軽減されるような工夫を、実施設計の中でも可能な限りやっていただきたいということでは求めさせていただいたんですけれども、そういった工夫なり、そういった点での検討状況ですね、そのあたりをちょっとまず1点お伺いしたい。

あとそれから、そのときには、例の北側隣地については、工事のときの負担軽減などでも活用できるんじゃないかということで御提案もしたし、お話もさせていただきましたけれども、そのときは、北側隣地についてはちょうど取得するということが決まったばかりの、そういうタイミングだったということもあって、当時の課長さんの答弁では、工事中の活用方針については、具体的には今後検討するという御答弁だったかというふうに思います。

この北側隣地の活用については、その後、どのような、工事中の活用の検討、具体化、こういうのがされているのか、今後どういうふうにしていくのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○上田委員長 寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長 まず、工事中の配慮でございますが、工事発注時の特記仕様書におきましては、低騒音型・低振動型の建設機械を使用することと明記する予定でございまして、施工者にはこれを遵守してもらう必要がございます。

また、使用します建設機械関係におきましては、施工計画段階におきまして、事前に計画書の提出を求め、国の低騒音型・低振動型建設機械の指定を受けた機械であることを確認するなど、使用機械の適正な管理を行う予定であります。

さらに、騒音が発生されます解体工事におきましては、仮囲いや解体建築物周囲への防音

パネルの設置や敷地内の重機走行路下部には防振マットを敷設するなど、必要な対策を講じ、近隣環境への負担軽減に努めていく予定でございます。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 北側隣地についてのお尋ねでございますけれども、まさにこれにつきましても、結局、実施設計の中での検討にはなってくるわけですが、この土地を取得したことによりまして、学校敷地北側道路と接続することになります。したがって、工事動線、また竣工後は、避難経路といった観点からも非常に有効であると考えておりますが、その活用の具体策につきましては、今後も慎重に検討を重ねながら、改築後の用途を含め、また工事中の用途、それぞれ検討してまいりたいと考えております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 いろいろ専門的なお話もしていただいて、いろんな配慮をするということでした。北側隣地についても、今後検討するというので、まだなかなか決まっていないというような話でした。

で、確かに近隣で、やっぱりそういう車両の多さとかいうことになってきますと、かなり御不安、御懸念というのもやっぱりあるかというふうに思うので、今後も検討していくということでしたけれども、やっぱりいろんな形で要望が来て、こういうふうに改善してほしいというようなことが来たときには、ちゃんとお話を聞いて、改善点なんかも検討していただきたいというふうに思うんですけれども、その点、ちょっともう一回、ちゃんと確認をおきたいんですけれども、いかがでしょう、検討。

○上田委員長 寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長 敷地内の騒音対策や敷地内への工事の車両動線につきましては、学校周辺の安全確保や近隣環境への影響を十分に考慮しながら、関係各所と調整を進めてまいりたいと考えております。

現時点では、施工者が確定していないという状況もございますが、具体的な車両動線のルートや使用車両の詳細は確定できておりませんが、設計段階でも警察協議などを踏まえて、近隣環境への影響を軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

○上田委員長 石沢委員、よろしいですか。はい。

御質疑はもうよろしいですか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 まず、請願事項の1項目めなんですけれども、プールシェア等の通知なんかもスポーツ庁から入っていると。で、実施設計に入った段階で、自校設置の優位性を裏付ける経済的比較検討と管理運営面の比較を事前に行わなかった根拠を明らかにしてくださいということで、私たち、こうした様々な自校設置にした根拠とか理由とか、やっぱりこういうものについてはしっかりと、区民の皆さんから様々な疑問や御懸念が出ているということはやっぱりありますので、こういうことについては、しっかりと丁寧に説明するということは、私たち、大変大事なことだというふうに思っております。なので、請願事項の1については、採択を主張したいと思います。

それから、請願事項の2についてですけれども、自校方式と、それから複数のプールを共同利用する場合、それからスポーツセンター等の公共のプールを活用する場合について、いろんな費用を算出して、その評価を区民の皆さんに広く明らかにしてくださいということで、これもそういった説明をやっぱり求めているということだと思います。プールのことについて、様々な御懸念、御不安、やっぱりこういうものがあって、その決定の過程で、近隣にあるようなプールを活用しないというような判断をしたことの、そういった点での根拠ですね、そういう説明責任をやっぱり区側に求めているということです。これについても、やはり地域から様々な不安や御懸念、こういうものが出ていることもありますので、こういうことについてもしっかりと丁寧に説明をしていくということは、やっぱりこれも大事なことだろうというふうに私たち考えておりますので、請願事項2についても、採択を主張したいと思います。

最後に、3個目なんですけれども、設計の計画において、プールなしの変更計画案を作成し、具体的な土砂搬出量、工事期間等、現況と比較して妥当性を明らかにしてほしいということです。ここの部分については、そういう様々な比較検討の情報を区民の皆さんが必要としているし、そういうのを欲しいということで、やっぱり情報を明らかにしてほしいという点でのことだと思うので、ここについては、私たちも賛同できるかなというふうに思うんですけれども、一方で、その後に、プールを設けなければ地下を不要にすることは十分に可能ですというふうに書かれております。こういう、プールは不要なのではないかというようなことで、地域の皆さんから上がっているそういう意見というのは、地域の意見の一つとして重く受け止めなければならないかなというふうには思うんですけれども、一方で、5月29日付の小日向小学校のお便りですかね、これを見て、水泳指導についてということで、水泳担当の教諭の先生が執筆されているんですけれども、今年度も多くの子どもたちが楽しみにし

ている水泳の授業が始まりますと、こういうふうに書かれておりまして、こういう意見もやっぱり一方であるわけですね。特に、子どもたちが楽しみにしているというような話もあるということで、ここでプールをなくすということについては、そういうことが請願事項の中にこうやって書き込まれていると、仮定の話ではあっても、書き込まれているという点については、私たちとしては、やっぱりそこには、採択にはなかなか至らないなということで、請願事項の3については、不採択を主張したいと思います。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 請願第12号につきまして、区民が主役の会は、請願事項にもあるとおり、改築に関する住民への説明及び対話の場をなるべく早い段階で設けること。また、その際、プールを造る場合と造らない場合の比較検討を具体的な数字を出して住民の説明し、合意形成を図っていくことをお願いして、請願事項1から3を採択いたします。

また、プールの在り方やトイレの個数など、社会の動きに合わせて、公共施設の設計の面でもアップデートしていったほしいということは、要望として付したいと思います。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 請願第12号です。小日向台町小学校改築における地下工事の学校プール整備について、再検討を求める請願です。拝読いたしました。この請願の中では、地下工事に伴う周辺環境の影響や学校プールの在り方について懸念を示しており、先ほど小林委員もおっしゃっていた、プールシェアなど時代に合わせた見直し案には、一定理解できる箇所も見受けられます。

一方で、学校施設整備の在り方は、工事費や掘削量のみで判断されるものではなくて、外部利用には、移動に伴う児童の安全性、それから利用時間の調整、教員の負担、利用中の災害発生時の対策など多角的な観点が求められます。

また、本計画は、限られた敷地条件の中で、教育環境、学校運営等総合的に勘案し、調整がこれまで進められてきました。今からの大幅な変更は、事業全体の影響も大きいことから妥当ではないと考えますので、我々日本維新の会は、1から3項、不採択としますが、区へは、本請願が今後も続く学校再整備計画の材料の一つとして生かされていくことをお願いしておきます。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 小日向台町小学校のプールの設置につきましては、これまでも様々な角度から検討してきたというふうに認識しております。ここで言われている複数で共同利用する場合や、

また公民のプールを活用する場合は、場所柄、移動の負担や、また授業時間に影響を及ぼしかねないことも想定されます。今後の学校のプールという観点では、課題の一つであると思いますが、今回の請願につきましては、1項、2項、3項とも不採択でお願いいたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 時代に合わせたプール利用は、一定理解はいたします。しかし、地域の特性から、プールの必要性はあるというふうに考えます。そして、財政面、イニシャルコストやランニングコストは、利用のされ方からしたら、50年も100年も使われるにふさわしいプール、それはプールも含めた校舎の設計になっているのではないかというふうに思います。よって、自由民主党は、この請願の1、2、3に対しては不採択です。

ただし、やはり近隣住民は、大変いろいろなことが不安、いろいろなことがと言ったら漠然としていますけれども、しっかりと近隣住民の方とは向き合って、これらの課題に共に解決する姿勢というのをぜひ見せていって差し上げたいというふうに要望いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 請願第12号なんですけれども、まずプールの有無の必要性に関してなんですけれども、プールシェアの推奨等という話も出ていますけれども、プールの数を減らしていく、シェアしていくという方針自体には、私も賛成をしています。千駄木小学校のプールを温水化して、分林中と一体で使ってというのも一般質問でも提案していますし、その方向性には賛成なんですけれども、小日向台町小学校に関しては、プールは設けるべきだと思うので、そこに関してはまず不採択となるんですけれども、住民の方の働きかけもあって、自校方式で校庭がない建て替えをやめようという大きな動きがあって、その流れを受けて、区が大塚四丁目の代替地を取得して、校庭がある状態で校舎の建て替えができるというような、すごく大きな転換があったんですね。

従来のそれまでの学校だと、建て替え中は、校外体育でバスで送迎をしてという、一時的なものですけど、あれって先生だけじゃなくて、誠之小学校を建て替えているときは、保護者もお手伝いに入っていましたけど、あの乗せ降ろしってすごく大変で、バスの費用もかかりますし、それが一定期間で限定的なものであればいいんですけれども、小日向台町小学校に関しては、せっかく新しい校舎を建てて整備して、現実問題プールを外注するということに、別の場所でやるとなると、バスでの送迎が必要になると思うんですけれども、そのバスにかかる費用と、乗せ降ろしの手間ですね、それをせっかく自校方式じゃなくて、校舎を工事できるようになったのに、建て替わった後に、教員と保護者にその負担をずっとこの先持

たせるというのは、ちょっと本来の趣旨と変わってきてしまっていると思うところがまず1点。

それと、山田委員のほうから、消防用水としての利用ということがありましたけれども、今、新しく整備した学校って、稼働してないときは、蓋をしてプール広場として使っていて、子どもたちが遊ぶ場でもありますし、1学年全体で集会みたいなことをするという有効的な使い方もしていて、なおかつ、蓋をした下にも水がたまっている状態というのも、足立課長からも伺いましたし、それは消防にも当然使えますし、災害時に断水したときの生活用水としても使えるというメリットもありますので、そのあたりを考えると、小日向台町小学校に関しては、プールは設置したほうがいいという考えです。

あと、1と3ですね、地下を設けないということに関してなんですけれども、確かに地下を設けないことによって、工期が短縮されることと、工事費が減額されるというメリットはあると思うんですが、小学校の建て替えに関しては、建てられるマックスの施設を建てておくべきだと私は思っています。子どもは今まだ増えていますし、教室が足りない状況ですので、マックスで建てて、将来的に余れば、地域に開放するとか共有するという形もありますけれども、今この状況において、地下を掘らない代わりに、施設を縮小するというのは、ちょっと賛同しかねるところもあります。

ただ、どちらにもメリット、デメリットがあって、どちらがいい悪いということではなくて、小日向台町小学校のケースに当てはめると、そうではないという考えとなりますので、1項、2項、3項ともに不採択でお願いいたします。

○上田委員長 請願受理第12号の審査結果を申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものといたします。

請願事項3、採択1、不採択6、よって不採択とすべきものといたします。

以上で、請願についてはここまでであります。

○上田委員長 続きまして、理事者報告に入ります。

課ごとに報告を受け、質疑は項目ごととしたいと思います。

教育推進部から4件、理事者報告があります。

初めに、教育指導課より2件です。報告事項1、文京区立学校園の学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、報告事項2、小学校特別支援学級（固定制自

閉症・情緒障害学級）の開設についての説明をお願いいたします。

山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 それでは、資料第4号によりまして、業務量管理・健康確保措置実施計画について、御報告いたします。

本計画に関して、令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学省が定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めるとなされていて、作成したものとなります。

では、本計画を説明させていただきます。

まず、本計画、右下4ページの計画の趣旨と現状を御確認ください。

本計画の趣旨を明記するとともに、本区の現状を整理させていただいております。時間外在校等時間が45時間を超える小学校、中学校ともに36%を超えております。原因としては、授業準備や保護者の方への対応等、内容は様々であります。長時間労働が常態化している教職員も多々いることが分かります。

続いて、5ページを御覧ください。

そのような実態を踏まえ、令和8年度から令和11年度にかけて目標を掲げました。参考に、ここ3年間の時間外在校等時間を掲載いたしました。今までの本区の実践によって、教職員への負担軽減が図られていることが分かるかと思います。

続きまして、6ページを御覧ください。

目標を達成するため、教育委員会でできる学校と教師の業務の3分類に沿った教育職員の負担軽減を明記し、教育職員の働き方改革を包括的に実施してまいります。

資料の7ページから10ページにかけて、具体的な負担軽減策を明記しております。

最後になりますが、11ページを御覧ください。

本計画の今後のフォローアップについてです。

業務の改善がされない学校に対しては、引き続き個別に指導・助言を行うとともに、区として、教育職員の働き方改革を推進してまいります。

報告は以上でございます。

続きまして、第5号に基づきまして、小学校特別支援学級（固定制自閉症・情緒障害学級）の開設について、御報告申し上げます。

まず、1の経緯でございます。

令和8年4月現在、文京区立小学校には、自閉症・情緒障害特別支援学級が小日向台町小

学校、駒本小学校の計2校に設置しております。

資料の1を御覧ください。

一番上のグラフは、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童数、学級数の過去5年間の推移でございます。年々増加の傾向となっており、令和3年度と比べ、約1.8倍となっております。

その下のグラフは、特別支援学級の自閉症・情緒障害特別支援学級の児童数と学級数について、学校ごとに示したものでございます。

小日向台町小学校は、年度により増減はございますが、増加傾向にございます。駒本小学校は、増加の一途をたどっています。

令和7年度以降、文京区特別支援教育振興委員会において、このような現状を踏まえ、安定した学級運営を確保するため、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設が喫緊の課題とされました。

新たな設置校の検討においては、まず自閉症・情緒障害特別支援学級設置校の地域のバランスや、在籍児童の住居地等を検討しました。

資料2を御覧ください。

中央に近い位置で、各学校の施設面や特別支援学級等の設置状況を勘案した結果、明化小学校を新たな設置校として選定いたしました。

2の開設の時期でございますが、令和9年4月となります。

3の学級の規模でございますが、既存の2校の自閉症・情緒障害特別支援学級等からの転校希望も含め、2学級10名程度を想定しております。

4のスケジュールですが、本委員会報告後、学校園につきましては、6月23日、合同校長会で報告、9月から10月頃、入級を検討される保護者様に説明会を実施してまいります。

報告は以上でございます。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項1、文京区立学校園の学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についての御質疑をお願いいたします。

高山委員。

○高山（か）委員 資料第4号ですが、拝見させていただきました。この資料には、ICTの活用や業務の役割分担など段階的に進められている一方で、教員の抱えているストレスが依然としてやっぱり高い割合を占めている。長時間労働が深刻だという表れの表にもなってい

るかと思います。

私のほうから3つほど質問させていただきたいんですが、この資料を拝見させていただいた上で、この校務支援システムやデジタル採点の導入など、業務の効率化が進められる一方で、この新しいシステムの操作に慣れるまでの負担、データ管理といった新たな業務が逆に増えて、業務負担に、先生の負担になってしまうんじゃないかとちょっと懸念を感じました。

こうしたICTツールの導入に当たって、現場の教職員が操作や設定に追われることなく、本来の効率化の恩恵が受けられるように、先ほど山岸課長がフォローアップとおっしゃっていましたが、どのようなサポート体制を教育委員会として考えてられるのかというのがまず1点。

それから2つ目に、教職員のストレス指標や健康リスクの低減の取組が中に書いてありますけれども、このストレスチェックそのものが、教員の毎日こなさなければいけない事務作業的になってしまうケースというのがちょっと想定されたんですね。こうした支援策が形式的なもので終わらないように、本当に悩んでいる教職員のサポートとして、また相談しやすい環境づくりとして、どのように取り組んでいこうと考えていらっしゃるのかというのが2点目。

そして3つ目が、最後は、この時間外在校等時間、月45時間以内とするという目標があります、ここには。で、授業準備や採点を、逆にそれを気にしたために、自宅に持ち帰って遅くまで自宅で作業しているという懸念を私、感じたんですね。いわゆる持ち帰り残業にシフトしないように、表面上の数字達成だけではなくて、先生方が本当の意味でライフ・ワーク・バランスが守られるように、目に見えない持ち帰り業務という実態をどう把握していくのかという、その根本的な業務量の削減につなげるには、どう考えておられるのかという、この3つのことを質問いたします。

○上田委員長 宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長 システムの導入に当たってですが、本年度も公会計化を進める中で、新たなシステムが入りまして、学校教職員の皆様には、初めの段階での御苦勞をかけているところでございますけれども、新たなシステムを入れる場合には、必ずフェイス・トゥ・フェイスの研修会を用意いたしまして、実際に触っていただくことで、しっかりと御不安を軽減すると。

また、システムの中に動画を使った、新たに途中でいらっしゃった方にも分かるような動画を使ったマニュアルを導入することで、極力負担の少ないように行うというようなことを

行っているのと加え、各システムには、それぞれのヘルプデスクを用意いたしまして、何か困ったことがあれば、いつでも聞けるという環境はつくっているところです。

また、お使いになっていらっしゃるタブレット等も、OSによって使い勝手が変わってくるところはありますけれども、必ず、コンピュータを替える場合には、学校の先生方にヒアリングをしまして、どういった機種が使いやすいのか、どういったものがあるのかという御要望に合わせた機種選定を行っているところでございます。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員お尋ねの、ストレスチェックそのものがこなさなければならない業務になってしまうのではないかとということで、相談しやすい環境づくりについてどういうふうに取り組まれているのかということのお尋ねですが、こちらについては、教職員のストレスチェックについては、心身の健康を守る重要なツールと位置付け、真にサポートにつながる環境づくりを目指しています。具体的には、ストレスチェックの目的、また活用方法を明確にして、プライバシーの保護と結果の透明性、有効な徹底をしていきたいなというふうに思っています。

それから、教職員の支援としては、管理職や主幹教諭、また養護教諭による校内の相談体制の強化、それから学校にはSCがいますので、そういった専門家との連携、また、国や都が開設している外部相談の窓口がございますので、そういったところの相談、相談のしやすい環境を多角的に整備することで、教職員が安心して教育活動に取り組める環境づくりに尽力してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう一つのほうですが、目に見えない持ち帰り残業をどのように把握し、それから業務量の削減に取り組んでいかれるのかというような御質問については、教育委員会としては、既に今、各校の時間外在校等時間は把握しております。この時間外在校等時間の縮小を図るために、例えばスクールサポートスタッフ、またはエデュケーションアシスタント、こういったものを増員する。そして、中学校においては、部活動指導員の活用と推進、また、地域の人材や保護者ボランティアの活用、こういったものによって、教職員ではなくてもできる業務の切離し、そしてデジタル採点、それから校務支援システムの活用の徹底、オンライン会議など、そういった取組を講じています。

しかしながら、持ち帰り残業については、課題があることはこちらのほうも認識しております。これからは、管理職による自己申告の面談等において、心身の健康面も含めて、聞き取り等を行うなど、対応を行ってまいりたいと思います。そして、必要に応じて、教育指導

課より各学校、あるいは各個人に対しても指導・助言をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。安心いたしました。少し。どうしても先生たちは子どもたちのために、いい授業をいい環境下で行いたいって、無理しがちにどうしてもなられる方が多いと思うんですよね、そういった使命感からですね。ですから、言うまでもありませんけれども、先生にもプライベートが必要ですし、家族との時間が大切になりますから、働き方改革が一步でも二歩でも、足踏みしても止まらず、前進して、一人一人先生たちがゆとりを取り戻せるように、今後もしっかりとサポートをしていってあげてください。ありがとうございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ありがとうございます。

教職員の方の働き方改革、長時間労働解消に向けて、非常に大切な計画だというふうに私も思っております。現状として、時間外在校等時間が45時間を超える人が36%というのは、ちょっと驚いた数字でありますけれども、それをゼロにしていく、令和11年までにするというので、具体的などのように支援していくかというのは掲げられておりますけれども、先ほど、いわゆる長時間労働の要因として、授業準備や保護者への対応という話もありましたけど、この中で、いわゆる法律相談窓口の設置、保護者からの過剰な苦情や不当な要求、こういった場合に、今、弁護士に相談できる体制を構築するとあるんですけど、そこまでいかないケースが多いのかなというようなことを実感しております。もし相談、ここまでいなくても、やっぱり保護者との対応というのは必要なところでもありますし、その辺、どのようにお考えになっているのかというのが1つと。

あと、部活動の地域展開、この前も報告いただきましたけど、令和9年度あれですね。その辺の進捗状況がどうなっているのかということ。

あと、教師の負担軽減という意味では、ALT、英語専任教員を配置すると、ありますけれども、例えば本会議質問でもさせていただきました、オンライン英会話の活用みたいなのも、教員の負担軽減にもつながるのではないかなと思うんですけども、その3点、お伺いしたいと思います。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 まず、法律相談の件なんですけれども、委員おっしゃるように、現在、

学校に対しての要望は多岐にわたるところがございます。例えばですが、要望が過度にわたるところもありますので、そういった学校への過度な要望は、学校だけでは対応することが困難な事例もございます。

本区においては、本当に困っている保護者の方が相談しやすい環境は整えてまいりますし、学校としても各学校にスクールロイヤーを1校1人ずつ今、ついでいただいているところですので、そういった機能も生かしながら、困難な問題を解決すべく対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また、ALTについては、現在、各校で、例えば年間小・中学校とも授業時数が200日とすると、多い学校では130回を超える配置等を行っているので、かなりの日数、失礼しました、ちょっと今、その日数を確認させていただきますが、かなりの日数いっていますので、そういったところも確認をしながら、英会話のソフト等を入れていくということも、学校によっては考えているところもあるんですが、オンライン英会話というところについては、教育長の答弁にあったとおりで、現在のところ、これから研究してまいるというふうに考えてございます。

○上田委員長 高橋教育施策推進担当課長。

○高橋教育施策推進担当課長 地域展開のスケジュールにつきましては、国のガイドラインでは、休日から地域展開を実施するなど、段階的に進めていくこととされております。昨年度の3月に本区としても実施計画を作成したこととなっておりますので、その実施計画どおり今現在検討しているところでございます。令和9年度につきましては、一部の運動部活動をいよいよ地域展開していくところとなっております。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。一つ一つ丁寧に進めていただければというふうに思います。

一方で、教職員の方の、いわゆる児童あるいは生徒との接する時間というか、関わる時間というのが減ってしまっただうなのかなという、本来の教育の在り方というか、その辺というのは大事だというふうにも思うんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょう。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員おっしゃるように、教職員が生徒・児童と関わるということが一番大事でありますので、そういった時間を設けられるように、先ほども申しましたような、例えばエデュケーションアシスタントですとか、スクールサポートスタッフですとか、業務をできるだけ改善、縮小できるような人員を教育委員会のほうで配置させていただいて、担任

業務プラスアルファのところで、子どもたちと関われるような時間を捻出できるように、教育委員会としても努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。さっき36%台を0%にするという目標も大事なんですけれども、やっぱり中身が伴ったというかね、そういった長時間労働の解消に向けて取組方をよろしく願いいたします。

以上です。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

今回のこの業務管理、そして健康確保措置実施計画、大変よくまとめられているなというふうに拝見させていただきました。それと同時に、これだけ先生方がこんなことまでやられていたのかと。先日、運動会、もう各所でやっていまして、それを拝見したときにも、本当、先生方って、心から子どもたちが大好きで、子どもたちのためにという、そういう姿が折に触れて見えてきたときに、やはりこういった違うところで、子どもと触れ合う時間が大切なのに、こういった業務で、それこそ本来の目的が達成できなかったら、やはり教育委員会としては、しっかりとそういったところはこれから見ていかなければいけないところなんだろうなというふうに思いました。

それで、これ非常に、このビジブルになったことで、今後さらに教育委員会としても、こういったところに視点を置いてやっていく、それから学校園も指導していくというような、その体系も見えてきたわけなんですけど、私、ちょっとここで幾つか質問したいのは、ごめんなさい、中身のことなんですけれども、まず、岡崎委員からもちょうと出ましたALTの配置のところ、ここも負担軽減を促進すべき業務となっているんですけれども、通常、本来だったら、もう全小学校、中学校に配置されているじゃないですか、それでも、業務負担をあれするというのは、どういうことがあるのかなと。業務負担の軽減。本来、配置されているじゃないですか、もう。なのに、こういった課題があるのかなと思った点と。

それから、次のページのところで、小学校での教科担任制の推進ってあります。私もこれ、以前に一般質問でも、代表質問でもさせていただいたんですが、非常にここの視点って大切だというふうに思っておりますし、現在、こういった形でこの教科担任制が進められていて、それで今後どういうふうになっていくことを推進していくのかというあたりもここでちょっと教えていただきたい。

それからあと、次のページの多言語翻訳ツールの導入ってありますが、これ具体的に、今、中国の国籍の方たちが非常に多くあって、そういったコミュニケーションのトラブルもある中で、この翻訳ツールというのがどういうもので、どのような使われ方をしているのかということも確認しておきたいというふうに思います。

○上田委員長 宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長 まず、多言語翻訳ツールの件でございますけれども、こちら今、小・中、あと幼稚園も、各学年に1つずつ配備できるように、まず小型の同時翻訳ツール、多言語の、もう単独で動く機械ですね、こちらのほうを学校に配備しております。基本的にそちらは、保護者の方との対話で、担任の先生たちがお困りにならないようにということで配置しているものがございます。

これとは別に、昨年度から、授業の中でも、先生がお話したことを子どもたちが持っているタブレットで見れるというようなツールのほうも導入しておりますが、こちらいろいろと、今、技術的に、各事業者が新たな技術を導入してやっているところですので、本年度は、また違った、そういった学校で使えるツールのほうも、トライアルで導入するようなことをして、効果を測定しているところでございます。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 まず、A L Tの活用についてというところなんです、こちらは基本的には、英語力推進事業というところで、中学校、小学校のそれぞれの学年の段階に応じた、国際理解教育や英語科の教育の一環の充実というふうになっておりますが、その中で、例えばA L Tを配置することによって、本来ならば、例えば小学校の教員は全科ですので、英語の専門ではございません。そういった中で、専科もつくっているんですが、そういったところの教材研究ですとか、それからあとは、例えばパワーポイントで授業をやる際とかというところについても、A L Tの方にアドバイスをいただいたりですとか、それから授業補助、あるいはメインで事業をやっていただくと、教員の本来やるべき業務、そういったものも共にやっていただけるというような利点がございます。

また、先ほどの教科担任制のところについては、今、区の間組としては、令和6年度、都の指定を受けて、1校が中学校の理科の専科教員を配置して、教科担任制を進めています。そして、令和7年度からは、2校で保健体育教員の専科、こちらのほうを配置させていただきまして、中学校籍の教員が小学校5、6年生の授業を専門的に行うということはやってございます。

今年度については、さらに2校、体育の専科を配置して、教科専門制に取り組んでいます。今後も、都の事業の推進もごさいますが、本区としても、区講師等を充てて、5、6年生の教科担任制については推進してまいりたいというふうに考えてごさいます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。分かりました。そのALTの配置でサポートする、要は、先生が英語専科教員、これを増やしていくという意味ですね。普通のと言ったら変ですけども、英語に精通していない先生だと、ALTとのコミュニケーションも大変じゃないですか、サポート教材を作るにしても。だから、そういった意味なんですかね。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 説明が悪くて申し訳ございません。本来は、子どもたちにALTが英語の授業を行って、コミュニケーション能力の育成ですとか話す活動ですとか、そういったところで、授業内で主でやっていたり、あるいは、例えば英会話のところの部分での授業の単元の中で活用するなど、そういった生かし方をしています。英語力推進というのが一番の目的になっています。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 私、そこを質問してないかと思う。私の伝え方も悪かったのかもしれないけれど、ALTの役目は分かるんです。でも、要は、ペアになってやりますよね、ALTと先生と。そのペアになっている先生のほうに負担が結構行っているという意味……。そう、そこだったんです。はい、大丈夫です。

（発言する人あり）

○山田委員 そうですね、はい、よかったです。

それで、あともろもろ説明していただいて、要は、実際にこの数字が、現状の残業時間が、この数字が、これが多いのか少ないのかって、本区だけしか分からないので、何とも言えないんですけども、今回このようにまとめていただいたことで、反対に、これ働き方改革となる、もちろんだし、それと同時に、教育委員会、こんなにやっているんだというように、改めて思いました。

ぜひ、この指標というんですかね、これがやはり、もちろん先生の働き方に直結すること、それからあと、それによって教育委員会のほうの皆さんの働き方もモチベーションが上がっていくというような、そういったうまい循環になっていくといいなというふうに思いましたので、しっかりとこれをやっていっていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 まず、4ページの計画の趣旨のところ、東京都では、教育職員の精神疾患による休職率、新規採用職員の1年以内の離職率は増加傾向にあり、本区でも該当する職員は顕在化している、8から9行目ですね、とあります。文京区における教職員の精神疾患による休職率や、新規採用教員の1年以内の離職率について伺うとともに、喫緊のというか、欠員及び充当数についても併せてお伺いします。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員御指摘の離職率のところについては、お調べになっていただいていると思いますが、令和5、6とございました。ただ、昨年度については、小・中学校で離職というか、退職した新規採用者はゼロでございます。

それから、今、4月1日でございますが、今年度についても、新規採用者については離職した者はございません。

そして、病休等についてなんですけれども、こちらについても、ふだん言われているところについて、今のところ病休者はゼロになっています。

（発言する人あり）

○山岸教育指導課長 病休者がゼロですので、精神疾患の者はございません。

○上田委員長 補充人数もお聞きになっていましたよね。だから、いないから補充してないということですね。はい。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 決算とか予算のときによく聞いたりしていたんですけれども、例えば令和7年2月だと、欠員67名で、内訳は産・育休が47名、病休13名、退職者7名で、それによる正規・非正規による充当数は、令和7年2月の場合、正規が2名、非正規53名、このうち時間講師は16名というのが、議事録とかをずっと追っていくうちにあった数字だったんですけれども、これの病休が今、13からゼロになったということによろしいですか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員お尋ねのその令和8年の2月現在で、例えばなんですけれども、産休・育休で休まれている方々が46名いました。欠員となったときに、令和8年の2月1日現在では、昨年度ですね、52名で、後補充で48名補充していますので、未補充だった年度末では4名になっています。

ただ、今、今年度始まったばかりですので、例えば産休に対しては8名、そして育休に対

しては25名、計33名になります。こちらについては、補充をほとんど行えていて、今は未補充はございません。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 離職率がゼロになったこともすごいなと思いますし、例年、予算・決算のときなんかでは、病休は、ここにも書いてあるとおり、メンタル疾患が多いので、長期休暇に入っている方が多いということを聞いていたんですけれども、それがゼロになったということは辞められたとかいうことではなく、復帰されたということでもなく、どういうことなのか、ちょっと御説明をお願いします。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 それは、復帰された、または、あと異動等も伴いますので、そういったところで現状はゼロになってございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。先ほど来のいろんな議論の中で、エデュケーションアシスタントとか、スクールソーシャルワーカーとか、様々な教員の負担軽減、部活動指導員とかもそうですけれども、そういう教員の負担軽減の取組の成果が表れていることをまず評価したいなというふうに思います。

働き方改革については、健康管理について、時間外在校時間が80時間を超える教職員に、医師による面接指導が行われたり、先ほど出ていたストレスチェックとか、衛生委員会の設置もされておりますし、校長や教育委員会による管理や指導もとても重要なことだと思っておりますが、休むことができる環境づくりというのは、やっぱり一番大きいし、また、教員一人一人の意識改革も大事なのではないかなというふうに考えます。

先ほど欠員の補充もしっかりできているということでしたけれども、教員の確保について、欠員の確保、都にこれまでは依頼していてもなかなか来ないということを答弁でいただいていたこともありましたので、教員確保については、引き続き努力をしていただきたいなというふうに思っております。

また、休暇の取得促進のために何か取り組んでいることがあれば、お伺いします。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員おっしゃるように、ワークライフバランスを保つということが非常に教員にとっても大事ですので、それは各校において、例えば管理職が休暇の促進、そしてそういったものを奨励しているというような取組は各校ごとにやっておりますし、我々教育

委員会としても、合同校園長会で、例えば職員の管理・育成等についてお話しさせていただくところで、そういった休暇の促進については、管理職のほうから進んで行ってくださいというようなお話をさせていただいてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。

続きまして、6ページのところで、教師以外が積極的に参画すべき業務の中に、9番、学校プールや体育館等の施設・設備の管理とあって、括弧書きの中に、教員は授業等に付随して行う日常点検を行い、外部委託等も積極的に検討というふうに書かれております。現在、どこまで外部委託ができているのかということを、状況をお伺いしたいというのが1点と。

これまでも私ども区民が主役の会では、プール指導について、外部委託化を進めるべきだというふうに訴えてまいりました。千駄木小の改築時に、通年使える温水プール化が実現できれば、拠点校化や地域開放も望めます。まずは、プールの在り方を引き続き検討していただくということ、また、プール管理だけではなく、プール指導についても外部委託化のほうを実現すべきだというふうに考えますけれども、伺います。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今現状、日中の学校のプール指導を受けられる区内の民間業者の受入れ時間が限られていることと、また、外部施設等利用する場合でも、移動の手段等の確保の課題があること、教育活動全体を総合的に鑑みると、外部での水泳指導を実施することは、現時点では難しいと思っています。

また、我々指導課のほうから、区内にある業者のほうに学校での指導も求めたところ、なかなかそれだけの人材を派遣できる業者が今のところないというのが現状でございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ただ、これまでも議論してきたとおり、清掃とかの管理に関しては、ここに書いてあるとおりやっていて、教師は、日常的にちょっと水質、温度を計ったりとか、ちょっと日焼け止めでぬめぬめしてないかとか、そういう藻の管理みたいな、藻があったら清掃するとか、そういったことで役割分担はされているということによろしいでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 現在、学校のほうでは、プールの水質管理、それから滅菌機等の管理については、教育委員会のほうで委託している業者のほうにやっけていただいております。

また、日常のプールの清掃についても、例えば教員だけではなくて、プールロボット、そ

ういったものを購入して、そういったところの必要な費用については、施設課のほうで予算を組んでいただいて、学校のほうの軽減に充てているというのが現状でございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。現場の教員の方たちのお話を伺うと、やはりプール指導の負担というのがとても大きいという声をよくいただくところであります。なので、これはぜひ、プールの在り方を検討すると同時に、外部委託の在り方もぜひ検討していただきたいなというふうにこちらは要望いたします。

最後に、学校行事の準備、運営や見直し、また、放課後、夜間、朝の時間等の見守り活動、今後の部活動の地域移行についてなど、保護者や地域に対して、理解や協力を求めなければならないものも多々あると思います。まず、学校行事で見直された実例があれば、伺いたいなというふうに思います。

また、今度、文教委員会で視察に伺う札幌市の教育委員会では、こういう文科省から出ているものだと思うんですけども、保護者、地域の皆様へということで、働き方改革に関するプランの周知を行って、協力や理解を求めるお知らせを作っております。文京区でも、周知を行っていくというふうに書いてあるんですけども、どのようにしていくのか、確認させてください。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 まず、最後にあった保護者への周知については、今後、我々のほうで研究してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、学校の行事でいい事例があったらというところなんですけど、これについては、例えば運動会を今まで1日でやっていたものを、例えば半日形式にするですとか、それから行事、その中の種目を精選するですとか、それから小学校の事例でいうと、学習発表会や音楽祭、それから演劇鑑賞、こういったものを毎年やっていたものを、例えば1年に1回ずつ3つを回していくだとかというところで、できるだけ先生方の負担、それから子どもたちの負担も軽減していきながら、短い練習期間で精度の高いものをつくり上げようみたいなところを考えて、学校のほうで運営してございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 やっぱ子どもの成長を見たいという保護者たちの要望もあると思いますので、その辺は理解、協力を求めて、話し合いながら進めていただきたいと思いますし、引き続き、教員の皆さんが生き生きと働ける環境づくりのための働き方改革を進めていただきました

いというふうに思います。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 今、皆さんからいろいろ御意見がありましたけれども、先ほど小林委員が質問しましたけれども、我が区には、休職の方や新規採用職員の1年以内の離職率は、いないという、こういう結果が出ているということですが、ただ、ページ4にあります、45時間を超える教職員の割合をゼロにするということですが、ページ4にある月45時間を上回る割合は、小学校で36.3%、中学校で36.8%で、月平均では小学校で39.8%、中学校で41.6%とさらに高くなっていますけれども、この数字は、23区の中でどのような位置になっているでしょう。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 23区でこの計画をホームページ等でも公表しているんですが、例えば時間外在校等時間の算出の仕方がそれぞれの区によって違いますので、一律に各区の比較をすることが難しいというふうに現状では捉えてございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 各区によって算出の仕方が違うということですが、その指標というのはどういうふうに捉えたらいいんでしょうか。文京区の場合、こういう数字が出ていて、他区と比べてどうなのかという、そういう比較ができないということですか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 お答えしたとおり、現状では比較ができないというふうに捉えてございます。

○上田委員長 関川委員、なるべくまとめてお願いいたします。

○関川委員 こういう高い数字が出ていて、月45時間を上回ることをゼロにしていくということは、やっぱり至難の業だというふうに思うんですね。

で、今回の計画をつくるのに当たって、改正給特法によって、残業を強いられている現場の先生方の意見、何かアンケートなんかで聞いてはいるんでしょうか。国は聞いているようですが、文京区として、細かい内容は聞いているんでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 この計画をつくるに当たって、具体的なこの計画に沿ったものについてのアンケートというのは、教育委員会のほうでは実施してございません。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ぜひ、現場の先生、すごい大変な状況に置かれていますので、アンケートを取るなどして、詳細を調べていただければというふうに思います。

それと、今回の法律の中では、校長先生と主幹教諭の間の主務教諭という先生の位置がつけられましたけど、その主務教諭の先生は、今回の計画に関して、進んでいるのかどうかというのを把握する役割になっているんでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 国が示している主務教諭については、既に東京都では主任教諭という形で設置してございます。これについては、学校教育法の改正によって、名前が変わっているだけで、本区としてはそのまま、東京都もそうですけれども、東京都と本区としては、そのまま主任教諭という位置付けで、同職務を遂行していくような中身になってございますので、特に中身についての改正等はございません。

（「今回の計画に対して、この主務教諭はどういう役割を果たしているか」と言う人あり）

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 東京都、本区のほうでは、主務教諭を主任教諭というふうに位置付けてございますが、主任教諭については、教諭、そして主幹との間になりますので、例えば若手の育成ですとか、学校の教育活動に参画している主幹教諭を支える役目、そういったところを担ってございます。

特に、本区のほうでは、学年主任ですとか、そういった役割を担っている教員が多いかというふうに捉えてございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 校長先生と主幹教諭の間に立って、若手の育成等々、細かいめり張りをつけてやる先生の位置付けがされているということですのでけれども、この残業時間を、45時間をゼロにするという意味で、やっぱり指導が強化されるようなことがあってはならないというふうに思うんですね。若手の育成というようなことで、細かいところに目を張ることはいいというふうに思いますけど、45時間をなくしていくために、強制的に何かするというようなことにならないようにお願いしたいと思います。

○上田委員長 石沢委員。

（「まとめて聞いちゃ……」と言う人あり）

○上田委員長 まとめてお願いいたします。

関川委員。

○関川委員 次に、精神疾患とか患っている先生は、文京区にはいないということのさっきお答えでしたけど、ケースワーカーやスクールソーシャルワーカーへの相談体制の充実、あるいは回数ですね、それと新たな法律相談の窓口の設置をされるということでしたけど、今、国や東京都に相談窓口があって、この弁護士への相談というのを各区でつくって、相談に乗るということなんでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 弁護士の相談というところについては、本区のほうではスクールロイヤーというふうに言っているんですが、本区が立てつけてつくった仕組みでございまして、各校に1人ずつついていただいて、指導・助言をいただいております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 各校に1人ずつというと、小・中を合わせて30名の弁護士さんを配置しているという、そういうことでよろしいですか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 弁護士を学校に配置しているのではなくて、相談をするというような体制を取っているということです。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。

パワハラを受けるとか、そういうことが重なっていくと、精神疾患を発症することになってしまいますので、スクールソーシャルワーカーの体制や、それからその法律相談の体制なんかをきちっとやっていくことによって、さっき精神疾患の先生はいらっしゃらないとおっしゃっていましたが、これからもそういう状態が続くようお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 まず、資料の11ページの今後のフォローアップについてということで、一番最初の丸のところで、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっている学校に対して、個別の支援・指導を実施しますということで書かれておりまして、先ほどの質疑の中でもありましたけど、持ち帰り業務の把握のことですね、それで、この持ち帰り業務については、課題があるということで、先ほどおっしゃっておられました。

それで、この資料の中では、当該年度中に状況が改善されることを目指して、いろいろ教育委員会としても支援していくというような書きぶりになっていると思うんですけども、昨年の10月の決算委員会では、私たちの総括質問に対する答弁で、持ち帰り業務を行っている教員数及び時間については把握していないということで、そのときは御答弁されていたんですね。今回、こういう計画が出てきた、で、課題になっているというふうにおっしゃられていますけれども、それは今後、区の教育委員会として、この持ち帰り業務について、勤務時間として把握していくというふうなことなのかということをもっと伺いたいというふうに思います。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほども御答弁させていただきましたが、こちらについては、課題はあるというふうに、我々教育委員会のほうで、例えば私も含めて学校のほうを訪問させていただいていますので、そういったところで学校長のヒアリングを受け、直接、指導主事も先生方からお話を聞いているとかということもありますので、そういった中で、若干あるというのは把握しています。でも、これを現状、時間等で計算していくというふうな形では考えてはございません。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 私は、そこがやっぱり、時間として把握していくということがやっぱり大事なかなというふうに思っているんですね。それで、これは、全日本教職員組合というところが昨年の7月11日に行ったアンケート調査を見ますと、この持ち帰り業務の中で最も多いのは、翌日の授業や単元の準備ということで、これが59%くらいに上っているというふうな、そういう調査結果もあるんですね。

それで、この計画、管理計画ですか、これを出している狙いについて、国のほうは、時間短縮を、目に見える成果を出すと、こういうふうに言って、各自治体にいろいろ発破をかけて、45時間以上の部分をゼロ%に11年度にはしなさいとかと言って、やっているということになっていると思うんですね。そうしますと、ある意味、数字が、いろんな議論もありましたけれども、数字が一人歩きして、そういう持ち帰り業務が増えていくということには、やっぱりそういう事態が懸念をされると思うんですよ。

そうやってきたときに、やっぱり教育委員会が、この持ち帰り業務の時間についても、どういう業務をしているのかということのちゃんと把握することと同時に、時間としてやっぱり把握していくと。そうしないと、この45時間以上の部分をゼロにするということが、やっぱ

り持ち帰り業務、それは把握していません、見えないというふうになってしまうと、実態としては、何ら変わらないみたいな話に僕はなっちゃうんじゃないかなというふうに思うんですよね。

ですから、この持ち帰り業務の時間についても、きちっと、教育委員会として、いろんな学校等にヒアリングもされるということなので、そのところで、やっぱり時間として把握していくということが必要なんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 この持ち帰り業務については、非常に難しい問題だなというふうに我々も捉えてございます。例えば、教師でするので教材研究をする、これが授業準備なのか、自分の自己研鑽なのか、そういったところの分類ですとか、非常に難しいところもございますので、そういったところも含めて、慎重に取り扱っているという情報もございます。

また、先ほど答弁させていただきましたが、まずは、今、この計画をもって、学校の管理職が適正に各教職員にこの内容を周知、それから徹底して、学校で運営していただいて、その中のヒアリングで、教師からそういった言葉が出てくるところであれば、我々教育委員会のほうで、その次の手だてを考えていくというのが、今現状で、この計画を進めていく段階であるかなというふうに考えてございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 自己研鑽で勉強されるというのも、それは当然、学校の先生ですからそういうことはあるというふうに思いますが、ただ、いろんなアンケートを取ってみると、翌日の授業準備のために持ち帰り業務をしているというようなそういう実態も、労働組合とかが調査してみるとやっぱりそういう実態が出てくるわけですね。

ですから、そのあたりはきちんと教育委員会としても把握して、やっぱり翌日の授業準備が通常の勤務時間内で終わるというのが理想なわけですね。だから、そこに向かってやっていくという点では、翌日の授業準備とかその点どうなのかということもきちんと、自己研鑽は自己研鑽でやってもらうんですけれども、やってもらうというか、やる必要も当然、現場の先生、判断してやられると思うんですけれども、そうじゃない、仕事の延長でやっているような業務というのは、きちんと教育委員会としても把握をしていくと、勤務時間として把握していくということはやっぱり必要だというふうに思いますので、そこはお願いをしたいというふうに思います。

それからもう一点は、休憩時間についてなんですけれども、この休憩時間については、この今後のフォローアップというところでも、休憩時間の確保が課題となっている学校等についてはというふうに書かれているわけです。だから、休憩時間の確保というのは、私、課題になっているんじゃないかなというふうに、これを見て思ったんですね。

それで、いわゆる休憩時間というのは、労働から離れて、ある意味、学校の先生でもお外に食事に行ったりだとか、そういうのが一応、労働基準法上の休憩時間になると思うんですよね。そういうものもきちんと学校の先生が確保できるようにしていくということも、この計画の中にやっぱりきちんと盛り込んでいく必要はあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 この計画をつくり、そして学校・園長に説明させていただいたときに、かなり、昨年度から学校の教育環境を整えるというところで、職員室の環境を整えようと、あと、学校によっては、憩いの場、教員が休めるスペースをつくっていただいたような学校も増えてきました。本当、委員のおっしゃるとおり、管理職のマネジメント力の向上ですとか、それから計画的な休暇の推進、先ほどの持ち帰り残業もそうですけれども、仕事を持ち帰らない、持ち帰らせない、そういった職場の環境や風土を高めていくということが非常に大事なかなというふうに思っていますので、この計画を進めていく上で、我々教育委員会としても、そういった視点で管理職に取り組んでいただくように、今後も支援していきたいなというふうに考えてございます。

○上田委員長 石沢委員、そろそろおまとめください。

○石沢委員 まだあるんですけれども、休憩時間のことは、ぜひ確保を、この業務管理の中で、健康確保措置ですから、やっぱり健康に働くためには休憩時間も当然必要だと思いますので、ぜひ、ちゃんと取れるような環境整備をしていくということを明記するようにお願いをしたいというふうに思います。

それからもう一つなんですけれども、そもそも、学校の先生の受け持っている持ちこま数、授業時数、これが長時間労働の原因なんじゃないかということは、やっぱりいろんなところから指摘をされているというふうに思うんですよね。

今、1日5こま、6こま、これが当たり前というふうな状況になっている中で、例えば1日6こま授業を行って、法定通り休憩時間を取ったら、8時間以内で明日の授業準備をするというのは、もうかなりわずかな時間しか残されてないと。だから、ある意味、残業が前提

みたいな話にどうしてもならざるを得ないような実態があるんじゃないかなというふうには思うんですね。

それで、改定給特法の第3条では、教員1人当たりの担当する時数を削減することと、こういう附則が明記されているわけなんですけれども、こういう附則の趣旨にものをもって、授業こま数、それぞれの教員の皆さんがお持ちになられる授業時数というのを今よりも減らしていく、そういう目標というのも、この業務管理・健康確保措置の実施計画の中に盛り込んでいく必要があるんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、その点いかがでしょうか。ここにも何か書いてありますよね、そういうことも。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 授業のこま数については、我々も載せていますが、教育課程の管理から行っていくことが必要かなというふうに思っていますので、今、既存の小学校では980時間、中学校のほうでは1,015時間、これにぎりぎりの時数で、我々のほうも教育課程のほうを編成するように、各学校のほうには指導・助言してございます。

それから、一人一人のところについては、先ほどもお話がありました教科担任制、こういったことを進めるについても、担任の業務がその時間空きますので、そういったところで空き時間をつくっていくですとか、それから今、本区でやっているのが、都講師、区講師、これを教科によってはつけていますので、そういったところで、教科担任に頼むところに、担任や副担任の時間が生まれるというところもございますので、そういったところで、教材研究ができるというような利点も現在のところでは聞いてございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 授業時数を削減して、それぞれの先生方が労働時間内に、8時間労働というその時間内に収まるように、やっぱり計画の中に盛り込んでいただきたいということは重ねてお願いをさせていただきたいなというふうに思います。いろんな取組をやられているというのは分かるんですけれども、やっぱり根本はそこを改善しないと駄目だろうなというふうに思うので、そこはお願いをしたいというふうに思います。

それで、最後になんですけれども、11ページの今後のフォローアップというところで、こういう自治体個々の取組や学校等の自助努力だけでは限界があるというふうに、ここに書かれていて、今後は、教職員定数の改善、充実や業務改善の促進に係る財政支援について、特別区教育長会を通じて東京都に求めていくと。制度面に関する見直しについても、要望、提言を行っていくというふうに書かれております。これは、教職員の基礎定数とか、そういう

定数を増やしていくということを区として東京都に求めていくと、こういうことになるのでしょうか。

それから、いろんな細かい、この実施計画を見ても、例えば給食の時間に栄養教師が見守るとか、いろんなことが書かれているんですけど、どれもこれもスタッフが必要なことばかりだと思うんですね。ですから、こういうのをやっていくというふうになると、財政措置というのがどうしても当然必要になると思うんですけども、この点について、国とか東京都なんかにはしっかりと求めていくということなのかということと、あと、制度面に関する見直しについては、どういうことを言っているのかというのは、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 やはりそういったところでは財源、人員等も必要ですので、私たちのほうでは、例えば委員がおっしゃった特別区教育長会、そちらのほうで人員のことについては要求をしている。そして、私が出ている23区の室課長会、そういったところからも上げてはいただいております。ただ、それについては、法令を変えろということではなくて、現在あるシステムの中で、よりよい、例えば人材ですとか、より多くの人材を求めていくというような流れでの要求というか、要望を出してございます。

プラスアルファ、その制度的なものについては、例えば部活動改革とかそういったところについても、我々でできるところの仕組みの中で、より多くの人材を確保したりですとか、学校に負担がかからないような仕組みにしていくというような中身での改革、変更というふうに考えてございます。

○上田委員長 石沢委員、おまとめください。

○石沢委員 はい。最後に。教員定数の改善、充実、この点については、給特法を改定するというので、その附則の中に、教員定数の拡充とかそういうのも附則の中に盛り込まれているんですね。私たちは、こういうところもある意味注目しているんですね。これまで文科省なんかもなかなか学校の定数というところまでは踏み込んでこなかったんですけども、やっぱりそういった点で国のほうも法律のほう、悪いところもあるんですけども、いいところもそういう点では注目している部分もあって、そういう点ではやっぱり教員定数を抜本的に増やさなければ、今の学校の先生の働き方というのは、やっぱり根本としてはよくなりえないというふうには思うんです。私たちもそういった点では、教員定数の拡充ということでは、引き続き求めていきたいというふうに思いますので、現場の教育委員会からも、ぜひ増

やしてほしいというようなことは一緒に求めていければいいかなというふうに思いますので、その点は申し添えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○上田委員長 以上で、報告事項1の質疑を終了……。

山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 1点、訂正というか、人数のことで聞かれたところがあったので、お答えさせてください。

岡崎委員のほうから、ALTについて各校の配置日というところでお話がありました。すみません、私が百何十日というふうに話をしたんですが、訂正させてください。小学校は、英語科の授業ではというところの部分について、約、週に二、三日……。

（「中学校です」と言う人あり）

○山岸教育指導課長 中学校、中学校のほうでは週に二、三日、ALTのほうを配置しています。小学校については、ほぼ毎日配置してございます。すみません。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

以上で、報告事項1の質疑を終了いたします。

次に、報告事項2、小学校特別支援学級（固定制自閉症・情緒障害学級）の開設についての御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 今回の開設の明化小学校なんですが、この配置図を見てみると、駒本と明化の辺りが近い、もちろん駒本での需要が多いというのは御説明にはあったんですけども、この東のほうに拠点を設けなかった理由というのが何かあるのかなというの、そこだけ1点、確認させてください。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、資料2を多分見ていただいているというふうに思うんですが、委員おっしゃるように、今、駒本と小日向の位置、区を網羅するというふうに考えると、通いやすさとか考えた場合に、やはり三角形にして、本郷小の辺りに新しくというのが理想的かなというふうに地図上では見えます。ただ、我々教育委員会といたしましては、今現状の在籍している子どもたちの点在を確認してございまして、実はそちらの地域にはかなり少数のお子さんしかいらっやらないというところで、そこに造った場合に、かなり中央からそこに集まってくる、ではそれは通いやすいのかとなると、そうではないと。その場合に、先ほど

言ったような、東西で分けて、縦線をつないだ真ん中辺りに在籍している子たちが多いので、そこに造るほうがより利便性がいいのではないかというところで、明化小のほうに選定させていただきました。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 山田委員と同じです。確かに少数だというふうに思います。でも、僕も本郷・湯島地域なんですけど、相談もあります。そういった意味で、今後、やっぱりこちらが、こちらって、東側というか、にも設置していただけるように、ぜひ御検討いただければと。すみません、以上です。

○上田委員長 それでは、3時となりますので、休憩に入りたいと思います。

3時半から再開いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時27分 再開

○上田委員長 それでは、文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、小学校特別支援学級の開設についてであります。

岡崎委員の質問が終わったので、小林委員、どうぞ。

○小林委員 私のほうからは、先だって教育委員会の傍聴をした際、この報告事項に関しまして、安定した学級運営を確保するためということに対し、安定していないのかという質問があり、小日向台町小30人、駒本小51人の既存2校において、子どもたちが多く、教室も増やしたが、いっぱいいっぱいの状態で、教育環境に左右される子どもたちだからこそ、より安定した環境で勉強させたいという議論があり、ちょっと心配になりました。

小日向、駒本小の特別支援学級は大丈夫なのかどうか。特別支援学級の8人に1人の教員、指導員の数が適正なのかどうかお伺いするとともに、人数を受けられるだけの教室が確保できているのかも確認させてください。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 ただいま御質問いただきました安定した学級経営というところについては、2校が増加傾向ではございますが、施設課のほうで教室等の整備をさせていただいておりますので、現状では、駒本のほうは子どもの数はいっぱいですが、教室環境等は整っていますし、学校のほうでの指導も専門家がいるので、非常に安定した指導体制は整ってございます。

それから、8人に1人というところについては、こちらは東京都の、先ほど述べた法で定

められた定数になっておりますので、こちらについては適正であるというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。今回の開設については、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童数が大幅に増えている現状を踏まえてということなんでしょうけれども、具体的に何人分足りていないのかということと、今回の開設での10から15名の定員で間に合うのかどうか。また、いっぱいになっている、今、駒本、小日向から転入する児童もいるのかどうかもお伺いします。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 現状、子どもたちの数が増えているというところを捉えて、新しくというところも想定しております。先ほどお話ししたように、今、2学級を想定していますので、そちらのほうについては、我々が今現状で想定している数で正しいものかというふうに判断してございます。

また、2学級ということになりますので、教員のほうは3名、学級数プラス1名ということで3名、そしてそちらのほうの支援という形で、交流及び共同学習の支援員、それから担当指導員、こういったものについても、学級数プラス1名配置されますので、安定した学級の担保というところでは、現状いる教員、そして指導員等も経験がある者を配置したいというふうに考えてございます。

すみません、転入については、こちらあくまで予想なんですけれども、例えば今、両校に通っている高学年の子たちは、自閉症・情緒学級の子ですので、特に環境の変化に敏感な子たちもいますので、そのまま通われる子もいるかなというふうに思うんですが、低学年の子については、明化の学区域のほうから通われている子もいますので、若干、見学も想定はしてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと安定した環境を整えていただけるようにというふうに思います。

また、先ほどの教員の働き方改革の一つとして、特別支援教育に関わる支援員の配置というふうにありました。支援員は足りているのかということをお伺いするとともに、先だっけの子ども・子育て委員会においても、区内の育成室を利用する配慮の必要なお子さんは214名おり、支援員39名、欠員の状況で、アルバイトなどで補っている状況が明らかになっております。支援員の欠員を補うことや、アルバイトの場合は、特に合理的配慮が行えるような研修等も必要だと思います。対応についてもお伺いいたします。

○上田委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 要配慮児のフォローの部分に関しましては、指導員や、それから補助員、補助員に係る精神的負担、それからあと身体的な負担が大きいというところもございますので、区としましては、要配慮児の理解につながる研修会を毎年実施しているところでございます。今年も、明日、それからあと来週の月曜日に研修会を、公設公営問わず参加を募っている今、状況でございます。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 特別支援教育の担当指導員、交流及び共同学習の支援員については、令和6年度から徐々に人数のほうも、各学校といたしますか、区全体としてもかなりプラスをしています。現在では、両方とも70名以上雇用しています。そういった職員については、年に3回研修も行っていますので、専門性の深み、それから高さというものも考えながら、講師等も考えて研修を今後も続けていきたいなというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。確認できました。増えた人数に合わせて特別支援学級を増やしていただくということは必須のことですけれども、その際の教育の質の担保というのは重要なことだと考えます。人員確保については、引き続き尽力していただくことをお願いします。

また、海津委員がこれまで要望してきたように、教員だけで抱え込むのではなく、作業療法士などの専門職も加わったチーム学校を機能させることや、作業療法士等を派遣する療育、指導派遣事業の拡充や、常駐化などは引き続き、さらに前進させていただけるよう、これからも考えていただきたいというふうに要望いたします。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

石沢委員。

○石沢委員 1点だけなんですけれども、今回、特別支援学級を増やしていくということで、人数がかなり増えているということで、明化につくるということになっていますが、こういう小学校で情緒の学級をつくるということで増やすわけなんですけれども、そうすると、その子どもたちは、いずれ大きくなり、中学校とかそういったところにも行くようになるということになると思います。そうやってまいりますと、今、情緒の特別支援学級である中学校というのは、茗台中学校のみというふうに伺っているんですけれども、この中学校もやっぱり、経年的に見ると、もうく一つと増えているようなそういう感じでありますから、この中学校

の情緒の特別支援学級なんかを増やしていくような取組なんかも必要になってくるんじゃないかというふうに思いますけれども、そのあたりの認識を伺いたいと思います。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員おっしゃるように、小学校の子どもの数が増えている、そしてその子たちが卒業していくという中で、現状、茗台中学校のほうは、資料をお持ちかというふうに思うんですが、増えているといっても、ここ三、四年は14名から15名程度というところで、2学級維持が続いています。この現状は、自閉症・情緒障害特別支援学級のお子さんたちの特性もございしますが、教科の勉強もしていますし、この後、中学校に上がった段階で、保護者の方御本人との御相談により、例えば通常の学級でアドバンスルームで支援を受ける生徒がかなりいます。また、私立の中学校に進学する方もいらっしゃるすとか、その先の進路を見据えて、御家庭のほうで相談されてというようなことが今、非常に多く見れるので、今の現状が急激に増えるというふうには区のほうでは考えてございません。

○上田委員長 石沢委員、よろしいですか。はい。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項2の質疑を終了いたします。

次に、教育センターより1件です。

報告事項3、令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果についての説明をお願いいたします。

木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 資料第6号に基づきまして、令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について、御報告いたします。

本調査の目的は、児童・生徒の体力の現状把握と、その結果を児童・生徒に還元し、一人一人が体力向上に取り組むことができるようにするものです。

項番2、調査の実施時期は令和7年6月で、文京区における実施規模は区立の全小・中学校となります。

項番4、実技に関する調査結果についてです。

資料の3、4ページに小学校、6ページ、7ページに中学校のデータをおつけしております。

まず、(1)の全国との比較です。

東京都、それから文京区においては、全体的に体力・運動能力各項目の平均値が全国の平

均値を下回っている状況です。これは、例年と同様の傾向となります。一部、反復横跳び、それから立ち幅跳びにおいて、全国の平均を上回る、または同等の傾向にある学年が見受けられております。

(2)、(3)については、小学校、中学校、それぞれについて東京都との比較及び過去5年間の経過について記載しております。

(2)小学校についてです。

東京都と比較した場合、反復横跳び、立ち幅跳び、総合得点など複数の項目において、都の平均を上回る、または同等の傾向が見られました。

一方で、上体起こしについては、全学年、それから女子のソフトボール投げにおいては、複数の学年において都の平均を下回るという記録が見られました。

経年変化として、令和3年度から7年度まで5年間の変化を見ますと、ほとんどの学年で、総合得点の大きな変化はなく、一部、小学校5年生の女子については、低下傾向が見られました。

前年度であります令和6年度との比較では、反復横跳び、50メートル走、立ち幅跳びで記録が上回っており、握力については、ほとんどの学年で、0点数ポイントではありますけれども、低下が見られております。

(3)中学校についてです。

東京都と比較しまして、握力、立ち幅跳びなど複数の項目において、都の平均を上回る、または同等の傾向が見られました。

一方で、上体起こし、持久走、50メートル走などでは、都の平均を下回る記録がありました。

経年変化として、令和3年度からの5年間を見ますと、総合得点の大きな変化はありませんが、コロナ禍などの生活の影響でやや低下傾向にあったものが、若干の改善傾向が見受けられる学年もあり、引き続き経過を見ていきたいと思っております。

前年度との比較では、反復横跳び、立ち幅跳びにおいて、記録が上回っており、握力については、中学校2年生を除く学年で下回っておりました。

項番5、生活・運動習慣等の実態に関する質問紙調査の結果についてでございます。

質問紙調査では、生活習慣や体育の授業に関する項目について尋ねております。体力向上への取組については、単に運動能力を高めることだけではなく、できる基盤づくりでもあることから、生活習慣に関する設問について、資料5ページには小学校5年生、8ページには

中学校2年生の結果をおつけしております。グラフ中の「市区町村」と記載の部分が文京区のデータとなります。

全国及び東京都と比較しまして、文京区では、小学校、中学校ともに、「朝食を毎日食べている」と回答した生徒・児童、それから「7時間以上の睡眠時間を確保している」と回答した割合が、全国及び東京都を上回る。あとは、同等程度の傾向にありました。

また、一番下の平日における学習以外で、1日にテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ている時間は、全国及び東京都と比較して短い傾向がありました。

以上、結果を踏まえた取組について、項番6に記載しております。

1点目は、小学校への体力アップトレーナーの配置、それから中学校へのテクニカルトレーナーの派遣などにより、学校における体育の授業や体育的活動の充実に引き続き取り組んでまいります。

2点目は、日本女子大学、また日本コーディネーショントレーニング協会との連携によりまして、幼児の運動意欲、体力の向上につながる保育の実践、それからイベント等を通じた幼児の運動機会の確保に努めてまいります。

3点目としまして、教育だより「きあら」などを活用した情報発信を行うほか、保護者の方を対象とした健康教育の実施により、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた啓発を進めてまいります。

御報告は以上です。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項3の御質疑をお願いいたします。

関川委員。

○関川委員 体力調査ということで、毎年やっているということなんですけれども、全国と比較した場合、東京都より文京区は全体的に体力、運動能力が下回っているということと、東京都と比較した場合、文京区は握力、立ち幅跳び、総合得点など複数の項目において、都の平均を上回る、またはその傾向が見られる一方で、上体起こし、持久走、50メートル走については、都の平均を下回る傾向にあるとの報告がされていましたが、この背景にあるものは、こういったところなんですか。

まとめて質問します。あと、これに対して、基本政策の主要課題のところに、子どもの健康体力の向上では、4年後の目指す姿では、子どもたちが運動やスポーツに取り組むことが

できる環境の整備が進み、運動・スポーツに親しみ、また、基本的な生活習慣が定着・改善することで、健康への意識や体力が向上しているとしていますが、この目指す姿に向かって、先ほどもありました小学校における体力アップトレーナーや、中学校におけるテクニカルトレーナーの配置、部活動の指導員による指導・支援によって計画的に体力運動能力の向上に取り組むとしておりますけれども、具体的にどのように配置して、内容はどのようなふうにしていくんでしょうか。

○上田委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 まず、背景について、どのように捉えているかということですが、例年、全国と比較して、東京都、それから文京区がやや低めというのは、やはり環境によるものも影響があるのかなというふうに感じております。東京都と比較した場合は、その年度によって上回ったり下回ったりというのが実情で、毎年この項目が上回っていますというふうに断定できるような結果は出ておりません。なので、東京都とはそれほど差がないのかなというふうに考えております。

2点目の取組についてですが、こちらに記載の体力アップトレーナー、それからテクニカルトレーナーですが、体力アップトレーナーにつきましては、体育の授業の際に、体育の授業を運営する担任の先生を補助的にお助けするという役割がございまして、全小学校へ週1日または2日ずつ配置になりますので、各学年、主に低学年が多いかなと思うんですが、体育の授業の準備から後片付け、それからサポートに入って活動しております。

テクニカルトレーナーにつきましては、基本的には、器械運動の見本が見せられる、そういう技術がある者が配置されておりまして、時間数での配置になるんですが、全中学校へ1、2年生の学級数掛ける10時間を上限として、学校の要望に応じて配置しております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。体力向上をさせるために、小学校にアップトレーナー、中学校にテクニカルトレーナーを配置していくということで、この基本政策の4年後の姿により近づいていくというふうに考えてよろしいんでしょうか。

それから、幼稚園の場合は、大学と協力して、幼児教育の段階から、日本女子大ですか、お願いして、外部委託して、運動能力を高めていくというようなことも考えていらっしゃるみたいですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○上田委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 体力アップトレーナーとテクニカルトレーナーの配置のみで、体力がぐんと上がるということはなかなか難しいと思うんですけども、学校の体育の授業をより充実させるという意味では、こちらの配置は有効かなというふうに考えております。

もう一点、幼稚園への取組についてですけども、幼児のうちから遊びを通して身体活動を身につけるというか、身体活動を楽しみながら発達を促すというところでは、日本女子大学の先生方に御協力いただいて、幼稚園に実際に幼児教育のプログラムの提供、実演をしていただいたり、あとは、教員の先生方向けの教室を行っていただいたり、あと、保護者への啓発も大事なので、保護者向けの講演会をやっていただいたりということを予定しております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 部活動については、先ほどから議論がありましたけど、地域開放がこれから本格的に進んでいきますけど、そういったときに外部講師というふうになるんだと思いますけど、その辺のところで、体力増強についての関わりはどのように4年後の目標を目指してやっていくでしょうか。

○上田委員長 高橋教育施策推進担当課長。

○高橋教育施策推進担当課長 部活動の地域展開につきましては、今、令和9年度に関しては検討中ですが、やはり地域展開を目指して、専門的な指導ができるような方を指導者として置くことによって、子どもたちの部活動の充実を図ってまいりたいと思っております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 これで終わりますけど、生活習慣等の実態に対する質問回答で、全国、東京都と文京区を比較した場合、朝食を毎日食べているとか、7時間以上睡眠を確保していると回答した割合が、全国あるいは東京都より高くなっていると。その逆に、テレビやDVD、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ている時間は、塾に行っている時間もあるでしょうけど、全国より下回っているという、こういういい結果が出ていますけど、この状況を維持していくために、区としてどのような援助が必要だと思っていますでしょうか。

○上田委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 本結果につきましては、合同校園長会等で各学校に返していきますのと、あとは、それぞれ児童・生徒にも個別に結果はお返ししていきますので、児童・生徒を通して保護者の方にも見ていただき、意味のあることであるということを啓発してまいりたいと思います。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 これで終わります。これはちょっと別の角度からの質問なんですけど、この状況をきちんと持続していただきたいというのは、最後のお願いなんですけど、体力測定とは違いますが、パソコン、タブレット、スマホなんかを見る時間が多くなっているの、視力検査とかやるといいますけど、目の悪くなるお子さんが増えているというようなことが今、懸念されていますけれども、フランスやドイツでは、16歳未満のスマホの規制が始まる等々のことがニュースで報道されていましたが、目の健康などについては、どういふふうにお考えでしょう。

あと、すみません、ちょっとそれちゃうんですが、先ほどから水泳の授業が年間で小学校だと5日間だけだということでしたけど、指導員が確保できないって、さっき山岸課長さんのお答えでしたけれども、水泳をもうちょっと夏休みとか時間を取ることによって、体力アップしていくんじゃないかなというふうに思いますけど、その辺はいかがですか。

○上田委員長 宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長 視力低下の件につきましては、確かに23区全体の数字と比べまして、視力が低いお子さんが多く、課題ということは認識はしているところでございます。定期健康診断等の結果、医療機関の受診を勧める必要がある児童・生徒の保護者に、早めの受診の干涉や、授業中においても、先生のほうから画面に顔を近づけ過ぎないようにとか、あと、30分に1度は目を休めましょうなどという形で指導しているところでございます。

学校だけでなく、タブレット端末使用以外の日常生活の中での行動の習慣にも起因するものですので、ここは、各家庭への働き方を含めて、対応を今後もしていきたいと考えております。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 水泳のほうについてのお尋ねですが、現状、小学校のほうで、これは5日間、各学校がやっています。この5日というのは、1日2コマですので、年間で10時間、そして中学校のほうで8時間、昨年度については、この中学校での8時間、小学校での10時間をほぼ100%に近い状況で実施できてございますので、今年についても、それは教育課程で言われる中での適正な数だというふうにこちらのほうでは捉えてございます。

また、水泳については、指導補助員という者を区のほうで各学校に充てていきますので、水泳指導の先生方の負担を担う一端というふうになっているというふうには考えてございます。

それから、夏休みについては、働き方改革に逆行した流れになりますので、これを拡充し

ていくような進め方については、今、教育委員会としては考えてございません。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 終わります。視力に関しては、やっぱり視力検査をきちっとやっていただいて、タブレット1人1台というようなことで、あと、お家でもパソコンを使っていろいろやっているお子さんが増えているかと思いますが、この目の健康というのは一番大事だと思うので、ぜひその辺は注意して、タブレットの活用などをやっていただくことが大事かと思います。

あと、水泳については、やっぱり夏休みに水泳をやったりして泳げるようになったりとか、体力向上という意味では、水泳は全身運動なのでとても大事だというふうに思うので、先ほどから働き方改革で、先生の残業時間を減らしていかなきゃいけないとは思いますが、補助員を増やすなどして、水泳の時間を増やして、体力向上に役立てていくというようなことも考えていただければと思います。

以上です。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

私自身も少年野球に関わって、こういった子どもたちを見てきていて、それからあと、今ちょうどワールドカップをやっていて、日本の選手が活躍して、ちょうどテレビなんかでは活躍した選手の幼少時代が映像で流れてきて、ちっちゃい頃からボールを蹴っていたりとか、そういった環境の中で、本来、学校だけじゃない部分で、体力って結構養われている部分が多いというのは、私は本当、実感しています。ただ、その中で、教育委員会もこうした取組をやっていることは、一定、本当に評価はしたいとは思っています。

そこで、質問なんですけれども、質問まとめますね、まずは、私が最初文教委員会に所属したのが、今から七、八年、もっと前だった、もっと前なんですけれども、ちょうど質問させていただいたこの体力の調査結果において、当時は、「朝食を毎日食べている」というところが、全国より、東京よりも低かったんですね。今回、高いという結果を見せていただいて、非常にうれしい、喜ばしいことだなと。こういった御努力をされてこうなったのかなというのは、1点教えていただきたいなというふうに思います。

それとあと、先ほどから出ている学校での体力アップトレーナーとか、それから中学校でのテクニカルトレーナーの配置ですね。学校でのその取組の支援を行っているというところにおいて、こういった先生方たちが体育の授業の中で、やはり効果ある指導というものを教示していくんだと思うんですけれども、例えばこれ以外にも、学校によっては、朝来たとき

に読書タイムというのがあるように、走っていますとか、何かそういった体力向上に努めた習慣的なことをしている学校ってあるのか。ちょっとその辺もお聞きしたい。

それからあと、幼児の運動機会というところで、幼稚園でも体力の向上イベント、それから運動機会の提供に取り組むというところ、これについてですけれども、これも幼児のうちから体を動かすことの楽しさというのをやっぱり知ってほしいと思う。だけど、それが、例えば幼稚園でやっただけで、それでお家に帰って、それが生きてこなければ意味もないわけであって、例えばそういった中で、御教示いただく中で、お家でやれる、手軽にやれるこういう親子での遊びとか、ぶら下がってこういうふうに振ってあげるとか、あと、仰向けになって高い高いとやったりとか、それは赤ちゃんなのかもしれないけれども、具体的に、いわゆる教えてもらったとかというだけではなくて、それが日常的になるというところが大切だと思うんです。

で、これまでも、私は、子どもたちが日常的に体を動かせるような仕掛けの一つとして、やっぱりボールの使える広場の充実というのも求めていたし、それからあと、区内に何十か所あるだろう、児童遊園がありますよね、今日はみどり公園課はいないので、その質問はしませんが、そういったところで、例えば高齢者だったら高齢者の雲梯ができるところとか、あと懸垂ができるところとか、そういうものに特化した児童遊園、こっちは小学生がちょっと体力がつけられるような遊具が置いてあるとか、むしろそういった設えを、私は本当は区内の児童遊園をそんなふうに持って行ってほしいなとも思ったりもしているんですが、それはそれとして、日常的に子どもたちを、体が動かせるようにいざなうために、では教育委員会として、こういうような取組を今後、順天堂だったり日本女子大とかに、そういったリクエストというものをさせていただきたいなというふうに思います。その辺のところも教えてください。

それとあともう一つ、5年間の経過というのが出ています。これもよく見させてもらったんですけど、申し訳ないけれども、何かクエスチョン、「はあ」という感じなんですね。というのは、去年との比較はよく分かるんです。だけど、5年間となったときに、見たときに、結構上がったたり下がったり、上がったたり下がったりで、何だ、去年から増えているけれど、では5年間の経過でどういうふうに見たのかというのが、いま一つ見えてこない。特に小学生なんかは、数値のばらつきが物すごくある。だから、これをどういうふうに今回分析されたのか、されるのか、今後どうするのか。ちょっとそのあたりも教えていただければと思います。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 初めに、朝食と睡眠についてというところなんです、こちらのほうについては、本区では委員おっしゃっているように、長い間というところで、10年前、そのくらいから、各学校が朝礼などの際に、例えば学校長から、学年集会では担任から、そういった機会によくある言葉なんですけれども、早寝、早起き、朝御飯、この3つをかなり文京区のほうでは、子どもたちに大切さを言い続けてきたというのがまずあります。

プラスアルファで、担任、栄養教諭、そして栄養士、こういったところで、例えば栄養の摂取の仕方、それから健康の維持増進について、こういった授業ですとか講話というものも続けてやっています。

こういった継続した活動が子どもたちの意識を変えて、そして保護者にも同じような話を保護者会等でさせていただいておりますので、そういった連携によって、こういう結果が継続的に生まれてきたんじゃないかなというふうに考えてございます。

それから、学校での運動の取組というところで、例えば朝の活動としては、これはもう学校ごとになるんですが、例えばちょっとしたマラソンですとか、それから朝活といって、サッカーをやっている学校ですとか、それから中学校でいうと、もう定期的に朝練をやっている学校、それからバランスボールなどを体育館の前に置いて、こういった遊具というか、運動できる道具ですね、こういったものを日頃から親しんで使えるような環境を整えているような学校もございますので、ちょっと全部は網羅してないんですけれども、朝活以外に、行間活動といって、休み時間にこういったところを活用できるような取組も行っているような学校もあるというふうに我々のほうでは把握してございます。

○上田委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 幼児期の、家に帰って親子でできるような、持って帰れるような何か取組はというところで、教育センターのほうでも、日本コーディネーショントレーニング協会ですとか、あとは順天堂などに委託をして、幼児の親子向けの遊びをやっております。それは、お家に持って帰って、続けて楽しめるものではあるんですけれども、先ほどのお話に出ておりました幼稚園、学校以外の場所で、どれだけ体を動かせるかというところでは、そのイベントだけでは確かに不足かなというふうにも感じております。

で、ほかの部署との連携ということでは、スポーツ振興課のほうでも同じく子ども向けのイベントを行っておりますので、そちらを教育のほうで周知したりという乗り合いは今もしているんですけれども、今後、委員の御指摘を受けて、この調査の結果について、関係部署

と共有をさせていただき、それぞれの事業を単体で行うのではなく、それぞれがどのような目的、対象のイベントを年間を通してどういうふうに行っているのかというのをまずは共有するところからはできるかなというふうに考えました。

あと、今回、経年比較というところで、5年間のデータをお示ししているんですけども、御指摘のとおり、5年間のデータだけでは、0点数ポイント上がったり下がったりというところで、なかなか傾向が見えてこないというのが今回分かりました。今回出したのは、昨年の文教委員会であるとか教育委員会のほうで、経年で見えていくことが必要ではないかということで、お出ししたものなんですけれども、むしろもう少し長く、これは5年間ですと、コロナ以降の5年間ということになりますので、コロナ前の10年分を試しに総合得点だけ見てみますと、小学校では、一旦下がったものがそのまま続いている。中学校では、一旦下がったものが少し上がり気味というところで、その違いは何なのかというのは、やはり長いスパンで経過を見ていく必要があるのかなというふうに思っております。分析はまだこれからということかと思います。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。今のほうの御答弁から先なんですけど、地域でやはり体を動かすということは大事であって、体力が集中力につながっていくと医学的にも言われていて、ただ、文京区の特徴として、子どもたちは割と塾に行く子も多いので、そういった意味では、なかなか外で遊ぶ時間がないんですという、そういう声が上がってくるのも実際かと思うんですよね。

でも、先ほどの朝食を摂るようになったというのは、すごく啓発した結果というふうに、今、感じたんですけれども、やはりそういったことも、体力が集中力にもつくんだよというような意味では、両方がよくなるんだよと、文武両道にとっていいんだよというようなことをこれからも親子に啓発していく必要はあるのかなと。

それで、やはりテクニカルトレーナーとか体力アップトレーナーの方たちには、学校での取組の支援から、今度、子どもたちが自然と外で体を動かしたくなるような、何か仕掛けをお願いしますという要望を、結構そのぐらいしてもいいんじゃないかなというふうには思います。

それとあと、学校でマラソンをやっているところもあれば、サッカーをやっているところもあるというのを聞いて、すごくうれしいなと思いました。やってないところもあるのかもしれないが、やってないところもあるのであれば、やると体力の向上、それから運動能力の

向上につながるという意味では、全校に本当だったらやっていただきたいのかなというふうに思います。

地域の特性から、例えば学校行くまでに1キロも2キロも歩いていかなくちゃいけないというような場所でもないし、すごく恵まれた場所であって、その恵まれたという場所の中でも、今度、では遊ぶ場所があるのかというと、遊ぶ場所もなかなか、遊ぶといたら変だな、自分の家の近くに体を動かせる場所とかボールが使える場所があるのかといたれば、なかなかそこも難しいところもあったりする中で、子どもたちにこういうような方法で体を動かせるんだよというような、そういうヒントがやっぱりあげられればいいのかなというふうに思います。

あと、この経過観察のところもよく分かりました。身長とか体重が高いというのは、何か高いという数字はいいんですけども、今後、この辺については、しっかりと分析をして、さらに頑張っていたきたいかなというふうに思います。

ありがとうございました。

○上田委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 日常的に体を動かすという視点におきましては、放課後のほうの全児童向けのアクティがごございます。アクティのほうには、運動指導員という形で、スポーツ指導者の派遣を年2回やっているところがありまして、体を動かすという視点でのサポートというのは、アクティを使っていただければよろしいかと思っていますところでございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 アクティ、もちろんそうなんですけど、サッカーボールを蹴ったり、野球をやったりとか、そういうことの活動なんかはやっぱりできない、限られてくるじゃないですか。で、それぞれにやっぱりやりたいことって、子どもたちも違うんですよね。鬼ごっこをやったって楽しい子もいれば、バットを振って楽しい子もいるし、ボールを蹴って楽しい子もいるという、やっぱりそういった中で、アクティも工夫していく必要はあるかなと。学校だとゴムボールしか使えないじゃないですか。だから、そういった中でも、工夫をぜひしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

よろしいですか。

それでは以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

次に、真砂中央図書館より1件です。

報告事項4、図書館におけるICT化の推進「～いつでもどこでも図書館～」事業の実施についての説明をお願いいたします。

奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 資料第7号にて報告いたします。

まず、項目1の趣旨でございますけれども、図書館では、ICTタグ管理によるセルフ貸出しなどのICT化を順次進めているところでございますけれども、利便性向上などのために、さらなるICT化を図る予定でございます。

項目2、実施事業、3つございますけれども、まず1つ目、3D書架ブラウジングサービスでございますけれども、10月下旬からのサービス開始予定で、詳細を詰めているところでございます。イメージといたしましては、オンライン上でバーチャルの図書館に入って、本棚を見ていただいて、興味のある図書を見つけていただくシステムとなっております。電子書籍ではないので、本の中身を試し読みすることはできないんですけれども、実際の蔵書を画像で見て、予約まで移っていただけますので、様々な図書に興味を持っていただいて、蔵書の貸出しにつなげたいと考えているところでございます。

文京区の蔵書の図書約120万冊中、複数ある図書であったり、背表紙が鮮明に写らない薄い図書等を除きまして、約65万タイトル、65万冊分の背表紙を撮影しまして、サービス開始までに3D書架上に順次格納していきまして、操作性の微調整などを行っていくところでございます。

2つ目のシビックセンター受け取りサービスにつきましては、シビックセンター1階のエスカレーター前に78箱分の図書受け取りボックスを配置する形で、9月に開始できるよう調整を進めているところでございます。

図書館は平日なら朝9時から夜9時まで受け取り可能でございますけれども、シビックセンターでは朝7時30分から夜22時まで受け取りが可能なので、利便性の向上が期待できます。

受け取りボックスに配達完了次第、予約者にお知らせいたしまして、順次受け取っていただく形を想定しております。

最後、3点目の小学生及び中高生世代向け電子書籍サービスは、9月に開始予定でございます。

一般の利用の場合ですと、電子書籍を利用するには、2年に1回、利用証の更新が必要となりますけれども、小・中・高校生世代向けのこの専用のID及びパスワードにつきましては、18歳になる年度末まで更新なしで電子書籍を読むことができるものとなります。

I Dなどの配付方法につきましては、例えば区立小学校・中学校では、図書館から派遣している学校図書館支援員が学校で交付周知を図るほか、私立や国立の小・中学校に通われている生徒や高校生に対しては、図書館窓口やオンラインで申請していただければ、I D及びパスワードを交付いたしまして、電子書籍に親しんでいただきたいというふうに考えております。

なお、現在、電子書籍は、約4,000タイトルほどありまして、一般的な電子書籍についても、ライセンスの関係で、1人が借りていると、返却されるまでは、次の方が読めないんですけれども、それに加えて、生徒たちが調べる学習用に、何人でも同時に読めるタイプの図鑑や辞典などの電子書籍を約1,000タイトルほど充実を図ることで、例えば電子書籍を活用して、みんなで同時に学校で調べるなど、そういった活動に活用していただければと考えております。

説明は以上でございます。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項4の御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 御説明ありがとうございました。I C T化の推進ということで、まず最初に出ていた3D書架、今年が取組だと思んですけども、先ほど課長がおっしゃられたみたいに、画像を見て予約までできると。ただ、これ中身までが見られないんですと、背表紙を見るという形というふうにおっしゃられました。

私、ここで、それぞれのサービスを見ていったときに、3番目の電子書籍サービス、ありますよね、これ例えばこの電子書籍サービスで、じゃない、じゃない、3D書架ブラウジングサービスを使って、中身は読めなくても、この本を借りたいなと思って、予約に行くときに、例えばそれが電子書籍でも見れるものですよぐらいのお知らせというのかな、中身が読めなくてもいいんですけども、そういうのがあるのかなと。あれば、多分、これ本そのものを借りに行くのではなくて、電子書籍で読めたら便利だなというふうに思ったんですが、その辺のところはどうなっているのか、教えていただけますか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 電子書籍とリンクしてはいないというところで御説明したところなんですけれども、試し読み自体もできないというところで、このあたりはどうしても中身自体は著作権の関係とかもあるので、そのあたりが試し読みが難しいというところが一つあり

ます。

ただ、3D書架から電子書籍も見られますよというような案内につきましては、現在のところは今のところ想定していないんですけれども、今、御質問いただきましたので、そういったところの見られますよという案内であったり、そもそも同じタイトルが紙の本と電子書籍であるものについては、電子書籍まで誘導できるようなことも技術的に可能であれば対応していきたいなというふうに、検討していきたいなというふうに考えております。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。その中身が読めないというところは、よく分かっております。ただ、そこでせっきく電子書籍サービスというものがあるのであるもので、そこで誘導というのかな、予約までそっちの電子書籍のほうまで誘導できなくても、これは電子書籍で区が持っているものですよという、そのステッカーが貼ってあってもいいと思うんですよ、最初は。システム化していくのは結構大変なことなので。そういったところの入り口からやれるといいのではないかなというふうに思ったので、質問させていただきました。ありがとうございます。

○上田委員長 ほかに。

小林委員。

○小林委員 今は、小・中学生以上の学生さんも社会人の方たちもみんな忙しくて、なかなか図書館に足を運ばない人も多いと思いますけれども、今回の3D書架ブラウジングサービスで、24時間好きなときに図書館で本を選ぶ楽しみが自宅で味わえることは、私自身もここ何年も本を借りることをしていなかったもので、事業がスタートすることを楽しみにしております。

また、事前の聞き取りの際に、本の背表紙65万タイトル分全て撮影するというふうに伺っております。図書館で本を選ぶような臨場感も増すと思います。こちらのほう、感謝したいと思います。

で、質問なんですけれども、シビックセンター受け取りサービスの2番のところで、事前の聞き取りの際に、シビック1階に設置される受け取りボックスの写真を見せていただいたんですけれども、78箱あるうちの一番上の段は、背の低いお年寄りの方やお子さんが手が届きにくいのではというふうに思いましたので、設置する前に何らかの配慮や改善をお願いいたします。

また、3番のところで、小学生及び中高生世代向けの電子書籍サービスで、ベストセラー

系はないというお話を伺っておりますけれども、例えばうちの次女が中学生なんですけど、あまり本は読まないんですけども、電子書籍のほうでは漫画やラノベ、ミステリーを中心にせっせとコンビニに課金をしに行っては、シリーズもので何冊もある本を読んでいます。

また、美容院などでタブレットで雑誌を読ませてもらえるサービスなんかも、若い人たちに人気があると思います。

せっかく、実際の本よりも高い電子書籍を用意していただけるということなので、漫画を入れてほしいということは言いませんけれども、図書館にヤングアダルトコーナーがあるように、若い人たちに手に取ってもらいやすい本や雑誌を入荷していただけたらうれしいです。いかがでしょうか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 まず、シビックセンター1階での図書受け取りボックスにつきまして、例えばお子さんであったり、車椅子を利用される方への配慮につきましては、現在のところ、今、想定しているのは、LINEのミニアプリで受け取りボックスサービスを利用させていただく形なんですけれども、最初の設定で、例えば中段で受け取るというような項目を設ける予定にしておりますので、それを最初に設定していただければ、基本的には中段以下で受け取れるような形で想定して、そのような配慮をしているところでございます。

ベストセラーとかそういったところの電子書籍がなかなかちょっとないというところで、御要望ももちろんいただくところでございまして、中高生世代向けにライトノベルをもっと欲しいと、見れるようにしてほしいというような御要望も確かにいただいているところでございますけれども、なかなか、一般の方が購入する電子書籍に比べまして、図書館に提供される電子書籍は、そのタイトル数がちょっと制限されている部分が、どうしても著作権であったり、そういった売上げの部分とか、そういったところを考慮して、制限されている部分があるので、可能な限りその御要望に応えたいなというふうには考えているところでございますけれども、どうしてもその制限がかかってしまうので、御要望いただいたオーダーになるべく応えられるようには努力していきたいというふうに考えております。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

石沢委員。

○石沢委員 このシビックセンターの受け取りボックスですかね、受け取りサービスって、78箱の受け取りボックスをシビックセンターの1階のエスカレーターのある辺りに設置することなんですけれども、例えば、実際に図書館に行って本を選ぶということ自体は、自

分の選んだ本がちゃんと手に取れるので、ないと思うんですけども、例えばこういう受け取りボックスみたいな話で、78箱くらいあるということになると、例えば自分の予約した本が入ってなかったとか、もしくは違う本が入っていたとか、例えばそういうような、若干のトラブルみたいなこともあるのかなというふうにはちょっと想定するんですけど、その場合、例えばこれ7時半から22時まで置けるんです、置いて利用できる時間をそういうふうに設定するということだったと思うんですけども、例えば役所の教育委員会は8時半くらいから開くということで、そういう本が入ってなかったときに、役所が閉庁時間だったということの場合、ではどこに、その本がなかったよとかそういうのを相談に行けばいいのかとかということは、どういうふうに想定されているのかなというのをちょっとお伺いしておきたいなと思うんですけども。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 極力、ボックスの中に間違いないように予約された本を配達するというのは当然のことなんですけれども、どうしてもそこは間違いが起こり得る可能性はゼロではないかなと思います。また、そのボックスの機器の使い方が分からないとか、そういったような御質問もあり得るかなと思いますので、基本的には、図書館につきましては、9時から夜21時まで真砂中央図書館はやっておりますので、その時間内であれば、真砂中央図書館にお問合せいただければと思っているところです。

御指摘いただいた早朝の時間帯であったり、21時以降、具体的には朝の7時30分から朝の9時までと、あと夜の21時から22時の間につきましては、今の段階では、コールセンターを設けまして、そこにお電話いただければ、具体的なトラブル内容を確認いたしまして、そこに的確にお答えしていきたいというふうに想定しているところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。エスカレーター脇だと、例えばインフォメーションのところがあって、ああいうところに聞きに行くとか、そういうことも何か想定されるのかなというふうには思うので、そうなったときに、そのインフォメーションの人が答えられるのかといったら、多分、答えられないと思うんですよね。だから、そういった点は、利便性という点では非常にアクセスもいいし、便利だろうなというふうに思うんですけども、やっぱりそういう想定されるトラブルとかについては、ぜひ御対応をお願いしたいなというふうに思います。

それから、電子書籍用のID・パスワードの配付ということで、小中高生向けということなんですけれども、小中高生なので、ID・パスワードとか忘れちゃうとかなくしちゃうと

か、そういうこともあるのかなというふうに思うんですけども、そういう場合は、再発行はしてくれるのかなというのをちょっと、素朴な疑問なんですけど、お聞きしたい。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 まず、1点目の受け取りボックスで、1階の総合案内のところにお問合せいただいたと、そういったことも当然想定されるかなと思いますので、そこにつきましては、施設管理部と事前にちゃんと情報共有して、そのような場合は、コールセンターであったり、真砂中央図書館に御連絡いただくようにというところで、オペレーションを徹底したいというふうに考えております。

2点目のIDとパスワードにつきましては、当然なくすことも想定されるかなと思います。その場合は、速やかに再発行して、電子書籍、またすぐ読めるように対応していきたいというふうに考えております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 では、お願いします。

最後に、この3D書架ブラウジングなんですけれども、普通の図書館だと、どういう本を取ったかとか、その本を手にとって見るとか、そういうことは基本的には記録に残らないですよ。ただ、3D書架ブラウジングというふうになると、インターネット上に3Dの図書空間を構築して、選んでいくということをシステム上でやるというふうになると思います。そうすると、その人がどういう本を選んでいるかというような記録みたいなものが、この3D書架ブラウジングとかだと残るのかなみたいなことがちょっと気になったんですね。

というのも、図書館というのは、図書館の自由に関する宣言というのがありまして、図書館は読書記録以外の図書の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さないとか、やっぱりそういう個人情報、どういう図書を選んだのかみたいなものについて、やっぱりそういうものを保護するというか、侵さないというような、そういう宣言というのがあると思うんですけども、そういう観点からして、この3D書架ブラウジングのシステム上にあるログみたいなものというんでしょうか、そういうものは残るのか残らないのかとか、どのように保護していくのかとか、外部利用されないのかどうかとか、そういったことについては、どのように調整するのか、ちょっと教えていただけますか。

○上田委員長 奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長 当然、この3D書架ブラウジングサービスにつきましても、図書館の自由に関する宣言というのは、一部適用される部分があるのかなというふうに考えている

ところです。

で、この3D書架のブラウジングサービスにつきましては、閲覧履歴、そのあたりはログを取らない形で、なので記録は残らないというような形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○上田委員長 よろしいですか。はい。ありがとうございます。

以上で、報告事項4の質疑を終了いたします。

○上田委員長 それでは、一般質問に入りたいと思います。

一般質問は、5人の委員から8件あるとのことでありますので、お1人六、七分でやっていただければと思います。

まず、山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

私からは1件だけです。毎年、5月のゴールデンウィークのあたりに、岩崎弘吹奏楽団による無料のコンサートがシビック大ホールであります。本当に毎年満席になって、私もそれを楽しみにしている一人でもあるんですけども、今年は大ホールは取れなくて、板橋のほうでやられたということで、非常に私も楽しみにしていたんですが、板橋ということを知って、行く時間ですね、往復の交通時間というのかな、それを考えたときに、どうしても自分のスケジュールで行けなかったのが非常に残念だなと思いました。

でも、きっとそれは私だけではなくて、区民の方たちは何かそういうふうに思った方がいたんじゃないのかなというふうにちょっと思ったので、ここで質問したいんですけども、そういった今回の岩崎弘ジュニア吹奏楽団の団体さんは、たしかそのコンサート、教育委員会の後援をいただいてやっていらっしゃると思うんですね。その後援をいただいている団体さんは、優先枠での予約が取れないのか。それって、またアカデミーの質問になっちゃうのかな。だったとしたら、例えば後援ではなくて、例えば共催できる方法というのがあったりするのかなと。その辺、何か後援と共催とでどう違っていくのかというのをちょっと教えていただけたらというふうに思います。

○上田委員長 真下教育総務課長。

○真下教育総務課長 共催と後援といったところの違いというところでございますけれども、後援につきましては、教育委員会のほうで、その事業趣旨に賛同して、その意思を示すものというところで捉えてございます。また、共催は、教育委員会として、その事業主体に当た

るものかなと。なので、共催と、共に事業者と共催するという位置付けでの捉えというふう
に考えてございます。

共催のほうは、経費であるとか事務分担といったところを、事業者と共に分担しながら進
めていく、その中に、会場を確保するというのも一つの対応ができるところがございま
すが、後援のほうは、あくまでも事業趣旨に賛同するという意思を示すというところ
でございますので、経費負担、事務分担といったところには応じていないところでは
ございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。毎年、本当に満席になっているということで、ほかの区民の方
からも「どうして」みたいな声が上がりましたので、何かいい方法があればなと思っ
たけど、いい方法というのはまあまああるわけではなく、ちょっと今回、その後援と
共催でまた違うのかなというふうに質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 2つありまして、1つが、区民が主役の会、海津委員の代表質問の答弁漏れがあ
ったので、質問させてください。

入学準備金のことについてなんですけれども、生活保護世帯や就学援助受給世帯を対
象外としたのは、制度上できなかったのか、それとも区の政策判断なのかと質問して
おります。区は、既に別の制度で支援している、これまで対象外だった中間層を支
援するためと説明していますが、制度上できなかったのか、政策判断なのかについ
ては、明確な答弁はありませんでした。

他の自治体では、生活保護世帯や就学援助受給世帯も対象とできるように、入学祝
金という名目にするなど、工夫を行っている例があります。だからこそ、なぜ文京
区は、物価高騰対策として、国からも支援するように通知が出ている教育費の支
援において、一番困っている世帯をあえて対象外としたのか、その理由をお示し
ください。

また、制度上、できないのではなく、既に別の制度で支援している子育て世帯の
給付になる支援はしないというふうにあえて外すという政策判断をしたという認
識でよろしいでしょうか。

○上田委員長 宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長 準備金につきましては、教育長から御答弁差し上げました
とおり、今回は子育ての支援という形で、物価高騰対策、何が必要かということで
考えたところでございます。制度上、既に保護世帯、または準要保護の支援が
必要な皆さんには、準備金という形

での制度がもう既にございますと。そこで、制度のない中間層を含めました、従前からの制度ではそこが補えてないところを埋めたという形ですので、重複しているということで考えれば、制度上できないということになるのかなとは思いますが、教育長答弁でも申し上げましたとおり、必要なところに制度で今回補完したというふうに考えているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 必要なところでということであれば、やはり就学援助で、今までも何度も決算とか予算のときとかも申し上げておりますけれども、就学援助じゃ足りないという現状があるのと、中間層に関しましては、別に困っているわけではないということはいえませんが、ランドセルを買えないとか、制服も買えないとかいうことではなく、それをほかのことで補うことができる人たちもいる中で、結局、格差が広がるという原因にもなってしまうので、子育て支援として考えたということであるのならば、なおのこと、やっぱりシングルマザーの人とかそういった人たちは、本当に足りてない、最低限の基準にしか達してないというところを重々考えていただいて、これから支援が始まる場所ですので、ぜひお考えいただきたいというふうに要望したいと思います。

○上田委員長 宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長 今回の準備金というものにつきましては、子育て世帯の補完、すみません、今回、例えば給食費無償化をさせていただきました。教育費に係る費用というようにところをどういうふうに埋めていきたいと思いますかというところで考えたところで、子どもがいらっしゃる世帯に対しては、給食費がかかっていますね、そこを無償化しましょうと。では、それ以外に、今度は教育にかかるその入口の段階でかかっている準備金であったり、その後、教育にかかっていく部分というところも、皆さん平たく、お子さんがいらっしゃる家庭は、公立学校、学校へ行くに当たって費用負担というところを気にせずに入れるようにという、準備できるようにというところでそろえたということで、政策の方向がそちらなんです。

で、もともとある支援が必要な世帯の皆さんにさらにというところであれば、我々のほうで考えているのが、その塾代助成であったりとか、サマーキャンプという形での体験を準備したりといったところは、政策としては考えているところであって、今回の準備金という、制度設計を考えたときの方向性が違うというふうに我々としては考えているところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 それは、一応理解しているところではあるんですけども、やっぱり困っている人たちへの教育費の支援と子育て支援というふうに分けることで、できなくなる支援というのがあるのであれば、やっぱり不幸というか、ちゃんと手が届いてほしい家庭、届いてないということは、行政のやり方として、やっぱりもうちょっと、届けたいところに届いてほしいということは申し上げておきたいというふうに思います。

で、2つ目の質問なんですけれども、6月3日の大雨警報が出た日の学校の対応について、質問いたします。

これは災害対策委員会で既に出ている課題ですけども、我が家の場合は、私立高校に通う長女と区立の公立中学に通う次女がおり、私立高校の長女のほうは、前日から臨時休校が決まっていたので、家に明日ずっといるんだろうなということで、前の日にスーパーに行ったら、もう全然、棚に何もないみたいな状態を見ながら、準備しておりました。

区立中学の登校に関しては、翌朝、前日にはお知らせが来ておりましたから、お知らせをちょっと読んで待っていたわけですけども、区立中学の登校に関しては、ほかの保護者たちも同じだったんですけども、学校からのお知らせを繰り返し読んでもなかなか理解できず、判断に困ってしまいました。

まず、前の日に中学から配信された対応についてのお知らせで、「5月29日からの新たな防災気象情報の運用開始に伴い、名称等が変更されております」というふうに言われましたけれども、何がどう変わったのか、まず分かりませんでした。区報が奇しくもちょっと前に出されておりましたけれども、それを読んだのが、6月3日の台風、大雨警報が出た日の後に読んだので、あ、このことかというのは後から分かったということだったんですけども。

また、朝6時半に「お知らせどおりの対応をしてください」という連絡が来ておりました。それで、ちょっと見比べながらずっと考えていたんですけども、同じ警戒レベル3でも、臨時休業になる場合とならない場合が、幼稚園、小学校ということであるということも戸惑いました。

また、神田川の氾濫危険警報がレベル4となり、文京区で避難所開設が始まったので、余計に外に出ていいのか悪いのか判断に迷ったけれども、子どもはもう元気に学校に向かった後だったんですね。

また、我が家は、給食納入業者として、前日、国立の小学校からは「休校です」というふうに言われていたんですけども、区立小・中学校は何件か注文が来ていたんですけども、

「明日は生鮮食品を受け取れない可能性がある。朝6時に決まります」というふうに連絡をくださった学校もありましたけれども、翌日、どこからも連絡がなかったので、配達すると普通に受け取られ、そこでやっと初めて給食もあることを知ったわけです。

当日の朝は、PTAのグループLINEなどで問合せが複数入ってございましたけれども、大体が学校に行くかどうか判断に迷うという声が多かったです。それで、神田川を渡る必要がある家庭は、登校を控えていたなという感じでした。

また、当日の帰宅については、災害対策委員会で高浜委員が指摘されているように、金富小の子どもたちは集団下校をしていたそうですけれども、神田川の増水や氾濫は、もしかしたら上流から遅れてくるかもしれないですし、また、都心部特有の内水氾濫で、マンホールが外れたりしないかも心配なので、できたら学校から、「授業が終わりました。今から帰宅しますよ」みたいなお知らせがあると、親も迎えに行くことが可能なので、ぜひこういう配慮というか、お知らせが欲しいなというふうに思いました。

今回、このように一度経験したことで、大雨時の対応について、あのお知らせのことが深く理解できたんですけれども、もともと紙だけもらってというか、大雨の前日に副校長先生から送られてくるお知らせだけもらって、当日、自分で判断して対応するのは、迷いも多くて、とても難しかったです。

今回の経験を基に、災害対策でも様々な指摘があったと思うんですけれども、区や学校としての対応について、改善しようと思っていることなどがあれば、教えていただきたいですし、今後の取組についてもお伺いします。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、6月3日の対応についてというお話がございました。本区のほうでは、台風接近、通過等に伴う気象状況の啓発時の対応ということで、これは昔から本区の場合にはホームページのほうに掲載してございます。それから、小・中学校に入学時に保護者のほうにも案内していますし、大きなことがあるときには、学校側のほうから配信もしています。常に、Home & Schoolでの連絡という形になっていますので、これに基づいて、6月3日も適正に運用できたというふうに考えてございます。いろんな御意見ございますが、教育委員会のほうには、前日も問合せのお電話は3件しかいただいておりません。

そういった状況の中、早く帰ってしまった学校があったというようなお話もあったんですが、これについては、もともと方向別下校訓練というのがございまして、その関係でその時間に帰ったというのがございました。これについては、学校での取組が個々にある場合には、

お子さんが行っていらっしゃる学校もそうだというふうに思うんですが、学校長のほうから連絡すべきことについては必要だなというふうに考えてございますので、そういった指導のほうは、またこれから教育委員会のほうで各学校に徹底したいというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 もちろん、紙が出されたりするのは、保護者としてもよく分かっているんですけども、実際にちょっとやっぱり、理解して、いざというときに行動する、私、ちなみに防災士の資格も一応持ってはいるんですけども、それでも警報レベル何のときにこれをするとかいうのの判断というのはとても難しく、教育委員会に連絡をして問い合わせようという人はあまりいなかったとは思うんですけども、やっぱりそれなりに巷ではというか、お友達同士とかPTAの間では、皆さんすごく困っていたというか、みんな混乱していたというところは分かっていたきたいなということと、今回、防災課の方はいらっしゃいませんけれども、やっぱりそういう避難所、いざというときに行動できるというのは、避難所の訓練とかもあるように、防災の練習をしておかないと、なかなか分からないし、実際に行動に移せないということもあると思いますので、何らかの形で練習というか、シミュレーションというか、そういう周知の場とかいうのがあるといいなというふうに思いますので、要望としてお願いいたします。

○上田委員長 はい、よろしいですね。

それでは、高山委員。

○高山（か）委員 私は、5月22日のお話をさせていただきたいんですが、文部科学省が沖縄辺野古沖での死亡事故を受けて、5月22日に同志社国際高校の研修旅行について、特定の政治的立場に立つ団体や活動との関係性、生徒に対し多面的な見解提示をなされていなかった点を挙げて、教育基本法第14条2項に反するという見解を示しています。

また、高市総理大臣が6月5日の参議院予算委員会の中で、私立学校を含めた全ての児童・生徒の安全確保に関する充実方策について今後検討を行い、二度とこのようなことが起きないように取り組んでいくと答弁しています。

で、質問なんですが、文京区は、本年度、公立の中学校で沖縄に平和学習を兼ねた修学旅行に行っている学校があります。質問は、現在、区立の中学校の平和学習を兼ねた修学旅行において、現地プログラムの選定基準というのはどういうことを行っているのかということ。それから、外部講師やガイド、現地案内について、教育委員会は確認を行っているのか。そ

れから、文科省の見解と高市総理大臣の発言を受けて、今後どのような方策を考えているのかという、この3つを質問いたします。

○上田委員長 高橋教育施策推進担当課長。

○高橋教育施策推進担当課長 まず、現地プログラムの選定基準についてですが、各学校が学習指導要領に沿って作成した教育課程及び各教科の年間指導計画の下、数年前からプログラムを検討し、学校長の判断でプログラムどおり実行しているところとなります。

外部講師や現地案内のことについてですが、当日の予定などは、実施計画を持って教育委員会が確認しておりますが、学校が行う当日の講師などは把握は行っておりません。

今回の文科省の見解を受けて、今後どのように本区としてやっていくかについてでございますが、文科省から発出されました通知を受けて、各中学校のプログラムを選定するに当たっては、学習指導要領に沿っていること、そこに対して、中学校長会の中で国や都の通知を丁寧に説明しながら、各学校が作成した教育課程や年間指導計画、また修学旅行の安全について、私たちのほうから指導・助言を行ってまいります。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 分かりました。各学校の主体性を尊重するというのは非常に、私も重要です。ですが、現場任せだけではなくて、教育委員会としても、万が一の偏りということが生じないように、引き続き目配りをしていっていただきたいんですが、教育長にこれは御質問なんですが、教育委員会として、学習内容について、多面的、客観的な視点を確保するために、ある程度チェックというのは、私は大事だと思うんです。今回の事件を受けて。学校任せではなくて、事前の確認、助言というのは、今後行っていくおつもりはあるのかということと、それから、もし見解がありましたら、今回の文科省の発言と、それから高市総理大臣の今後はしっかりと二度と起きないように取り組んでいくという発言を受けて、何か思いがありましたら、御発言をお願いいたします。

○上田委員長 高橋教育施策推進担当課長。

○高橋教育施策推進担当課長 学習内容については、学習指導要領に明記されているとおり、多面的、多角的な理解が必要となります。また、客観的、公正的な指導も重要であるというふうに認識しております。教育委員会としては、毎年、学校が作成する教育課程については、必ずヒアリングをし、なおかつ年間指導計画を全て確認して、指導・助言を行っております。

さらに、修学旅行の安全については、先ほど申したとおり、事前に学校の行事の実施計画を提出を求め、実踏の有無や内容の事前確認を行ってまいりたいと思います。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、担当課長のほうから話でしたが、我々のほうで、宿泊や校外学習の実施計画をきちんと確認するとともに、この辺野古の事件、それからあとは部活動のバスの事故が喫緊にございました。この件については、すぐに私のほうで合同校園長会で、今後の学校での実地踏査の大事さとか、それから適切な安全の引率の仕方、こういったことについては、学校長に周知してございますので、そういったところも教育委員会できちんと一つ一つ管理しながら、各学校の運営を改めて安全なものにしていきたいなというふうに考えてございます。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 今、お2人の課長の御答弁をいただいて、安心いたしました。平和教育というのは、大変重要な教育の一つというのは私も理解しています。ですから、ぜひ、教育委員会としては、子どもたち、その特定の教えというのを教え込まないように、答えを教え込まないように、自ら考える力というのを育む教育というのを引き続き進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 私は、2点です。

部活動の遠征事故についてですけど、先日、福島県の郡山市の磐越自動車道で私立高校の生徒18人が死傷するという事故が起きました。ソフトテニス部の遠征バスの事故でした。

そこで、文京区内の主に中学校の部活遠征時のバス利用の実態について伺いたいと思います。野球やテニス、サッカー、吹奏楽部など遠征を行っているのではないかと思います。その辺いかがでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 本区の実態としては、例えば公式戦の引率等ございますけれども、基本的には、公共の交通機関を使って引率をしています。

また、例えば大勢で出かける際に、例えば吹奏楽とかというところがあると思うんですけども、こういったことについても、例えばレンタカーを借りてですとか、それから運転手だけを雇用してというような活動は一切ございません。必ずバス会社と契約をしてというふうなところで、安全を担保した状況を確認した上で、生徒の引率に活用しているというふうに認識してございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。やっぱり子どもたちの安全が一番だというふうに思いますので、レンタカーを借りる際にも、やっぱりきちっと運転士、先生が運転するんでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、お話しさせていただきましたが、これも校長会のほうで周知しましたけれども、本区のほうでは、レンタカーを借りて生徒を輸送するようなことはございません。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 安心しました。それで、スポーツ庁等から通達があったかなと思いますけど、部活動の遠征に際しては、学校保健安全法第29条において、学校で危機管理マニュアルを作ることをなどが定められておりますけれども、そういうことは文京区ではきちっとやられていますか。

それと、これから部活動の地域指導が本格的に始まりますけれども、遠征する際の安全等々、より一層子どもたちの安全管理についてきちんとやらないといけないと思いますが、その辺いかがでしょう。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 御質問のあった危機管理マニュアルですが、これについては、全校で危機管理マニュアルを作成してございます。

○上田委員長 高橋教育施策推進担当課長。

○高橋教育施策推進担当課長 学校の活動ではなく、部活動の地域展開となっても、子どもの安全が第一となりますので、その部分は業者としっかりと詰めてまいりたいと思っております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。危機管理マニュアルがきちんと作られているということです。そういうマニュアルについては、父母の皆さんとかにきちっと徹底していただくことや、部活動の地域開放がこれから始まるので、運転手を頼むとかということが出てくるかなというふうに思いますけど、そのマニュアルに沿ってきちっと子どもたちの安全を確保していくということが大事だと思いますが、その辺よろしくお願いします。

学用品の無償化についてですが、私たち、度々無償化をするように質問を重ねてきました

けれども、今、何らかの形で教材費の無償化を行っている区が、先日まで9区だったんですが、板橋区がやることになりまして、10区となりました。

板橋区では、小・中学校の修学旅行や移動教室の無償化に3億2,300万円、ドリルや副読本、理科実験材料や資料集など、補助教材費の負担軽減のための補助に4億6,800万円の補正予算を6月議会に計上したということです。財源は、公立小学校の給食無償化の国庫負担ができて余力ができたから、決断したということなんですけれども、質問でもやりましたけど、その他、修学旅行や移動教室の費用負担を行っている区が11区、両方補助している区が6区あります。

文京区も、先ほど来ありましたけど、入学準備金だけでなく、教材費の無償化、ぜひ決断をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○上田委員長 宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長 修学旅行費や教材費につきましては、基本的に支援が必要な世帯の皆様には一定の経済的負担の軽減が図られているものと認識しておりまして、現在のところ、無償化については考えておりません。

また、修学旅行費につきましては、1人当たり約1万円の増が、コロナの感染流行前から比べますと広がっている分について、令和7年度からこれ補助事業として始めているところで、本年度も継続しているところでございます。

子育て世帯の負担増について、どのような施策を実施していくかということにつきましては、各自治体の考えや方針があるかと思っております。予算が限られる中、保護者負担の軽減につながるからということで、またほかの自治体で行っているからということで、全ての事業を実施するというのは、即動くというのは難しいのかなというふうに考えております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 子育て全体の中で考えていくということで、先ほど来御答弁いただいておりますけれども、支援が必要なお子さん、就学援助のお子さんって、大体1,000人ぐらいだということを前にお聞きしましたが、その就学援助だけの補助でなくて、全体に補助が行き渡るような、こういう教育費の無償化、ぜひやっていただきたいというふうに思います。学校給食の無償化も進みましたし、義務教育はこれを無償とするという憲法26条がありますので、ぜひそのところを基本として、教材費の無償化をやっていただきたいと思いますし、私たち、23区一覧調べましたけれども、ぜひ皆さんのところで、学務課のところでも、23区全体の補助状況を調べていただいて、ぜひ実現のために御努力いただきたいと思います。

以上です。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 私から2点なんですけど、まとめて聞かせられます。

まず、昭和小の教室不足対策ということで、本駒込二丁目の国有地に在宅サービスセンターを移転させるという計画が明らかになっていて、そういう中で、今、いろいろな調整なんかも進めている段階だと思うんですけども、実際、どのくらいのスケジュール感で、教室不足対策ということが、昭和、その在サの部分も含めて、できるようになってくるのかということをお伺いしたいなということです。

それからもう一つは、これ5月1日に課長さんのほうからメールがあったことで、昭和小のエレベーターの浸水停止事案ということで、あったということで、5月1日に文教委員宛てにメールが来ていて、この事態で、今、エレベーターの復旧状況、今後、いつ頃までにこれが復旧するのかということはお伺いしておきたいなというふうに思います。

昭和小のお便り、私、これ5月29日のやつを見ましたら、5、6年生が800人分の食缶とかお皿とかをみんなで抱えて持っていたというような話がありまして、ふだんは食材を運ぶために使っていたエレベーターだったんですけども、それが停止して、そういうのがあったんだと。一体どうなるんだろうというふうに思ったというような現場の先生の声なんか紹介されていましたが、昭和小学校も1996年ですかね、竣工して、30年経過する、そういう建物にもなっています。

そうなりますと、特別教室の改修工事なんかは、30年でやるとか、大規模改修も30年でやるみたいな話もありますけれども、昭和小なんかも、やっぱり大規模改修なんかも、今度のエレベーター事案なんかは、予期せぬ事態だったと思いますけれども、特に大規模改修なんかもやっぱりやっていく必要もあると思うし、浸水なんか被害が起こったという点では、各学校の緊急点検なんかもやっぱり必要になってくるのかなみたいなふうにも思うんですけども、そのあたりどのように認識しているかということをお伺いしたいと思います。

○上田委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 まず、1点目のほうでございますけれども、御案内のとおり、国有地の取得、また在宅サービスセンターの移転という方向で検討が進んでいるというところでございます。また、具体的に私どものほうで何かその点について計画をというところの時点ではございませんけれども、基本的には移転とタイミングを合わせて、私どもとしても必要な措置等の検討を進めまして、間髪置かずにと申しますか、なるべくそこについて間断なく

整備ができるような形で計画的に進めていければというふうに考えているところでございます。

続きまして、2点目でございますけれども、昭和小のエレベーター、御指摘のとおり、前日と申しますか、早朝の雨がエレベーターのピット内に流れ込むことで、エレベーターが浸水して停止という事案となりました。子どもたちには、ちょっと給食の食缶運びということで、大変お手間をとというか、協力をしてもらって、数日をしのいだところではございます。

今回は、不慮のと申しますか、不測の事態に基づく事案ということで、緊急対応させていただいたところですが、基本的には、今、取り組んでおります特別教室の改修工事、これが令和9年度落ち着きを見せますので、それ以後につきましては、計画的にそのほかの外壁、サッシ改修、その他大規模改修というようなところと計画的に実施をすることで、全体的に学校施設の快適化というものについても取り組んでまいりたいと考えてございます。

昭和小学校のエレベーターの修繕の見通しなんですけれども、基本的には、今、契約のほうは進んでいるところでございまして、ワイヤーロープ等、ちょっと部品のところで納品が、資材のほうの調達がなかなか難しいようなところがあって、少しお時間を頂戴しているところでございますけれども、また、そこら辺のところの見通しが立ちましたら、具体のスケジュールにつきましては皆様に御案内をさせていただければと思っております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 今、エレベーターは人を乗せてないという話もあって、それは安全上の配慮からということだと思うんですけれども、学校施設ですから、間違っただけで子どもが乗るみたいな話でも当然あり得ることはあると思うんですよね。ですから、直ちに、早く修繕工事をやっていただきたいなということと、あとそれから、これからやっぱり雨の季節ということでは、やはりこういうような雨が流入してエレベーターが動かなくなるみたいな話が、ほかでも起きるようなことになると、それはそれで本当に大きな問題にもなると思いますので、やっぱりそういう緊急点検なんかもやっていくことは必要かなというふうに思いますので、その点は改めてお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、一般質問を終了いたします。

○上田委員長 その他。

本会議での委員会報告について。文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 それでは以上で、文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 5時00分 閉会